

始



97

科學月刊

中華民國五十二年

第...

特265
97



事

規

程



第一章 通則

第一節 電燈ニ關スル一般事項	一
一、電壓降下	一
二、安全電流	一
三、絶縁抵抗	一
四、看板廣告燈	三
第二節 電線及「コイド」	三
五、電線ノ種類	三
六、屋内ニ使用スル電線	四
七、「コイド」ノ種類	五
第三節 電燈器具取附方法	五
八、一二三	三

第二章 電燈屋内工事

第四節 屋内電線敷設一般	九
二四、一四八	
第一節 普通工事	一七
四九、露出工事	一七
五〇、隠蔽工事	一九
五一、隠蔽工事	二〇
第二節 特別工事	二一
五二、金屬管工事	二一
五三、線樋工事	二七
五四、電纜工事	二八
第三節 看板、廣告燈其ノ他ノ工事	二九
五五、	
第四節 臨時燈工事	三二

第三章 架空引込線

第五節 特殊場所工事	三五
五七、濕氣アル場所	三五
五八、塵埃アル場所	三六
五九、腐蝕性瓦斯若クハ溶液ノ發散スル場所	三八
六〇、爆發若クハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生製造若クハ貯藏スル場所	三八
六一、街路燈工事	三九
六二、露店燈工事	四〇
六三、隧道及坑内工事	四一
第六節 劇場内工事	四一
六四、電燈工事	四二
六五、「アーク」工事	四三
第一節 引込線ノ種別	四五

六六、一六八	第二節 引込線工事	四五
六九、一〇二	第四章 動力工事	五七
第一節 電動機ニ關スル一般事項	五七	
一〇三、一一二七	第二節 動力屋内工事	六五
一二八、一一四七	第三節 動力架空引込線工事	七四
一四八、一一五六	第五章 電力工事	七七
第一節 電熱器工事	七七	
一五七、一一七二		七七

第二節 電氣醫療器工事	八一	
一七三、一一七七	第三節 電氣扇工事	八二
一七八、一一八三	第四節 試験用及充電用装置	八三
一八四、一一八九	第五節 電氣爐及熔接器工事	八四
一九〇、一一九四	第六章 設計及申込手續	八七
第一節 設計ニ關スル事項	八七	
一九五、一一九八	第二節 申込ニ關スル手續	八七
一九九、一二〇四		八七

第七章 試験及試運転

第一節 新設試験	八八
二〇五、一二二二	
第二節 定期試験	九〇
二一三、一二一八	
第三節 點檢	九一
二一九	
第四節 圖面整理	九三
二二〇	
第五節 地線抵抗測定	九五
二二一	
第六節 電動機試運転	九七
二二二—二三〇	

第七節 電熱器試送電

二三一、一二四四

附 録

一、電壓降下ノ算法	一〇一
二、電熱器標準仕様書	一〇五
三、電流計標準仕様書	一〇三
四、「ナイフ」型開閉器標準仕様書	一〇七
五、電氣事業法抜萃	一九
六、電氣事業法施行規則抜萃	一九
七、積算電力計ニ關スル規程抜萃及注意事項	二三
八、積算電力計ニ關スル注意事項	二五
九、從業員心得	二九
一〇、宿直員心得	四一
二、火災心得	四二

緒言

我が電氣界は日に月に長足の發展を成し之に伴ひ利用範圍も亦益々擴大せり當社殊に電燈課に於ける業務關係上にも其の傾向著しく電燈電力は素より電氣扇電熱器等の應用範圍は各方面に涉り愈用途激増し四季晝夜の間斷無く利用せらるる趨勢に至れり

而て電氣は産業發展上將又文化の向上に重要缺くへからざる事を吾も人も異口同音に高唱せらるる從つて我が従業員は此の大切なる事業に携さばる關係上之れが規畫作業を誤らざる様簡捷統一を計り一層適切確實に作業の遂行を期せざるへからず

茲に工事施工上の根源たる法規も此の間に於て數度の改正を視加ふるに「メートル」法の實施により從來の従業員心得にては完全を期する事不可能となり以て此の革進的時期に當り總てを改善し技術上經濟上共に能率増進の目的を以て本規程を編纂せり

本規程は主として屋内線工事に關する萬般と引込工事の方法を指示し之れに伴ふ設計、

工事、試験、試運轉等章を追て述へ更に必要なる各種の表を添付して従業員の便に供し尙ほ一般の心得として需用家に入出の際及應待に關する注意を附記せり

従業員諸氏は常に本書を携帯し機會を求めて大に之れを運用し規程に抵觸せざる様其の目的に副はれん事を切望す

本規程は電氣工作物規程は勿論其の他の關係諸法規に基き作成したるものなり仍て本規程に使用せる用語は左の例に倣ふ

一、發電所トハ發電機、原動機其ノ他機械器具ヲ設備シ電氣ヲ發生スル所ヲ謂フ

二、變電所トハ發電所、蓄電所又ハ他ノ變電所ヨリ送電セラレル電氣ヲ更ニ構外ニ送電又ハ配電スルタメ構内ニ設備セル機械器具ニヨリ變成スル所ヲ謂フ

三、蓄電所トハ發電所、變電所以外ノ場所ニ於テ蓄電池其ノ他ノ機械器具ヲ設備シ電氣ヲ充電及放電スル所ヲ謂フ

四、開閉所トハ發電所、變電所、蓄電所以外ノ場所ニ於テ送電又ハ配電ノ爲構内ノ設備ニ依リ電路ヲ開閉スル所ヲ謂フ

五、電線トハ強電流電氣傳送ニ用フル電氣導體ヲ謂フ

六、電路トハ發電機其ノ他ノ機械、器具、電線、大地等ニシテ強電流電氣ノ通スル一全路ヲ謂フ

七、電線路トハ電線及之ヲ支持シ又ハ保藏スル工作物ヲ謂フ

八、送電線路トハ發電所、變電所又ハ蓄電所相互間ヲ連絡スル電線路ヲ謂フ

- 九、配電線路トハ發電所、變電所又ハ蓄電所ヨリ他ノ發電所、變電所又ハ蓄電所ヲ經過セス
需用場所ニ至ル電線路ニシテ引込線以外ノモノヲ謂フ
- 一〇、饋電線路トハ發電所、變電所又ハ蓄電所ヨリ他ノ發電所、變電所又ハ蓄電所ヲ經過セ
スシテ電線路ニ至ル電線路ヲ謂フ
- 一一、電車線路ト電車線及之ヲ支持シ又ハ保護スル工作物ヲ謂フ
- 一二、架空引込線トハ配電幹線ヨリ分岐シ需用場所ノ構外ニ於ケル支持物ヲ經過セスシテ需
用場所ニ至ル架空電線ヲ謂フ
- 一三、地中引込線トハ配電幹線ヨリ分岐シテ直接需用場所ニ至ル地中電線ヲ謂フ
- 一四、弱電流電線トハ電信線、電話線、電氣信號線其ノ他弱電流電氣ヲ使用スル電氣導體ヲ
謂フ
- 一五、電壓トハ電線相互間又ハ電線ト大地トノ間ニ於ケル電位ノ差ヲ謂フ
- 一六、低壓トハ直流ニ在リテハ六百「ヴォルト」、交流ニ在リテハ三百「ヴォルト」ヲ超過

セサル電壓ヲ謂フ

- 一七、高壓トハ低壓ノ限度ヲ超過シ三千五百「ヴォルト」ヲ超過セサル電壓ヲ謂フ
- 一八、特別高壓トハ高壓ノ限度ヲ超過セル電壓ヲ謂フ
- 一九、地中管路トハ地中ニ施設セル電線路、弱電流電線及之ヲ保護スル管、瓦斯管、水道管
下水管、空氣管並ニ之ニ附屬スル地中函及接續函等ヲ謂フ

電
燈
工
事

雷 電 工 事

第一章 通 則

第一節 電燈ニ關スル一般事項

- 一、屋内電燈線（門燈街燈軒燈ヲ含ム）ノ引込口ヨリ終端電燈マデノ電壓降下ハ最大使用電流ニ於テ「パーセント」以內タルベシ（第一表）
- 二、電線ニ通過セシムル安全電流ハ電氣工作物規程本則第十四條（細則第十八條）ニ依ルモノトス（第二表）
- 三、屋内ニ施設スル電線ノ絕緣抵抗ハ左ノ各項ニ依ルコトヲ要ス
（イ） 白熱電燈ノミニ電氣ヲ供給スル爲ニ施設スル電線相互間及電線ト大地トノ間ノ絕緣抵抗ハ電燈球及附屬物ヲ合セ劇場ニ於テハ一燈ニ對シ四「メガオーム」其ノ他ノ場所ニ於テハ一燈ニ對シ二「メガオーム」以上タルコト

屋内ニ於ケル電壓降下ハ引込口ヨリ配電盤迄〇・五「パーセント」以內、配電盤ヨリ終端電燈迄〇・五「パーセント」以內トス
電壓降下及安全電流ノ計算ハ普通住宅ニ於テハ一燈六〇「ワット」商店、事務所ニ於テハ一燈一〇〇「ワット」ヲ標準トス
但シ何レノ場合ニ於テモ前記以上ノ電球ヲ用スルトキハ所要電流ヲ以テ計算スヘシ
本則第八十六條

(ロ) 前項以外ノ場合ニアリテハ電線相互間及電線ト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ電燈球屋内電氣器具(扇風機電熱器小型電動機其ノ他之ニ類スル屋内電氣機械器具ヲ謂フ以下之ニ同シ)其ノ他ノ機械及附屬物ヲ除キ漏洩電流ヲシテ劇場ニ於テハ最大供給電流ノ四萬分ノ一其他ノ場所ニ於テハ最大供給電流ノ二萬分ノ一ヲ超過セシメス且機械器具(瞬時温水器ノ如キ大地ヨリ絶縁セスシテ使用スル機械器具ヲ除ク)及附屬物ヲ合セ漏洩電流ヲシテ劇場ニ於テハ最大供給電流ノ二萬分ノ一其ノ他ノ場所ニ於テハ最大供給電流ノ一萬分ノ一ヲ超過セシメサルコト

前項ノ絶縁抵抗ハ劇場ニ於テハ毎年四回以上其ノ他ノ場所ニ於テハ毎年一回以上試験シ(劇場病院漏氣又ハ塵埃ノ充チ易キ箇所ヲ除クノ外兩線間ノ試験ヲ要セス)其ノ成績ヲ記録スルコトヲ要ス (第三表)

本則第八十五條拔萃

四、看板、廣告塔又ハ軒下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ低壓電線ヲ施設スル場合ニハ一、六耗(BS十四番)ノ軟銅線又ハ之ト同等以上ノ強サ及太サヲ有スル電線ヲ使用シ之ヲ展開セル場所ニ施設スルカ又ハ金屬管工事ニ依リ施設シ且危險ノ虞ナキ様適當ニ施設(細則第四十七條)スルコトヲ要ス

前項ノ電線相互間及電線ト大地トノ間ノ絶縁抵抗ハ機械器具附屬物ヲ合セ漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ五千分ノ一ヲ超過セシメサルコトヲ要ス

但シ白熱電燈供給ノ場合ニアリテハ一燈ニ對シ一「メガオーム」以上タルコトヲ要ス (第三表)

第二節 電線及可撓紐線(コード)

五、電線ハ被覆ノ種類構造及使用目的ニ依リ左ノ五種トス
 第二種絶縁電線 第三種絶縁電線

本則第十五條
 細則第七十六條乃至
 細則第八十條

第四種絶縁電線 (以下單ニ何種線ト稱ス)
鉛被電線 電 纜

六、屋内ニ使用スル電線ハ左記ニ依ルベシ

(イ)「ブラケット」「バイペンダント」其ノ他之ニ類スル管内ニ藏ムル電線ハ一耗(BS十八番)以上ノ四種燃線ヲ使用スルコト

(ロ) 但シ短少ナル管内ニ藏ムルモノハ單線ヲ使用スルコトヲ得線附「ソケット」ノ導線ハ七本以上ノ燃線ヨリ成ル一耗(BS十八番)相當以上ノ四種線ナルコト

(ハ) 二種線ノ六耗(BS二番)以上及三、四種線ノ五耗(BS四番)以上ハ燃線ナルコト

(ニ) 金屬管内ニ藏ムル電線ハ四種線ニシテ二、六耗(BS十番)以上ノモノハ燃線ナルコトヲ要ス

(ホ) 鉛被電線ハ使用スヘカラス

本則第九十一條

本則第百三條

但シ特種ノ場所ニシテ當社ノ承認ヲ得タルトキハ此ノ限ニ在ラス

(ヘ) 電線ハ電纜ノ外地中ニ埋設スヘカラス

七、可撓組線(コード)ノ種類ハ左ノ五種トス
第一種可撓組線 第三種乙可撓組線
第二種可撓組線 第四種可撓組線 (以下單ニ何種「コード」ト稱ス)
劇場用可撓組線 電熱用可撓組線

第三節

開閉器(フューズ入)安全器(小角又ハ「フューズボックス」ノ類)點滅器其ノ他電燈器具取附方法

八、引込開閉器ハ引込口ニ近ク取附クルヲ以テ本旨トシ工事上已
△ヲ得サル場所ニ限り引込口トノ距離ヲ左表ニ依リ設置スル
コトヲ得

本則第十六條
細則第七十二條
細則第七十四條
細則第七十四條第二號
細則第六十六條第四號

本則第九十七條
開閉器ハ配電盤用又ハ二〇「アンペア」以上ノモノハ石盤台「ナイフ」型トシ當社ノ仕様ニ從フモノトス
但シ當社ノ承認ヲ得タルモノハ此ノ限ニ在ラス
「フューズ」ノ容量ハ開閉器安全器ノ容量以下タルヘシ

工事種類	二種線	三又ハ四種線
露出工事	三米(約十尺)	四、五米(約十五尺)
隠蔽工事	二米(約六尺)	三米(約十尺)

備考 露出ト隠蔽トヲ含ム場合ハ之ヲ隠蔽工事ト見做ス

九、開閉器、安全器、其ノ他之ニ類スル器具ニハ其ノ使用電壓及

電流ヲ指示スル事ヲ要ス

一〇、引込開閉器ハ一構内ト雖各戸ニ設置スヘシ

一一、開閉器取附點ノ高サハ床上二米(約六尺)以上二、五米(約八尺)以下ニシテ容易ニ開閉シ得ル様設置場所ヲ撰定スヘシ

一二、開閉器ハ震動スル場所又ハ押入、戸棚等ノ内部ニ設置スヘカラス

一三、安全器ハ作業容易ナル場所ニ設置スヘシ

細則第四條

一四、「コード」ハ特殊ノ場合ノ外二種及三種乙トシ全長三、五米(約十二尺)以内トス

但シイ) 移動セシテ床上二米(六尺六寸)以下ニ垂下セサルモノハ此ノ限ニ在ラス

(ロ) 煙草點火器、小型扇風器、「スタンドランプ」其ノ他之ニ類スル輕小ナル電氣器具ニハ四種「コード」ヲ使用スルコトヲ得

一五、「コード」ハ之ヲ互ニ直接接續シ又ハ分岐シテ使用スヘカラス

一六、「コード」ト電線ノ接續點ニハ「ローゼット」或ハ挿込型接續器ノ類ヲ使用スヘシ

一七、「ローゼット」又ハ挿込型接續器ハ導體ノ露出セルモノヲ使用スヘカラス

一八、「ローゼット」以外ノ特種器具ヲ使用スル場合ニハ其ノ回路

本則第九十一條ノ二

本則第九十二條

五〇〇「ワット」以上ノ電燈器具ニ使用スル「コード」ノ大サハ左表ニ依ルヘシ

五〇〇「ワット」以上	一、四番
一、〇〇〇「ワット」以上	一、六番
一、〇〇〇「ワット」以上	B.S. 十四番

「コード」ノ線心ハ亂レサル様先端ヲ鐵著シ且上打編組ノ終端ヲ「カタン」系ノ如キモノヲ以テ纏捲スヘシ

細則第四十八條

特種器具トハ「シヤンデリ

- 中別ニ之ヲ保護スルタメ容易ニ「フューズ」ヲ取替ヘ得ル場
所ニ各個ニ安全器ヲ設置スヘシ
- 一九、石渡式及之ニ類スル「ソケット」ハ一〇〇「ワット」ヲ超
過スル瓦斯入電球又ハ「ソケット」ヲ過熱スル虞アルモノニ
使用スヘカラス
 - 二〇、蕎麥屋、饅頭屋ノ釜場又ハ風呂場ノ如キ水蒸氣ノ發散スル
場所ニハ「スチームタイト」器具ヲ使用スヘシ
 - 二一、「スタンドランプ」又ハ之ニ類スル器具ヲ取附クル場合ニハ
捻込型挿込接續器ヲ使用スヘシ
 - 二二、一個ノ電燈ヲ二個所ニテ點滅スル「ス井ツチ」ハ普通ノモ
ノト識別シ得ル記號ヲ附スヘシ (第二圖)
 - 二三、單相三線式ニ使用スル「ス井ツチ」ハ中性線ヲ他ノ二線ヨ
リ速ク切斷シ遅ク挿入セサル構造トシ且中性線ニ「フューズ」

ヤ「パイプペンダント」「グ
ラツケツト」「シーリング
イト」及鳩目ヲ使用スル「コ
ードペンダント」ノ類
一〇〇「ワット」ヲ超過スル
瓦斯入電球ニ使用スル「ソ
ケット」ハ金屬製又ハ硫黃
ヲ使用セサル陶製ノモノナ
ルコト
細則第五十九條
氣密外球ヲ用ヒタル器具ニ
ハ過熱ノ虞アル電球ヲ使用
スヘカラス

ヲ挿入スヘカラス

第四節 屋内電線敷設一般

- 二四、電線ノ引込口ニハ各種ニ開閉器ヲ設置シ之ヨリ屋内幹線ヲ
經テ配電盤ニ至ル、配電盤ニハ主要開閉器及局部開閉器ヲ設
置シ分配スヘシ
- 二五、引込口ヨリ引込開閉器ニ至ル電線カ瓦斯管ト六十種(約二
尺)以内ニ接近スル場合ハ四種線ヲ使用スヘシ
- 二六、引込開閉器及局部開閉器ニハ所要ノ「フューズ」ヲ挿入シ
其ノ回線ノ最小電線ヲモ保護スルモノトス
- 二七、「コードペンダント」ニ一耗(BS十八番)「コード」ヲ使用
スル場合ハ使用電流ノ多少ニ從ヒ所要ノ「フューズ」ヲ「コ
ード」ト電線ノ接續點ニ挿入シ「コード」ヲ保護スヘシ
但シ一〇〇「ワット」以下ノ場合ハ「アンペア」トス

本則第九十七條

- 二八、電燈ハ一回線十五燈以内トシ總「ワット」數一「キロワット」以下ニ分配スヘシ
- 二九、一回線十燈以内ノ場合ニ限リニ「キロワット」トナス事得但シ使用電線（電球線ヲ除ク）ノ最小ハ二耗（BS十二番）以上トス
- 三〇、電燈十五燈以内ニシテ總「ワット」數一「キロワット」以下ノ場合ハ引込開閉器ヨリ直接分配スルコトヲ得
- 三一、「メートル」需用家ニ於テハ「メートル」ヲ經テ更ニ開閉器ヲ設置シ配電盤ハ取扱ニ便ナル場所ヲ撰ヒ第壹圖甲ニ依リ設置スヘシ
- 三二、商店、事務所、倉庫等ニテ二燈以上ノ電燈幹線ハ二耗（BS十二番）以上ノ電線ヲ使用シ其ノ他高燭力電球ヲ使用スル見込ナキ場所ニシテ四燈以内ノ幹線ハ一、六耗（BS十四番）以上トス

本則第九十七條

- 三三、電線ハ一般ニ磚子又ハ「クリート」ヲ以テ絶縁シ造營物ニ觸ル、虞アル場所及造營材ヲ貫通スル部分（電纜、線繩、金屬管工事ノ場合ヲ除ク）ニハ磚管ヲ使用スヘシ但シ乾燥セル場所ニシテ工事上已ムヲ得サルトキハ「ゴム」管ヲ以テ磚管ニ代用スルコトヲ得
- 三四、電線ト瓦斯管、水管、弱電流電線其ノ他金屬體ト十五糎（約五寸）以内ニ接近シテ施設スル場合ハ次ノ工事方法ニ依ルヘシ
 - (イ) 瓦斯管ト十五糎（約五寸）以内ニ並行シテ接近スルトキハ電纜工事ニ依リ施工シ又交叉接近スルトキハ長サ三十糎（約一尺）以上ノ磚管内ニ電線ヲ藏メ磚管ノ端口ト瓦斯管トノ距離十五糎（約五寸）以上ヲ保タシメ且磚管ノ兩端ニ於テ電線ヲ磚子又ハ「クリート」ヲ以テ支持シ移動ナカラシムヘシ

本則第九十五條

本則第九十六條

但シ金屬管工事ニ依ルカ堅固ナル絶縁物ヲ以テ隔壁ヲ設クルトキハ此ノ限ニ在ラス

(ロ) 弱電流電線、水管又ハ金屬體ニ接近スル場合ハ前項ニ依リ施工スルモノトス

三五、電線ヲ分岐スル場合ハ幹線支持點ニ於テ分岐シ交叉箇所ニハ磚管ヲ挿入スヘシ (四九號ヘト参照)

三六、金屬板ヲ貫通スル磚管ハ機械的損傷ヲ受ケサル機木管ニ挿入スルカ又ハ「ゴムテープ」ヲ捲キ之ヲ保護セシムヘシ

三七、磚管ヲ使用シタルトキハ「バインド」線又ハ「テープ」ノ類ヲ以テ磚管留ヲ施スヘシ

三八、繼目アル磚管、割磚管又ハ折磚管ヲ使用スヘカラス

三九、磚管ニハ外力ノ加ル事ナク且其ノ端口ニヨリ電線ノ被覆ヲ損傷セサル様其ノ電線ノ方向ハ磚管ノ中心ノ方向ト一致セシムヘシ

但シ前項ニ依リ難キ場合ハ磚管ノ兩端ニ於テ電線ヲ碍子又ハ「クリート」ノ類ヲ以テ支持セシムルコト

四〇、天井板ヲ貫通スル磚管ハ上部十五種(約五寸)以上ニ達スルモノヲ使用スルコト

四一、金蓋「ソケット」(耐水ソケット)等ノ線附「ソケット」ノ導線ニハ繼目アル電線ヲ使用スヘカラス

四二、「バインド」線ハ一耗(BS十八番)以上ノ二種鐵線又ハ銅線ヲ使用スルコト

四三、電線ニ接續點ヲ設クルトキハ左ノ各項ニ依ルコト(第三圖 甲、乙)

(イ) 電氣抵抗ヲ増加セシメサルコト

(ロ) 電線ノ強サヲ八割以下ニ減少セシメサルコト

(ハ) 絶縁ヲ低下セシメサルコト

線附「ソケット」ノ電線ハ長サ三、五米(約十二尺)以内トシ線心ハ亂レサル様其ノ先端ヲ織着スルコト

細則第十七條 電線ヲ接續スルニハ先ツ接續スル部分ノ電線ヲ損傷セサル様被覆ヲ剥キ取り(三又ハ四種線ハ二段剥キトナスコト)充分ニ磨キ三、二耗(BS八番)以上ハ「ブリタニヤ」接續法、二、六耗(BS十番)以下ハ「ツウイスト」接續法ニ依リ完全ニ織着ス

(ニ) 特種ノ接續法ヲ除クノ外鐵着ヲナスコト

四四、電線ト電氣器具トノ接續ハ次ノ各項ニ依ルヘシ

(イ) 電線ト電氣器具トノ接續點ハ充分ニ接觸セシメ弛緩セサル様取附クヘシ

(ロ) 器具、開閉器等ニ取附クル三、二耗(B S 八番)以上ノ單線及二、六耗(B S 十番)以上ノ燃線ニハ「ターミナル」ヲ附シ完全ニ鐵着ヲナスヘシ

(ハ) 電線ヲ器具ニ捻子ヲ以テ接續スル場合ハ捻子ノ方向ニ曲ケ座金ニ充分接觸スル様取附クヘシ

(ニ) 電線ヲ器具ニ接續スル場合其ノ接續點ノ露出スル導體ニハ「ゴムテープ」及綿「テープ」ヲ捲キ絶縁スヘシ

ルコト
鐵着シタルトキハ濡布類ニテ拂拭シ二種線ハ綿「テープ」ヲ二重捲トシ、三又ハ四種線ハ「ゴムテープ」ヲ捲キ更ニ綿「テープ」ヲ二重以上捲クヘシ

燃線ニ「ターミナル」ヲ附スル場合ハ素線ヲ減セサルコト

四五、「ローゼット」ハ造管材ノ下面ニ取附クヘシ

但シ工事上已ムヲ得ス横附スルトキハ直接之ニ重量ヲ支持セシメサル様適當ノ方法ニ依リ施工スヘシ

四六、「フュース」ハ爪附又ハ板狀ヲ使用スヘシ

但シ「ローゼット」ニ挿入スル五「アンペア」以下ノモノハ此ノ限ニ在ラス

四七、同一ノ屋内ニ施設スル二箇以上ノ電路カ之ニ供給スル事業者ヲ異ニスルトキハ各電路相互間ノ距離ヲ左ノ區別ニ依リ離隔スルコトヲ要ス

一、隔壁アル場合

(イ) 各電路カ隠蔽工事ナル場合

一、二米(約四尺)以上

(ロ) 各電路カ露出工事ナル場合
十五種(約五寸)以上

本則第十三條
細則第十四條

本則第八十八條

(ハ) 隠蔽工事ニ依ル電路ト露出工事ニ依ル電路トノ場合
十五種(約五寸)以上

二、隔壁ナキ場合

(イ) 各電路カ隠蔽工事ナル場合

一、二米(約四尺)以上

(ロ) 各電路カ露出工事ナル場合

三十種(約一尺)以上

四八、電線ノ引上ケ引下ケノ箇所ハ金屬管又ハ線繩ヲ使用スヘシ
但シ線繩ヲ使用スル場合ハ乾燥シタル場所ヲ撰ヒ露出セシム
ヲ要ス

四九、露出工事ハ配線ノ体裁ニ注意シ次ノ各項ニ依リ施設スルモ
ノトス

第二章 電燈屋内工事

第一節 普通工事

ルカ押入内ノ如キ場所ニテ外觀ヲ損セサル様施設スヘシ

四九、露出工事ハ配線ノ体裁ニ注意シ次ノ各項ニ依リ施設スルモ
ノトス

(イ) 電線ハ一般ニ二種線ヲ使用シ造管材ノ下部又ハ側面ニ取
附クヘシ

(ロ) 容易ニ手ノ觸ル、虞アル場所ニ施設スル場合ハ四種線ヲ
使用スルコト

(ハ) 電線相互間三種(約一寸)以上電線ト造管材トノ間ハ六
耗(約二分)以上離隔スルコト

(ハ) 電線相互間三種(約一寸)以上電線ト造管材トノ間ハ六
耗(約二分)以上離隔スルコト

本則第百條
細則第五十五條
電線ノ弛ミ及支持點間距
離ノ不同ハ努メテ避クヘシ
「クローゼット」ノ取附ケル
場合ハ陶器台ト「ローゼツ
ト」ノ間ニテ分岐スルモ差
支ナシ
容易ニ手ノ觸ル、虞アル場
所トハ床上二米(六尺六寸)
以下ヲ謂フ

- (ニ) 電線カ羽目板、床板、壁等ヲ貫通スル場合ニハ電線相互間ヲ三種(約一寸)以上ニ離隔シ碍管内ニ藏メ且碍管ノ兩端ハ六耗(約二分)以上突出セシムルコト
- (ホ) 電線ヲ造管材ノ上部ニ施設スル場合ハ電線相互間及電線ト造管材トノ間隔十五種(約五寸)以上支持點間距離二、五米(約八尺)以内トナスコト
- (ヘ) 「クリート」工事ニ於テハ「クリート」ノ兩側ヨリ分岐シ其ノ分岐線ヲ幹線ヨリ十種(約三寸)以内ニテ支持スルコト (第四圖甲)
- (ト) 「ノツブ」工事ノ場合ハ幹線用「ノツブ」ノ近クニテ分岐シ同一「ノツブ」ニ支持セシメタル上配線スヘシ分岐線用第一支持物ハ幹線ヨリ五十種(約一尺六寸)以内トス (第四圖乙)
- (チ) 凹凸アル造管材ニ沿フテ「クリート」工事ヲナストキハ

電線相互間	六
クリート	六
支線	十
持線	一
點	約三尺
間	二、五
ノツブ	約八尺
ノツブ	約八尺
間	約八尺
電線相互間	三
電線相互間	約一寸
電線ト造管材トノ間隔	六
電線ト造管材トノ間隔	約二分

- 曲折箇所毎ニ「クリート」ヲ使用スヘシ
- 「ノツブ」工事トナス場合モ亦同シ (第五圖甲)
- (リ) 同一平面上ニ於テ並行セル電線ヲ制限距離以内ニ互ニ接近シテ施設スルトキハ其ノ部分ニ於ケル電線ニ適當ナル碍管ヲ挿入シ且碍管ハ移動セサル様取附クヘシ (第六圖)
- (×) 電線ガ造管材ト制限以内ノ距離ニ於テ接近シ又ハ電線ノ相互間ノ制限距離以内ニ於テ交叉又ハ接近スルトキハ碍管ヲ挿入スヘシ (第六圖乙)
- 五〇、點檢シ得ル掩蔽場所ニ於ケル隠蔽工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スルモノトス
- (一) 四種線ヲ使用スル場合
- (イ) 電線ハ造管材ノ下面又ハ側面ニ取附クルコト
- (ロ) 電線支持點間距離一米(三尺三寸)以下トナスコト

本則第九十八條第二號
細則第五十三條第二號
點檢シ得ル掩蔽場所トハ容
易ニ電氣工作物ニ接近又ハ
全部ノ工作物ヲ檢視シ得ル
場所ニシテ例ハ小屋裏、
戸棚、押入等ノ如キ場所ヲ
謂フ

- (ハ) 電線相互間ノ距離十種(約三寸)以上トナスコト
- (ニ) 電線ト造管材トノ距離三種(約一寸)以上トナスコト
- (ホ) 電線カ羽目板、壁等ヲ貫通スル場合ハ導管内ニ藏メ且
導管ヲ三種(約一寸)以上突出セシムルコト
- (ニ) 二種線ヲ使用スル場合
- (イ) 前項イロニ依ルコト
- (ロ) 電線相互間ノ距離十二種(約四寸)以上ヲ離隔スルコト
- (ハ) 電線ヲ造管材ノ上部ニ取附クルトキハ電線ト造管材ト
ノ距離十五種(約五寸)以上ヲ離隔スルコト

同極分岐線(片切線)ハ線間
距離三種(約一寸)以上トス
細則第五十六條第二號

電線ノ種類	一 種 線	二 種 線	三 種 線	四 種 線
電線支持 點間距離	約三尺	約三尺	約三尺	約三尺
電線相互 間	約四寸	約四寸	約三寸	約三寸
電線ト造 管材トノ 間	約三寸	約三寸	約三寸	約三寸

二種線ヲ使用シ得ル場所ニ
シテ工事上一米ヲ得ス支持
點間距離ヲ一米(約三尺)以
下ニナシ能サルトキハ四種
線ヲ使用シ其距離ヲ一米
(約六尺)迄延長スルコトヲ
得

- 五一、點檢シ能サル掩蔽場所ニ於ケル隱蔽工事ハ次ノ各項ニ依リ
施設スルモノトス
- (イ) 電纜工事ニ依リ施設スルコト (第二節五四參照)
- (ロ) 金屬管工事ニ依リ施設スルコト (第二節五二參照)
- (ハ) 乾燥セル場所ニ限り四種線ヲ使用シ五〇ノ(一)ニ依リ施設
スルコト

第二節 特別工事

- 五二、金屬管工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スルモノトス
- (イ) 電線ハ四種線ヲ使用シ二、六耗(BS十番)以上ノ太サ
ノモノハ七本以上ヨリ成ル鐵線ナルコト
- (ロ) 管ハ鐵、真鍮又ハ銅ノ如キ金屬ヲ以テ堅牢ニ製作シタル

本則第五十八條第一號
細則第五十三條第一號
點檢シ能サル掩蔽場所トハ
破壞的動作ヲ爲スニアラサ
レハ電氣工作物ニ接近又ハ
全部ノ工作物ヲ檢視能サル
場所ニシテ例ヘハ天井、壁
壁内等ノ場所ヲ謂フ

本則第五十三條
細則第五十八條
金屬管工事ニ依ル電線ノ引
込口ハ雨水ノ侵入セサル様
「ベンド」ヲ使用シ下向キト
ナスヘシ

- モノナルコト
 - (ハ) 鐵管ニ藏ムル電線ハ往復線ヲ同一管内ニ藏ムヘシ
 - (ニ) 展開セル場所以外ニ施設スル金屬管ハ引拔、鍛接又ハ銲接シテ製作シタルモノナルコト
 - (ホ) 管ノ内面、屈曲箇所及其ノ端口ハ平滑ニシテ敷線又ハ其ノ引替ニ當リ電線ノ被覆ヲ損傷セサルモノナルコト
 - (ヘ) 鐵製ノ管ハ酸化作用ヲ防止スルタメ其ノ内外面ヲ「エナメル」等ヲ以テ被覆スルコト
 - (ト) 金屬管工事ノ接續ハ堅牢ニシテ電氣的完全ナラシムルコト
- 但シ展開セル場所以外ニ施設スル金屬管ノ接續ハ螺旋又ハ鐵著ニ依ルコト

螺旋金屬管ノ導體ノ合成抵抗力「オーム」以下ナルトキハ接續點ノ「ボンド」ヲ省略スルコトヲ得

- (チ) 展開セル場所ノ金屬管工事ノ接續ヲ螺旋ニテ施工セサル時ハ接續點ニ「ボンド」ヲ使用スルカ鐵著スルコト(第八圖甲乙)
- (リ) 濕氣アル場所又ハ壁内ニ於ケル金屬管工事ハ濕氣ノ侵入セサル様施設スルコト
- (ル)(ヌ) 管内ニ電線ノ接續點ヲ設ケサルコト
- (ル) 金屬管工事ヲ展開セサル場所ニ施設スル場合ハ引替ニ便ナル様適當ニ裝置スルコト
- (チ) 金屬管ハ二米約(六尺)以下毎ニ又管ノ兩端及接續點ノ兩端ハ「サドル」ヲ以テ固定セシムルコト
- (リ) 金屬管ノ端口ハ「ブツシング」ヲ挿入スルカ又ハ電線ニ「テープ」ヲ捲キ被覆ヲ損傷セサル様施設スルコト

木製「ブツシング」ハ鐵管ノ内部ニ挿入スル様ナスヘシ「テープ」ヲ代用スルトキハ「ゴムテープ」及綿「テープ」ヲ充分ニ捲クコト

(カ) 接續函ハ電線ヲ押壓セサル程度ノ大サトシ其ノ内部ニ絶縁性不可燃質物ヲ施シタルモノニシテ且點檢容易ナル構造ナルコト

(コ) 地線ヨリ金屬管ノ終端ニ至ル導体抵抗ハ「オーム」以下トナスコト

(タ) 金屬管ノ接續箇所ハ二、六耗(B S 十番)以上ノ電線ヲ以テ完全ニ「ボンド」スルコト

(レ) 金屬管ノ接地ハ第三種地線工事ニ依ルモノトス但シ人ノ觸ル、虞ナキ乾燥セル場所ニ限り直線一、五米(約五尺)以内ノモノハ接地ヲ省略スルコトヲ得

(ソ) 前項但書ノ場合ニ於テ一、五米(約五尺)以内ト雖一箇

函内ニ於ケル電線接續點相互間ハ「マイカ」ノ如キモノヲ以テ絶縁スルコト

第八圖參照

本則第九十四條第三種地線工事トハ地線ニ二、六耗(B S 十番)以上ノ銅線ヲ用ヒ地銀ニハ厚サ一、五耗(約五厘)以上、面積三十糎平方(約一尺平方)ノ銅銀又ハ徑二、五耗(約八分)長サ一、五米(約五尺)

所四本以上ヲ施設スル場合ハ接地スルモノトス

(ツ) 建築ト同時ニ金屬管ヲ配置スル場合ニハ豫備線ヲ挿入シ置キ壁或ハ「コンクリート」ノ如キモノノ水氣ノ去リシ後電線ヲ敷設スヘシ

(ネ) 金屬管端口ノ器具取附座ニハ「ボックス」ヲ使用スヘシ
(ナ) 「ボックス」ハ金屬製或ハ木製ニシテ内部ニ絶縁性不可燃質物ヲ貼リタルモノヲ使用スヘシ

(ラ) 金屬管ノ大サト挿入スル電線ノ割合ハ左表ニ定ム

以上ノ亞鉛鍍銀管ヲ地下一、五米(約五尺)以上ノ深サニ埋設シ地銀ト大地トノ電氣抵抗ヲ百(オーム)以下ニ保持スルモノヲ謂フ
接地線ハ二種線ヲ使用シ造管材ヲ貫通スル場合ハ磚管ヲ用ヒ「ノツブ」工事トスル
木製「ボックス」ハ堅緻ナル木材ヲ以テ製作シタルモノナルコト

電線ノ 大サ	金屬管ノ内徑	
	電線二本	電線三本
1.6 (BS #14)	16 (3/8")	23 (7/8")
" " "	"	"
2.0 (#12)	23 (7/8")	23 (7/8")
" " "	"	"
2.6 (#10)	23 (7/8")	26 (1")
" " "	"	"
3.2 (#8)	26 (1")	26 (1")
" " "	"	"
4.5 (#6)	26 (1")	32 (1 1/4")
" " "	"	"
5.0 (#4)	32 (1 1/4")	32 (1 1/2")
" " "	"	"
6.5 (#2)	38 (1 1/2")	50 (2")
" " "	"	"
7.0 (#1)	38 (1 1/2")	50 (2")
" " "	"	"
8.0 (#0)	50 (2")	50 (2")
" " "	"	"
9.0 (#00)	50 (2")	50 (2")
" " "	"	"
10.0 (#000)	50 (2")	64 (2 1/2")
" " "	"	"
12.0 (#0000)	64 (2 1/2")	64 (2 1/2")

五三、木製線樋工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スルコトヲ要ス(第九圖甲乙丙丁)

- (イ) 線樋ハ乾燥セル栗、櫻、樺、檜、楡、榎、柏等ノ如キ堅緻ノ木材ヲ以テ製作シ松、杉ノ如キ軟質木材ヲ使用セサルコト
- (ロ) 線樋ノ内外面ニハ絶縁性耐水質ノ塗料ヲ施スコト
- (ハ) 電線ヲ押壓セサル様溝ノ大サヲ充分ニシ且内面ヲ平滑ナラシムルコト
- (ニ) 電線相互間十二種(約四分)以上電線ト線樋ヲ取附クル造管材ト六耗(約二分)以上及電線ト線樋ヲ取附クル金屬捻子ト六耗(約二分)以上ノ距離ヲ離隔スルコト
- (ホ) 線樋内ニ於テ電線ノ接續點ヲ設ケサルコト
- (ハ) 線樋工事ハ濕氣ノアル場所ニ施設セサルコト

本則第五百二條
細則第五十七條

線樋ヲ造管材ニ取附クル場合ニハ必ス線溝間ノ中央ニテ止ムヘシ

- (ト) 線樋工事ノ接続點ニハ接続函ヲ設クルコト
- (チ) 線樋内ニ藏ムル電線ハ四種線ヲ使用スルコト
- (リ) 線樋工事ハ展開シ得サル場所ニ施設セサルコト
- (ヌ) 線樋ハ壁ニ塗り込ミ敷設セサルコト
- (ル) 線樋ノ上部ニ安全器、點滅器、其ノ他ノ器具ヲ直接取附ケサルコト

五四、電纜工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スヘシ

- (イ) 屋内ニ施設スル電纜ノ鉛被及鍍裝ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト
- 但シ一、五米(約五尺)以下ノモノハ之ヲ省略スルコトヲ得
- (ロ) 電纜ノ接続ハ鉛工接続(其ノ部分ニハ適當ニ鍍裝ヲ施ス

接続函ハ櫻、樺等ノ堅緻ナル木材ヲ以テ製作シタルモノニシテ内外面ニハ絶縁性耐水質ノ塗料ヲ施スコト

點滅器類ニハ木台若クハ磁器台ヲ使用スルコト

本則第九十四條

接続函ヲ使用スル「ケーブル」ノ接続點ハ「ハンダ」揚

スルニ及ハス絶縁物ノ充填ハ三回以上ニナスヘシ

- コト)ニ依ルカ若クハ完全ナル接続函ヲ使用シ且絶縁物ヲ充填スヘシ
- (ハ) 電纜ト他ノ絶縁電線トノ接続點ニハ「ケーブルヘッド」ヲ使用スヘシ
- (ニ) 「ケーブルヘッド」ノ「リード」ト他ノ絶縁電線トノ接続點ニハ兩極ノ接續器ヲ使用スヘシ

第三節 看板、廣告燈其ノ他ノ工事

- 五五、看板、廣告塔又ハ軒下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ電線ヲ取附クル場合ハ左ノ各項ニ依リ施設スルモノトス
- (イ) 工事上已ムヲ得サル場合ヲ除クノ外電線ハ「キロワット」以下毎ニ分岐シ各種ニ開閉器及安全器ヲ裝置スルコト但シ取附燈數二十箇以下ニシテ電線ノ最小ヲ二耗(BS十ニ番)ヲ使用スルトキハ此ノ制限ヲ二「キロワット」迄増

本則第八十五條
細則第四十七條
書間線ハ點滅器ヲ設置スルコト

- 加スルコトヲ得
- (ロ) 前項ノ開閉器及安全器ハ専用ノモノニシテ屋内線用ノモノト兼用セサルコト
- (ハ) 「ソケット」ハ陶器又ハ絶縁性耐火質物ヲ以テ製作シ防濕裝置ヲ施シタルモノニシテ其ノ端子ト電線トノ接續點ハ纖著ヲ爲スコト
- (ニ) 開閉器、安全器其ノ他之ニ類スル器具ハ屋内ニ裝置スルカ又ハ適當ナル防濕裝置ヲ施スコト
- (ホ) 展開セル場所ニ電線ヲ施設スルトキハ工事已ムテ得サル場合ヲ除クノ外造管材ノ側面又ハ下面ニ取附ケ電線支持點間ノ距離チ一米(約三尺)以下トシ且電線ノ種類及取附場所ニ從ヒ左ノ區別ニ依リ電線相互間及電線ト造管材トナ離隔スルコト

場所	雨露ニ曝露セサル場所		雨露ニ曝露スル場所	
	電線相互間隔	電線ト造管材トノ間隔	電線相互間隔	電線ト造管材トノ間隔
二種線	六 種	三 種	十五 種	十 種
四種線	六 種	六 種	六 種	三 種
	(約二寸)以上	(約一寸)以上	(約五寸)以上	(約三寸)以上
	(約二寸)以上	(約二分)以上	(約二寸)以上	(約一寸)以上

- (ハ) 雨露ニ曝露スル場合電燈器具ト木臺トノ間ニハ「ゴムパツキング」ヲ使用シ且導管ハ下向トシ電線ニ沿ヒ雨水ノ浸入ヲ防クヘシ
- 但シ「フランヂ」内ニ於テ接續スヘカラス
- (ト) 提燈、行燈及外燈ハ屋内ニ於テ分歧シ四燈以上ノ場合ハ別回線トシ且人ノ目ニ容易ニ觸ル、場所ニ安全器ヲ裝置スヘシ

外燈用直立「バイペンダント」ノ如キモノノ「椀形」ホ「ルター」ハ雨水ヲ排出セシムル穴ヲ設ケ置クヘシ

七百「ワット」ヲ超過スル場合ハ各種ニ安全器ヲ裝置スヘシ

但シ三燈以内ノ場合ハ一箇ノ安全器ヲ併用スルコトヲ得

(チ) 外燈心線ト幹線トヲ接続スル場合ニハ心線引出口ニ近ク

顛倒碍子ニ支持セシメタル上接続スヘシ

(リ) 提燈、行燈其ノ他之ニ類スル電燈ハ耐水「ソケット」ヲ

使用シ地表上ニ米(六尺六寸)以下ニ垂下セシメサルコト

(ヌ) 金屬製ノ看板及廣告塔ハ第三種地線工事ニ依リ接地スル

コト

第四節 臨時燈工事

五六、使用期間一箇月以内ノモノハ左記各項ニ依リ施設スルコト

(イ) 乾燥セル屋内ニ於テ展開セル場所ニ四種線ヲ使用シテ施

本則第九十一條第一號
ニ米(六尺六寸)以下ニ垂下
スル必要アル場合ハ「三種
乙コ」ド附耐水「ソケット」
ヲ使用シ施設スルコト

本則第一百十條第一號
細則第六十五條

設スルモノハ電線相互間及電線ト造管材トヲ離隔セスシテ
施設スルコトヲ得

但シ特ニ電線ヲ損傷スル虞ナカラシメ且燃燒シ易キモノニ
接觸セシメサルコト

(ロ) 軒下其ノ他家屋ノ外面ニ電線ヲ取附クル場合ハ電線相互
間及電線ト造管材トノ距離ハ其ノ電線ノ種類ニ從ヒ左ノ區
別ニ依リ離隔スルコト

電線ノ種類	電線相互間距離	電線ト造管材 トノ距離
二種線	九 (約三寸)以上	三 (約一寸)以上
四種線	離隔セズ	三 (約一分)以上

(ハ) 道路ニ沿ヒ建設セル支持物ニ電線ヲ取附クル場合ハ道路
ヲ横斷スルコトナク且地表上三米(約十尺)以上ノ高サニ

- 於テ前項ニ依リ施設スルコト
- (ニ) 四種線ヲ使用シ電線相互間三種(約一寸)以上電線ト造管材トノ距離ヲ六耗(約二分)以上離隔シテ施設シタル場合ハ使用期間ヲ四箇月迄延長スルコトヲ得
- (ホ) 樹木、電柱、線門、其ノ他之ニ類スルモノニ施設スル場合ニハ四種線ヲ使用シ電線相互間及其ノ電線ト之ヲ取附クル物トノ間ヲ離隔セスシテ施設スルコトヲ得
- 但シ樹木ノ如キ動搖ノ爲メ電線ヲ損傷スル虞アル物ニ取附クル場合ハ之ヲ豫防スルタメ電線ニ「テープ」等ヲ捲キ適當ニ施設スルコト
- (ヘ) 一回線ハ「キロワツト」四十燈以内ニ分岐シ各種ニ開閉器ヲ設置スヘシ
- 但シ一回線二十燈以内ナルトキハニ「キロワツト」迄増加スルコトヲ得

第五節 特殊場所工事

五七、濕氣アル場所ニ於ケル工事ハ次ノ各項ニ依ルコト

- (イ) 開閉器、安全器、「ソケット」其ノ他ノ器具ニハ適當ナル防濕装置ヲ施スコト
- (ロ) 電線ハ四種線ヲ使用スルコト
- (ハ)(ロ) 電線相互間九種(約三寸)以上電線ト造管材トノ距離三種(約一寸)以上ヲ離隔スルコト
- (ニ) 「コード」ハ三種乙ヲ使用スルコト
- 但シ移動セスシテ使用スルモノハ線附「ソケット」ヲ使用スルコトヲ得
- (ホ) 「コード」ハ床上二米(六尺六寸)以下ニ垂下セシメス且

本則第四百四條ノ一及

細則第五十九條
濕氣アル場所ノ用語ハ左ノ例ニ依ル風呂場、床下、酒醬油等ノ醸造所又ハ貯藏所料理店ノ庖厨、水ヲ取揚フ土間、豆腐屋等ノ水ヲ取揚フ純屋ノ釜場等ノ如ク水蒸氣ノ發散スル場所等ヲ謂フ

本則第九十二條第一號

(1) 「ソケット」ハ石渡式等ノ「キーレス」ニシテ且「ゴムバツキング」ヲ使用スルコト

(2) 捻込「グロウフ」附「パイプペンダント」ヲ使用ス

- (ト) 「コード」接続器ヲ使用セサルコト
- (ヘ) 「フラインチ」等ノ「フランジ」ト
之ヲ取附クル木台トノ間ニハ「ゴムバツキング」ヲ使用ス
ルコト
- (ト) 「コードペンダント」ニハ「ローゼット」ヲ使用セス配線
ニ「コード」ヲ直接接続シ其ノ接続箇所ニ接近シテ乙「ノツ
ブ」又ハ顛倒碍子ヲ以テ「コード」ヲ支持スルコト(第七圖)
- (チ) 安全器ハ之ヲ各極ニ裝置シ其ノ取附場所ハ濕氣ノ充チ易
キ場所ヲ避クヘシ
- (リ) 酒、醬油ノ小賣場、魚屋、八百屋等ノ水ヲ取扱フ土間又
ハ洗場ノ如キ場所ニ於ケルモノハ前項イ(ヘ)トチニ依ラサル
コトヲ得
- 五八、塵埃アル場所ニ於ケル工事ハ左ノ各項ニ依ルコト、
- (イ) 開閉器及安全器ハ外函内ニ藏ムルコト

(3) 安全器ハ防濕函内ニ藏ム
ルコト

細則第六十一條
細則第五十九條
塵埃アル場所ノ用語ハ糯米

- (ロ) 前項ノ外函ハ其ノ内部ニ塵埃ノ侵入セサル様裝置シ且不
可燃質物ヲ以テ製作スルカ又ハ不可燃質物ヲ函ノ内面ニ貼
リタルモノヲ使用スルコト
- (ハ) 「ローゼット」ハ其ノ内部ニ塵埃ノ侵入セサル様裝置シ且
其ノ蓋ハ堅牢ナル絶縁性不可燃質物ヲ使用シ震動ニ因リ弛
緩セサル様「ゴムバツキング」ヲ取附クヘシ
- (ニ) 前項ノ方法ニ依ラサル場合ニハ「ローゼット」ニ「フユ
ーズ」ヲ用ヒス直ニ「コード」ヲ電線ニ接続シ且電路中別
ニ「コード」ヲ保護スル安全器ヲ設クルコト
- (ホ) 電線ハ四種線ヲ使用シ電線相互間九厘(約三寸)以上電
線ト造管材トノ距離ハ三厘(約一寸)以上ヲ離隔スルコト
- (ヘ) 安全器ハ各極ニ裝置スヘシ
但シ移動セスシテ使用スルモノハ三燈迄共用スルコトヲ得
- (ト) 「キーソケット」及「コード」接続器ヲ使用セサルコト

紡績、撚絲、製紙、製粉、
碎礦等ノ工場織絲、綿絲、
綿「ネル」、帆布、「モスリン」
「セメント」、骸炭等ノ製造
所等ヲ謂フ
綿打工場ノ如キ場所ニハ過
熱ノ虞アル電球ヲ使用セサ
ルコト

安全器ニハ兩極ニ「フユ
ーズ」ヲ挿入スヘシ

(チ) 開閉器又ハ安全器ノ取附場所ハ成ルヘク塵埃アル場所ヲ避クヘシ

五九、腐蝕性瓦斯若クハ溶液ノ發散スル場所ニ於ケル工事ハ左記

各項ニ依ルヘシ

(イ) 腐蝕性瓦斯若クハ溶液ノ發散スル場所ニ施設スル電氣工作物ハ互新又ハ溶液ノタメニ侵サレサル様適當ノ豫防方法ヲ施スコトヲ要ス

(ロ) 絶縁物ヲ腐蝕スル瓦斯若クハ溶液ヲ發散スル場所ニ於テ裸電線ヲ使用スルトキハ展開セル場所ニ操業者ノ外容易ニ人ノ觸ルル虞ナキ様施設スルコトヲ要ス

(ハ) 「パイプベンダント」其ノ他之ニ類スル器具ハ防蝕性塗料ヲ施シ且氣密ナル外球ヲ使用スヘシ

六〇、爆發若クハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造若クハ貯藏スル場所ニ於ケル工事ハ左記各項ニ依ルヘシ

細則第五十九條
腐蝕性瓦斯若クハ溶液ヲ發散スル場所トハ酸類、アルカリ、鹽酸加里、漂白粉、染料又ハ人造肥料ノ製造所、銅亞鉛等ノ精煉所電氣分銅所電鍍工場蓄電池室等ヲ謂フ

細則第五十九條
細則第六十三條
爆發若クハ燃燒シ易キ危險

(イ) 電線ハ七本以上ノ燃線ヨリ成ル心線ヲ有スル四種線ヲ使用シ之ヲ鍍裝スルカ又ハ之ヲ堅牢ナル管若クハ樋内ニ藏ムルコト

但シ「パイプベンダント」其ノ他之ニ類スル短少ナル管内ニ藏ムル電線ニハ燃線ヲ使用セサルコトヲ得

(ロ) 電線及電氣機械器具相互ノ接合ハ電氣的完全ナラシメ且震動ノタメ弛緩セサル様堅固ニ取附クルコト

(ハ) 電燈球ニハ氣密ナル外球ヲ裝置シ且堅固ナル外装ヲ施スコト

(ニ) 安全器、開閉器、抵抗器其ノ他火花ヲ發シ又ハ温度過昇ノ虞アル器具ハ之ヲ場内ニ施設セサルコト

但シ堅牢ナル氣密函又ハ油液中ニ藏ムル等ノ方法ニ依リ保

六一、街路燈(町内燈)工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スヘシ

ノ物質ヲ發生、製造若クハ貯藏スル場所トハ火藥類「セルロイド」燐寸、石油、酒精、燒酎、「エーテル」類及引火點攝氏四十度以下ノ物質ヲ發生、製造(藥種品倉庫、自動車置物ヲ含ム)若クハ貯藏スル場所又ハ爆發性瓦斯ノ發生スル虞アル石炭坑等ヲ謂フ

氣密ナル外球及外装トハ捻込型「グローブ」ヲ取附更ニ「ガード」ヲ以テ保護シタルモノヲ謂フ

「セルロイド」製品ト電球トハ直接接觸セサル様三十種約一尺以上ノ距離ヲ保タシムルコト

「セルロイド」製電燈器具ハ使用セサルコト

- (イ) 電線ハ二種線ヲ使用シ幹線ト導線トノ間ニハ雨露ニ曝露セサル場所ヲ撰ヒ閉閉器ヲ設置スヘシ
- (ロ) 電燈器具ハ直徑二十五耗(約八分)以上ノ亞鉛鍍鐵管若クハ「エナメル」仕上ノ「ブラツケツト」ヲ使用シ道路ニ面セル家屋ニ堅固ニ取附ケ路端ヨリ電球ノ中心迄一米(三尺三寸)以上突出セシメサルコト
- (ハ) 電球ノ高サハ路面上五米(約十六尺)以上タルコト
- (ニ) 小柱ハ道路ニ建設セサルコト
- 六二、露店燈工事ハ左記各項ニ依リ施設スヘシ
- (イ) 電線ハ四種線ヲ使用シ閉閉器、安全器及挿込型接續器ヲ裝置スヘシ
- (ロ) 前項ノ器具ハ之ヲ防水裝置ノ函内ニ藏メ地表上二、五米(約八尺)以上ノ高サニ取附クヘシ

「ソケツト」ハ陶製ヲ使用スルコト
 「セード」ハ金屬製ニシテ直徑四十五耗(約十七吋)以下トス
 小柱ノ末口ハ十二耗(約四寸)以上トス
 函ノ下部ニハ導線ヲ蓋ニテ押壓セサル様溝ヲ設クルコト

- (ハ) 電球線ハ三種乙「コード」ヲ使用シ全長六米(約二十尺)以下ナルコト
- 六三、隧道及坑内工事ハ左ノ各項ニ依リ施設スヘシ
- (イ) 電線ハ四種線ヲ使用シ路面上二、五米(約八尺)以上ノ高サニシテ人ノ容易ニ觸レサル様設置スヘシ
- (ロ) 人ノ觸ル、虞アル場所ニ施設スル電線ハ電纜ヲ使用スルコト
- (ハ) 電燈器具ハ防水裝置ヲ施シタルモノナルコト
- (ニ) 引込口ニ近ク閉閉器ヲ設置スルコト
- (ホ) 本規程ノ外電氣工作物規程本則第百六條乃至第百九條ニ依ルコト

第六節 劇場内ニ於ケル工事

細則第六十四條
 常設活動寫眞館、常設演藝館等ハ劇場ニ準ス

本則第百六條乃至
 本則第百九條

耐水「ソケツト」ノ類

六四、劇場内電燈工事ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

- (イ) 電線ハ四種線ヲ使用シ且容易ニ點檢シ得ル様施設スルコト
- (ロ) 道具類又ハ人ノ觸ル、虞アル場所及舞臺ニ施設スル電線ハ外物ノ接觸ニ因ル損傷ヲ豫防スルタメ適當ノ裝置ヲ施設スルコト
- (ハ) 舞臺ニ於ケル「コード」ハ三種乙「コード」ヲ使用シ外物ノ爲メ損傷ノ虞アル場所ニハ皮革或ハ「ツツク」ノ類ニテ鑑装スルコト
- (ニ) 中吊用ノ「コード」ハ當社仕様ノ劇場用「コード」ヲ使用スルコト
- (ホ) 舞臺ニ於ケル幹線ニハ專用ノ開閉器及安全器ヲ裝置スルコト
- (ヘ) 電球及「コード」其ノ他ノ機械器具ハ可燃質物ト容易ニ

損傷豫防裝置ニハ電線ヲ金屬管、線繩、格子、繩又ハ金屬網等ノ内部ニ藏ムヘシ前吊、面明ノ如キ引幕等ニ接觸シ易キ電球ニハ金屬網ヲ取附クヘシ

六五、「アーク」燈工事ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

- (イ) 「アーク」裝置及其ノ他附屬器具ハ當社ノ試験ヲ經タルモ
- (ト) 接觸セサル様適當ニ施設スルコト
- (ト) 奈落配線ハ顛倒碍子ヲ以テ露出工事トナスコト
- 但シ人ノ常ニ通行シ電線ノ被覆ヲ損傷スル虞アル場所ハ鍍投電纜ヲ使用スルコト
- (チ) 投光器、「スタンドランプ」其ノ他之ニ類スル器具ヲ移動シテ使用スル場合ハ挿込型接續器ヲ使用スルコト
- (リ) 抵抗器ハ一定ノ場所ニ設置シ過熱スルコトナク且危險ノ虞ナキ様適當ニ施設スルコト
- (×) 開閉器、點滅器、抵抗器其ノ他之ニ類スル器具ハ一般觀客ノ容易ニ觸レサル場所ニ設置スヘシ
- (ル) 常設活動寫眞館及之ニ類スル一般公衆ノ集合スル場所ハ前各項ニ準シ施設スルコト

- ノナルコトヲ要ス
- (ロ) 「アーク」燈用配線ハ三、二耗(B S 八番)以上ノ四種線ヲ使用シ電燈用配線ト共用スヘカラス
 - (ハ) 「アーク」燈用「コード」ハ石綿ヲ以テ被覆シタル三、二耗(B S 八番)以上ノ太サヲ有スル燃線ヲ使用スヘシ
 - (ニ) 「アーク」装置及其ノ抵抗器ノ取附場所ハ可燃質物ト充分離隔シ空氣ノ流通ヲ充分ナラシムヘシ
 - (ホ) 「アーク」燈用抵抗器ハ石盤台附トシ外物ノ接觸スル虞ナカラシムルタメ金網ノ如キ堅牢ナルモノヲ以テ覆ヒ且點檢容易ナル場所ニ設置スヘシ
- 注意……常設活動寫眞館ニ於テハ電線ト弱電流電線トノ接近距離ヲ三四號ニ抵觸セサル様注意スヘシ

第三章 架空引込線

第一節 架空引込線ノ種別(單獨、共同及連接引込)

- 六六、單獨引込線トハ低壓幹線ヨリ分岐シ直接一個ノ需用家引込口ニ至ル引込線ヲ謂フ
- 六七、共同引込線トハ低壓幹線ヨリ分岐シ最初ノ需用家引込口ニ至ル引込線ニシテ連接引込線ヲ有スルモノヲ謂フ
- 六八、連接引込線トハ引込線ノ支持點ヨリ分岐シタル引込線ヲ謂フ

第二節 架空引込線工事

- 六九、引込線ハ單獨引込ヲ本旨トスレトモ人家稠密セル場所ニ於テハ柱上混觸ヲ避クル爲共同引込トナスコトヲ得

本則第二條十二

- 七〇、電線ハ二種線ヲ使用シ線間距離三十糎（約一尺）以上タル
ヘシ
- 七一、引込線ノ電壓降下ハ「パーセント」以内トス
- 七二、引込線ト架空弱電流電線トノ交叉又ハ接近距離ハ一米（三
尺三寸）以上トナスコトヲ要ス
但シ當該弱電流電線管理者ノ承諾ヲ得タルトキハ工事上已ム
ヲ得サルモノニ限り此ノ距離ヲ六十糎（約二尺）迄短縮ス
ルコトヲ得
- 七三、引込線ト他ノ電柱腕木又ハ竹木トノ間隔ハ三十糎（約一尺）
以上トナスヘシ
- 七四、引込線ノ地表上ノ高サ及造營物ト電線トノ距離ハ左ノ各項
ニ依ルコト
- (イ) 道路ヲ横斷スル場合ニハ地表上ノ高サ六米（約二十尺）
以上

本則第三十八條

本則第三十四條

本則第三十一條	道路横斷 地表上軌條面上 又ハ軌條 六米（約二十尺） 以上
其ノ他	地表上五米 （約十七尺）以上

- 但シ市街地以外ニ於テ交通ニ支障ナキ様施設スル場合ニ限
リ五米（約十七尺）以上
- (ロ) 鐵道又ハ軌道ヲ横斷スル場合ニ於テハ軌條面上六米（約
二十尺）以上
- (ハ) 前項以外ノ場所ニ於テハ地表上五米（約十七尺）以上
- (ニ) 造營物ノ側面ニ於テハ造營物ト電線トノ距離一、二米
（約四尺）以上（第一〇圖）
- (ホ) 造營物ノ上部ニ於テハ造營物ト電線トノ距離二米（六尺
六寸）以上（第一〇圖）
- (ヘ) 引込線ニシテ工事上已ムヲ得サル場合ハ需要場所ニ於ケ
ル取附點ニ於テ前項(イ)及(ハ)ノ制限ヲ交通ニ支障ナキ限り其
ノ使用電壓ニ從ヒ左ノ高サ迄輕減スルコトヲ得

電線ト造 營物トノ 側面距離	一、二米 （約四尺）以上
全上部	二米 （約七尺）以上
使用電壓	取附點 種類
交流二五〇 （ヴォルト） 未滿	二、五米 （約八尺） 以上 二種線
交流二五〇 （ヴォルト） 以上	三、五米 （約八尺） 以上 三種又 四種線

使用電壓	取附點	電線ノ種類
交流百五十 「ヴォルト」未滿	二、五米(約八尺) 以上	二種線
交流百五十 「ヴォルト」以上	二、五米(約八尺) 以上	三種又ハ 四種線

但シ前項(二、ホ)、ノ制限ハ危險ノ虞ナク且工事上已ムヲ得
サル場合ニ限り引込線ト之ヲ直接引込メル造營物ニ付之
ヲ適用セス

七五、同一電柱ニ架設スル引込線ト高壓線トハ別箇ノ腕木ニ架設
シ五十種(約一尺七寸)以上離隔ス

但シ引込線ノ如ク電柱又ハ腕木ニ堅牢ニ取附ケタルモノ
ハ此ノ限ニ在ラス

七六、引込線ハ之ト支持物ヲ異ニスル高壓架空電線ト交叉又ハ接
近スルトキハ一米(三尺三寸)以上離隔スルコト

本則第三十二條
細則第二十九條

本則第三十四條

七七、引込線ハ高壓線ノ下部トナスヘシ

七八、架空引込線ハ二、六耗(BS十番)以上ノモノヲ使用スヘ
シ

但シ連接引込線及其ノ電線ノ支持點間ノ距離二十米(六十六
尺)以下ノ場合ニ限り二耗(BS十二番)ヲ使用スルコト
ヲ得

七九、引込線ノ支持點間ノ距離ハ左記ニ依ルヘシ

支持物ニ小柱又ハ中間腕木ヲ使用スル場合三十六米(約百二
十尺)以下

本柱ヨリ直接引込ミタル場合
五十米(百六十五尺)以下

八〇、引込線ニ小柱ヲ使用スル場合ハ道路以外ノ場所ヲ撰ヒ柱間
距離三十六米(約百二十尺)以内ニシテ三本ヲ限り建設スル
コトヲ得

本則第八十三條
本則第二十七條

本柱ヨリ第一小柱間ヲ三十
六米(約百二十尺)トシ以下
六十米(約百九十尺)ヲ限り
建設スルコトヲ得

但シ小柱ハ杉又ハ檜ニシテ末口十二種(約四寸)以上長サ六米(約二十尺)以上トス

八一、引込線ハ二次幹線用腕木ノ下部ニ引込用腕木ヲ地表上五米(十六尺五寸)以上ニ裝置シ二次幹線ヨリ引下ケ之ニ取附クヘシ(第一一圖甲乙)

但シ三回線以内ナルトキハ二次幹線ノ腕木ヲ共用シテ直接引込ムコトヲ得(第一二圖甲乙)

八二、前號ノ引込用引下ケ導線ハ作業ニ支障ナキ限リ電柱及腕木トノ間隔ヲ充分ニ保タシメ且混觸セサル様取附クヘシ

八三、引込用「ケツチホルダー」ハ二次線ノ接地セサル側ニ裝置シ之ニ挿入スル「フューズ」ノ大サハ其ノ最小電線ヲモ保護スルモノタルマシ(第一三圖甲乙)

引込腕木ニ裝置スル大二重碍子ハ三箇又ハ四箇トスルコト

本則第十八條
二次線ハ人家側ヲ接地スルモノトシ道路以外ノ場所ニ於テハ高壓電源ニ向ヒ左側

八四、二次幹線ノ接地側ニ接續スル引込線ニハ「ケツチホルダー」及「フューズ」ヲ挿入スヘカラス(第一三圖甲乙)

八五、引込線ハ二次幹線ヨリ分岐シ變壓器用「ケツチホルダー」ヲ共用セサルコト

八六、電車線ヲ横斷スル場合ハ、二、六耗(B.S十番)以上ノ三種線ヲ使用シ軌條ノ曲線箇所ヲ避ケ且軌條面上七米(約二十三尺)以上ノ高サヲ保タシメ本柱並ニ側柱ノ支持點ハ茶台磚子ヲ以テ堅牢ニ取附クヘシ

電線ノ大サ	フューズノ容量
耗 B.S. 2 (#12)	15 アンペア以下
耗 B.S. 2.6 (#10)	20 アンペア以下
耗 B.S. 3.2 (#8)	30 アンペア以下
耗 B.S. 4.5 (#6)	40 アンペア以下
耗 B.S. 5.0 (#4)	50 アンペア以下

柱上ニ於テ引込線ニ取附クル「ケツチホルダー」ハ一引込一箇トス

細則第九條ノ一

- 八七、前號ノ場合ニ於テ二回線以上ヲ架渉セシムルタメ軌條面上規程ノ高サヲ保ツコト能サルトキハ之ヲ同一腕木ニ支持セシムルコトヲ得
- 八八、同一電氣方式ニ依ル引込線ハ已ムテ得サル場合ノ外一軒一引込トナスヘシ
- 八九、引込線ハ異極ノモノ及電氣方式ノ異ナルモノヲ同一支持物ニ支持セシメサルコト
- 九〇、引込口ハ成ルヘク道路ニ面シテ檢視シ得ル場所ニシテ本柱ヨリ最短距離ヲ撰定シ屋上ヲ架渉スルカ如キコトナク且外觀ヲ損セサル様施設スヘシ
- 九一、二階建家屋ノ引込口ハ階上ニ設クヘシ
- 九二、引込口ニ取附クル碍管ハ雨水ノ浸入セサル様外方ヲ下向トナシ且電線ノ被覆ヲ損セサル様施設スヘシ
- 九三、引込線ハ必要以上ニ弛ミヲ設クルコトナク適當ニ彎曲セシ

接地側ト「フューズ」側及晝間線ト夜間線或ハ動力線ヲ同一碍子ニ支持セシメサルコト

引込口ニハ引込用鏝碍管ヲ使用スヘシ
引込線ト庸又ハ雨樋トノ交

- メ造管材ニ接觸スル虞アル場合ハ碍管ニ挿入スヘシ
- 九四、楡出腕木ハ四十五耗(約一寸五分)以上ノ楡腕木ヲ堅固ニ取附ケ引込線ノ長サ二十米(六十六尺)以上ノモノニハ支線ヲ設クヘシ
- 九五、引込腕木ニ支線ヲ設クル場合ハ支線ト引込線トカ交叉接近セサル様引込口ヲ支線ノ反對側ニ設置スルコト(第一四圖甲)但シ前項ニ依リ難キ場合ニシテ交叉接近スルトキハ碍管ヲ挿入スヘシ(第一四圖乙)
- 九六、引込取附點地表上三、五米(約八尺)ニ達セサル場合ハ支持物ヲ以テ二、五米(約八尺)以上トナシ引込支持點ヨリ引込口ニ至ル間ニ於テ手ノ觸ルル虞アル場所ハ四種線ヲ使用スルコト
- 九七、藁葺家屋ニ於ケル引込ハ正面ヲ避ケ小柱又ハ家附小柱ヲ取附ケ引込支持點ヨリ軒先迄引下ケ之ヨリ軒下支持物ニ至ル電線ニハ碍管ヲ挿入シ電線ト藁トカ直接接觸セサル様施設スヘシ

又接近部分ハ碍管内ニ藏メ且碍管止ヲナスヘシ

手ノ觸ルル虞アル場所トハ地上ニ米(六尺六寸)以下ヲ謂フ

シ (第一五圖甲乙)

但シ碍管ニ繼目アル場合ハ綿「テープ」ヲ捲クコト

九八、家附小柱ヲ以テ施設スル場合ハ本柱トノ距離二十米(六十
六尺)以内トシ之ヲ堅固ニ取附ケ四、五耗(BS六番)以上
ノ電線ヲ使用セサルコト

但シ二、六耗(BS十番)ノ電線ヲ使用スル場合ハ此ノ距離
ヲ三十六米(約百二十尺)迄延長スルコトヲ得

九九、小柱ノ家屋ニ取附クル部分ハ全長ノ三分ノ一以上ニシテ二
箇所以上ヲ固定セシムルコト (第一六圖)

但シ小柱ハ左記寸法ニ依ルヘシ

長サ二米(約七尺) 末口七十五耗(約二寸五分) 乃至八十五
耗(約二寸八分) 長サ二、五米(約八尺) 末口同前

一〇〇、連接引込工事ハ左ノ各項ニ依ルヘシ

(イ) 長屋ノ如キ軒先ノ同一ナル家屋ニシテ雨露ニ曝露セサル

本則第八十四條

場所ニ施設スル場合ハ二耗(BS十二番)以上ノ二種線ヲ

使用シ顛倒碍子又ハ乙「ノツブ」ヲ以テ施設シ且電線相互
間九種(約三寸)以上支持點間距離ヲ二米(六尺六寸)以

内トスルコト

(ロ) 前項ノ軒先及階上階下相互間ノ架空線ハ其ノ距離二米

(六尺六寸)以上ノ場合ニハ二重碍子ヲ以テ取附クヘシ

但シ張力ノ加ラサル様施設スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

(ハ) 共同引込線ニ連接スル引込數ハ拾個以内トス

(ニ) 道路(路次ヲ含マス)ヲ横斷セサルコト

(ホ) 共同引込線コリ分岐スル點ヨリ六十米(約百九十尺)以

内ナルコト

(ヘ) 屋内ヲ通過セス且人ノ容易ニ觸レサル様取附クルコト

動力工事

- (ト) 引込線ノ支持點ヨリ分岐ルコト
- 一〇一、引込線ノ絶縁抵抗ハ屋内線ト同等以上ナルコト
- 一〇二、本規程ハ電燈ノミナラス電熱器、電氣扇、醫療器及其ノ
他單相二線式引込線ノ場合ニモ適用ス

煙 火 工 事

（イ） 引込線ノ途中ニ分岐線ヲ
（ロ） 引込線ノ途中ニ分岐線ヲ
（ハ） 本線ノ中途ニ分岐線ヲ
（ニ） 本線ノ中途ニ分岐線ヲ

第四章 動力工事

第一節 電動機ニ關スル一般事項

- 一〇三、當社送電區域内ニ設置スル電動機ハ次ノ各項ニ依ルヘシ
 - （イ） 交流電動機一個ノ容量半馬力以上五十馬力未満ノモノハ交流三相三線式五十「サイクル」二百「ヴォルト」ヲ標準トス
 - （ロ） 電動機一個ノ容量半馬力未満ノモノハ三相又ハ單相五十「サイクル」二百又ハ百「ヴォルト」ヲ標準トス
 - （ハ） 直流電動機又ハ同期電動機等ヲ設置スル場合ハ之ヲ特殊電動機トシテ豫メ當社ノ承認ヲ得タルモノトス
- 一〇四、電動機用配電盤ニハ左ノ器具ヲ備フヘシ
 - 電壓計又ハ表示燈、電流計、開閉器、安全器等（第一九圖）

- 一〇五、電壓計又ハ電流計ニ計器用變壓器ノ附屬スル場合ハ配電盤若クハ配電盤ヨリ二米（六尺六寸）以内ノ場所ニ設置スヘシ
- 一〇六、二百「ヴォルト」回路ニ用フル電壓計ハ使用電壓ノ一倍半ヲ讀ミ得ルモノ又表示燈ハ二百二十「ヴォルト」五燭光電球一個トス
- 但シ表示燈ハ「ブラケット」若クハ「レセプテークル」ヲ以テ取附ケ「コード」ノ如キ移動シ得ル裝置トスヘカラス
- 一〇七、電流計ハ配電盤ニ於テ開閉器ノ開閉ニ支障ナク且監視ニ便ナル位置ニ設置スヘシ
- 一〇八、保安裝置
 - (イ) 二個以上ノ電動機ヲ同一ノ回線ヨリ分岐スルトキハ分岐點ニ分岐開閉器ヲ取附クルモノトス
 但シ左記ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラス

電流計ハ起動開閉器ヨリ電動機ニ至ル回路中ニ接続スルモノトス

- (1) 分岐電線ニ同一大サノモノヲ用ヒタル場合
- (2) 共用セル安全器ニテ分岐回線内ノ最小電線ヲ保護シ得ルモノ
- (3) 分岐電線ノ長サ次ニ示スモノ以下ナルトキ
 - 露出工事三米（約十尺）
 - 露出工事七、五米（約二十五尺）
 - 隠蔽露出
 - 隠蔽部分三米（約十尺）以内
 - 露出部分四、五米（約十五尺）以内
- (ロ) 表示燈ノ分岐線ニハ安全器及點滅器ヲ設置シ分岐線ヲ保護スヘシ
- 一〇九、電動機ノ「フレーム」及一次起動器ノ金屬体ハ第一種地線工事ニ依リ接地スヘシ
- 但シ煉瓦台ニ板圍ヲナシ絶緣台上又ハ乾燥セル床土ヨリ取扱

本則第七條
細則第七條
絶緣臺トハ幅三十浬（約一尺）長四十五浬（約一尺五寸）厚サ三浬（約一寸）以上

ヒ得ルモノ又ハ取扱人以外ニ容易ニ觸ルル虞ナキモノニ限
リ第三種地線工事ニ依ルコトヲ得

一〇、接地用導線ハ四種線ヲ使用シ六米（約二十尺）以上ノ場
合ハ之ヲ「ノツブ」碍子ヲ以テ敷設スヘシ

一一、配電盤ハ耐水性絶縁塗料ヲ施シタル堅緻ナル木材若クハ
大理石ヲ以テ製作シタルモノトス

一二、配電盤ハ場所ノ許ス限リ電動機ニ接近シテ設置シ且電動
機ノ操業ニ便ナルト共ニ安全ナルヘシ

一三、閉閉器ハ第四章第二節第一四三號ニ規定セル場所ヲ除ク
ノ外内部ニハ鐵板其ノ他耐火質物ヲ以テ貼レル堅緻ナル木材
若クハ耐火材料ニテ製作シタル函ヲ以テ覆ヒ且硝子蓋ヲ取附
クヘシ
但シ函ニ木材ヲ用ヒタル場合ハ之ニ耐水性絶縁塗料ヲ施スヘ
シ

ノ木製ニシテ顛倒碍子ヲ以
テ絶縁シ電動機ノ周圍ニ移
動セサル様取附ケラレタル
モノヲ謂フ

細則第一條

一四、電動機ハ特殊ノ場合ノ外地表上三十種（約一尺）以上ノ
高サトシ且容易ニ廻轉數ヲ測定シ得ル様据附クヘシ

一五、「バラツク」建工場其ノ他之ニ類スル開放セル場内ニ設置
スル電動機及附屬器具ハ戸締アル電動機室ヲ設ケ且取扱人ノ
外容易ニ人ノ觸ルル虞ナキ様施設スヘシ

一六、爆發若クハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造又ハ貯藏
スル場所ニ設置スル電動機ハ凡テ密閉型トシ且其ノ閉閉器ハ
自動遮斷器附油入閉閉器トナスヘシ

但シ電動機室ヲ「コンクリート」又ハ煉瓦ノ如キ耐火物ヲ以
テ別ニ設クルトキハ此ノ限リニ在ラス

一七、塵埃ノ充チ易キ場所ニ設置スル電動機及附屬器具ハ塵埃
ノ浸入セサル様装置シタル室内ニ取附クヘシ X

一八、水氣ノ飛散スル場所ニ設置スル電動機ハ密閉型ヲ使用ス
ルカ又ハ地表上一米（三尺三寸）以上水ヲ取扱フ位置ヨリ二

本則第四百四條
細則第五十九條第四號

X 塵埃ノ侵入セサル様装
置シタル室トハ左ノ條件ヲ
具備スルコト
（一）工場ノ一隅又ハ適當ナ
ル場所ニ木造又ハ煉瓦造
ニテ區劃スルコト
（二）出入口ハ塵埃ノ發散ス
ル方向ヲ避クルコト
（三）工場ヨリ配電盤ヲ監視
シ得ル硝子窓ヲ設クルコ
ト

米(六尺六寸)以上離隔スヘシ ※

一一九、電動機ハ特殊ノ軸承ヲ有スルモノノ外〇、二五耗以上ノ空隙ヲ有スルコト

但シ半馬力未満ハ此ノ限ニ在ラス

一二〇、電動機ハ始動ノ際各部ノ安全器ヲ動作セシメサル構造トス

一二一、七馬力半以上ノ電動機ハ格定電流ノ二倍以内ニテ起動シ得ル装置ヲ附スルコト

一二二、一馬力以上ノ電動機ノ基礎工事ハ次ニ示ス方法ニ依ルヘシ

但シ特殊ノ場合ハ此ノ限ニ在ラス

(イ) 地質極メテ軟弱ナル場合ノ外抗打ヲ施サス下層割栗ヲ搗固メ之ニ「コンクリート」ヲ施シ煉瓦積ヲナスヘシ

(ロ) 「コンクリート」及煉瓦ノ重量ヲ合セテ電動機重量ノ二倍

(四)換氣窓ヲ(二)ト同方向ニ取附クルコト

※水氣ノ飛散スル場所トハ飲料水、餡、蒲鉾其ノ他之ニ類スルモノノ製造所及洗濯場等ヲ謂フ

以上タルヘシ

一二三、積算電力計ハ引込開閉器ト起動開閉器ノ間又ハ配電盤上ニテ震動ナク且檢針ニ便ナル場所ヲ撰定シテ取附クヘシ

一二四、計器用變壓器二次線ハ第三種地線工事ニ依リ接地スヘシ

一二五、電動機、積算電力計、電流計及附屬器具ハ當社試験済ノモノトス

但シ別ニ定ムル期間内ニ於テ再ヒ使用スルトキハ試験ヲ省略スルコトアルヘシ

一二六、電動機ニハ凡テ電壓、電流、周波數、馬力數、製造所名製作番號ヲ記載セル「ネームプレート」ヲ貼附スルコト

一二七、當社ニ於ケル電動機試験ノ標準ハ動第一表ニ依ルモノトス

電動機試験標準

動第一表

CAP.	P.F.	EFF.	F.L.C	ST.C	SLIP	MEG	BRAKE DOWN
HP	%	%	A	5倍	%	1M	V
1	81.5	80.0	3.3	5"	7"	1"	"
2	83.0	82.0	6.4	5"	7"	1"	"
3	83.5	82.5	9.4	5"	6"	1"	"
5	85.0	84.5	15.0	5"	6"	1"	"
7½	86.0	85.5	22.0	4"	5"	1"	"
10	86.0	86.0	29.0	4"	5"	1"	"
15	86.0	86.0	43.0	4"	5"	1"	"
20	86.5	86.5	58.0	3"	4"	1"	"
25	86.5	86.5	72.5	3"	4"	1"	"
30	87.0	87.0	85.5	3"	4"	1"	"
35			100				"
40	87.0	87.5	113	3"	4"	1"	"
45			127				"
50	87.0	88.0	141	2"	4"	1"	"

MAX. OUT. PUT. 1.2-2.5倍

第二節 動力屋内工事

- 一一八、電動機用屋内配線工事ハ「ノツブ」ヲ使用シ露出工事トナスヲ以テ本旨トス
- 但シ工事上已ムヲ得ス隠蔽工事ヲ成サントスルトキハ電燈屋内工事規程ニ依ル金屬管工事又ハ電纜工事トナスヘシ
- 一一九、單相一〇〇「ヴォルト」電動機用屋内線施設方法ハ電燈屋内工事規程ニ依ルモノトス
- 一二〇、電動機用屋内線ハ四種線ヲ使用シ次ノ各項ニ依リ施設スヘシ
 - (イ) 電線相互間 六種(約二寸)以上
 - (ロ) 電線ト造管材トノ距離 三種(約一寸)以上
 - (ハ) 電線支持點間一米(三尺三寸)以下

動 第 二 表

馬力數	露出工事 電線ノ大サ	金屬管及電纜工 事電線ノ大サ	引込線工事 電線ノ大サ
五〇、〇	八〇耗 (〇〇)	二、〇耗 (〇〇〇〇)	九、〇耗 (〇〇)
四五、〇	八〇耗 (〇〇)	一、〇耗 (〇〇〇〇)	八、〇耗 (〇〇)
四〇、〇	六、五耗 (〇二)	八、〇耗 (〇〇)	八、〇耗 (〇〇)
三五、〇	六、五耗 (〇二)	八、〇耗 (〇〇)	六、〇耗 (〇二)
三〇、〇	六、〇耗 (〇二)	六、五耗 (〇二)	五、〇耗 (〇四)
二五、〇	五、〇耗 (〇四)	六、〇耗 (〇二)	五、〇耗 (〇四)
二〇、〇	五、〇耗 (〇四)	五、〇耗 (〇四)	四、五耗 (〇六)
一五、〇	四、五耗 (〇六)	五、〇耗 (〇四)	四、五耗 (〇六)
一〇、〇	四、五耗 (〇六)	四、五耗 (〇六)	三、二耗 (〇八)
七、五	三、二耗 (〇八)	四、五耗 (〇六)	三、二耗 (〇八)
五、〇	二、六耗 (〇一〇)	三、二耗 (〇八)	二、六耗 (〇一〇)
三、〇	二、六耗 (〇一〇)	三、二耗 (〇八)	二、六耗 (〇一〇)
二、〇	二、〇耗 (〇三)	二、六耗 (〇一〇)	二、〇耗 (〇三)
一、〇	二、〇耗 (〇三)	二、〇耗 (〇三)	二、〇耗 (〇三)
〇、五	二、〇耗 (BS三)	二、〇耗 (BS三)	二、〇耗 (BS三)

一三一、引込開閉器ハ引込口ヨリ三、五米(約十二尺)以内ニシ
 テ「フューズ」ノ挿入及開閉ニ便ナル位置ニ取附クヘシ
 一三二、引込口ヨリ配電盤ニ至ル電線ノ大サハ(第四章第二節第
 一四三號ニ記載ノ場所ヲ除ク)表示燈、計器用變壓器二次線
 ナ除クノ外動第二表ニ依リ最大使用電流ニ於テ供給電壓ノ二
 「パーセント」以上ヲ降下セシメサル様適當ナル電線ヲ使用ス
 ヘシ

細則第十八條

- 一三三、電線カ天井板、壁及床板ヲ貫通又ハ金屬体ト交叉若クハ接近スル場合ハ其ノ部分ヲ碍管内ニ挿入スルカ又ハ金屬管ニ藏ムヘシ
- 一三四、電線カ造管材ヲ上下ニ貫通スル場合ハ(天井ノ如キ場所)造管材ヨリ十五糎(約五寸)以上ノ高サ迄碍管ヲ挿入シ之ヲ横ニ貫通スル場合ハ碍管ヲ造管材ヨリ三糎(約一寸)以上突出セシムヘシ
- 一三五、動力屋内線ト電燈線又ハ弱電流電線ト交叉若クハ接近シテ敷設スヘカラス
- 但シ工事上已ムテ得サル場合ニ限り係員ノ承認ヲ得テ左ノ方法ニ依リ施設スルコトヲ得
- (イ) 接近スル場合ニ於テ動力屋内線ト電燈線弱電流電線若クハ動力屋内線相互間十五糎(約五寸)以上離隔スヘシ
- (ロ) 交叉スル場合ハ長サ三十糎(約一尺)以上ヲ有スル碍管

本則第九十六條

- ニ挿入シ且交叉スル電線相互間六糎(約二寸)以上離隔スルカ其ノ他適當ナル方法ニ依リ施工スルコト
- 一三六、濕氣アル場所(例ヘハ豆腐、製餡、飲料水製造、地下室其ノ他多量ノ濕氣ヲ發生スル場所)ニ敷設スル電線ハ金屬管若クハ電纜工事トナスヘシ
- 一三七、濕氣アル土間又ハ床上ヨリ機械器具ヲ取扱フ場所ニハ絶緣台ヲ設置スヘシ
- 一三八、腐蝕性瓦斯又ハ溶液ノ發生スル場所ニ電線ヲ敷設スル場合ハ電纜工事ニ依ルヘシ
- 一三九、紡績、打綿又ハ莫大小工場其ノ他之ニ類スル塵埃ノ充チ易キ場所ニ敷設スル電線ハ内部ニ塵埃ノ侵入セサル様裝置シタル木函又ハ金屬函内ニ藏ムヘシ
- 但シ木函又ハ金屬函ハ電線ヲ容易ニ點檢シ得ル構造タルヘシ
- 一四〇、爆發若クハ燃燒シ易キ危險ノ物質ヲ發生、製造若クハ貯

細則第五十九條第一號
細則第六十條

細則第五十九條第三號
細則第六十二條

細則第五十九條第二號
細則第六十一條

細則第五十九條第四號

- 藏スル場所ニ於ケル工事ハ左記方法ニ依ルヘシ
- (イ) 電線ハ七本以上ノ燃線ヨリ成ル心線ヲ有スル四種線ヲ使用シ之ヲ鍍装スルカ又ハ堅牢ナル管若クハ函内ニ藏ムルコト
 - 但シ短少ナル函内ニ藏ムル電線ハ撻線ヲ使用セサルコトヲ得
 - (ロ) 電線及機械器具相互ノ接續ハ電氣的完全ナラシメ且震動ノタメ弛緩セサル様堅固ニ取附クルコト
 - (ニ)(ハ) 電動機ノ火花ヲ發スル部分ニハ特ニ保安裝置ヲ施スコト
 - 自働遮斷器、抵抗器其ノ他火花ヲ發スルモノ又ハ温度過昇ノ虞アル器具ハ之ヲ場内ニ施設セサルコト
 - 但シ氣密函又ハ油液中ニ藏ムル等ノ方法ニ依リ保安裝置ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス

- 一四一、瓦斯管ト動力屋内線ト交叉又ハ接近スル場合ハ左ノ各項ニ依リ施設スヘシ
- (イ) 交叉又ハ接近スルトキハ十五種(約五寸)以上離隔スルコト
 - (ロ) 交叉點ハ長サ三十種(約一尺)以上ヲ有スル磚管ヲ挿入シ且九種(約三寸)以上ヲ離隔スルカ又ハ相互間ニ堅固ニ取附ケタル絶縁性隔壁ヲ設クヘシ
 - (ハ) 天井懷其ノ他掩蔽場所ニ於テハ三十種(約一尺)以上離隔スルコト
 - (ニ) 瓦斯計量器及瓦斯管接續點ノ近クニ開閉器其ノ他火花ヲ發スル器具ヲ取附クヘカラス
- 但シ空氣ノ流通充分ナル場所ニアリテ三十種(約一尺)以上其ノ他ノ場所ニアリテハ六十種(約二尺)以上離隔スル

場合ハ此ノ限ニ在ラス

一四二、電線ハ鎧裝電纜ヲ使用シタル場合ノ外地中ニ埋設スヘカ
ラス

但シ短少ナル金屬管工事ニテ他動的損傷ヲ受クルコトナク且
瓦斯又ハ水ノ侵入セサル様施設シタルモノハ此ノ限ニ在ラ
ス

一四三、坑内ニ施設スル電線ハ動第二表ニ依ル大サノ一倍半以上
ヲ有スル電纜又ハ金屬管工事ニ依リ水ノ侵入セサル様敷設ス
ヘシ

一四四、坑内ニ使用スル機械器具ハ凡テ密閉型トシ火花ノ發スル
部分ハ殊ニ堅牢ナル保安裝置ヲ施スヘシ

一四五、電動機臨時工事ニシテ使用期間一箇月以内ハ左ノ各項ニ
依リ施設スヘシ

(イ) 墮下其ノ他家屋ノ外面ニ取附クル電線ハ四種線ヲ使用シ

且電線相互間九種(約三寸)電線ト造管材トノ距離三種(約
一寸)以上離隔スルコト

但シ建築用足場ノ如キ動搖ノ爲電線ヲ損傷スル虞アルモノ
ニ取附クル場合ハ其ノ損傷ヲ豫防スルタメ適當ノ施設ヲ
ナスヘシ

(ロ) 乾燥セル屋内ニ於テ露出工事トナス場合電線ノ長サ十米
(三十三尺)以内ナルトキハ電線相互間及電線ト造管材トヲ
離隔セスシテ施設スルコトヲ得

但シ電線ハ特ニ損傷スル虞ナカラシメ且燃燒シ易キモノニ
接觸セシメサルコト

一四六、金屬管ヲ使用シタルトキハ第三種地線工事ニ依リ接地ス
ヘシ

一四七、以上各號ニ記載ナキ事項ト雖電氣工作物規程ニ抵觸セサ
ル様充分注意シテ施行スヘシ

注意 坑内其ノ他之レニ類スル場所ニテ常ニ電氣工作物ノ状態ヲ容易ニ巡視シ難キ場所ハ可成自家用トシテ送電スルコト

第三節 動力架空引込線工事

- 一四八、本節ニ於テ架空引込線ト稱スルハ二百「ヴォルト」(單相及三相式)電動機用引込線ニシテ以下單ニ引込線ト謂フ但シ一〇〇「ヴォルト」(單相式)電動機用引込線ハ電燈用引込線工事規程ニ依ルモノトス
- 一四九、電線ハ三種線ヲ使用シ次ノ各號ニ依ル外電燈引込線工事規程ニ據ルヘシ
- 一五〇、引込線ノ電壓降下ハ最大使用電流ニ於テ供給電壓ノ一「パーセント」ヲ超過セシメサル様動第三表ニ依ルヘシ
- 一五一、道路及鐵道、軌道ノ横斷又ハ造營物ニ沿ヒ架渉スル場合

- ハ第三章第一節第七十四號ニ依リ施設スヘシ
- 一五二、檐下其ノ他家屋ノ外面ニ沿ヒ施設スル場合ハ二耗(BS十二番)以上ノ大サヲ有スル電線ヲ使用シ且左表ニ依ルモノトス

場所	電線相互間	電線ト造營材トノ間	碍子
雨露ニ曝露セサル場所	九寸以上	四寸五分以上	顛倒碍子
雨露ニ曝露スル場所	十寸五厘以上	九寸以上	二重碍子

- 一五三、電車線ヲ横斷スル場合ハ二、六耗(BS十番)以上ノ電線ヲ使用シ軌道ノ曲線箇所ヲ避ケ其ノ交叉點ニ於テ軌條面上七、五米(約二十五尺)以上ノ高サヲ保タシメ且幹線分岐側並ニ側柱(電車線)ノ支持點ハ茶台碍子ヲ以テ取附クルカ又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ堅牢ニ架設スヘシ

但シ二回線以上ヲ架渉スルタメ軌條面上規程ノ高サヲ保ツコト能ハサルトキハ之ヲ同一腕木ニ支持セシムルコトヲ得

一五四、引込線ニ挿入スル「フューズ」ノ大サハ勅第六表ニ依ルヘシ

一五五、接地シタル一線ニハ「フューズ」ヲ挿入スヘカラス（第一三圖乙）

一五六、同一電柱ニ於テハ動力用引込線ヲ電燈用引込線ノ上部トナシ又動力二次線ト電燈二次線ヲ架渉スル場合ニ於テハ其ノ中間ニ架設スヘシ

電力工事

電 力 工 事

第五章 電力工事

第一節 電熱器工事

- 一五七、電熱器工事ハ電燈工事規程ニ依ル外左記各號ニ準シ施設スルモノトス
- 一五八、屋内線ノ電壓降下ハ二「パーセント」以内トス
- 一五九、電燈用計器ニ電熱器ヲ併用スル場合ハ別回線トナスヘシ但シ二五〇「ワット」以内ノモノニアリテハ此ノ限ニ在ラス
- 一六〇、電熱用配電盤ニハ電流計ヲ裝置スヘシ（第一圖乙）但シ使用容量三「キロワット」以内ノモノハ此ノ限ニ在ラス
- 一六一、引込開閉器ニハ電燈用ト識別スルタメ其ノ蓋ニ熱或ハHト朱書シ且電燈ト引込ヲ共用スル場合ハ引込口ニ近ク屋外ニ於テ分岐スヘシ

本章ニ於ケル機械器具其ノ他附屬品ハ總テ當社ノ試験ニ合格シタルモノナルコト

一六二、一回線ノ負荷スル容量ハ三「キロワット」以内トナスヘシ

但シ電熱器一箇ノ容量三「キロワット」ヲ超過スルモノハ一箇毎ニ分岐スルコト

一六三、一回線ノ容量ニ「キロワット」以上ハ「ナイフ」型開閉器ヲ使用スヘシ

一六四、電熱器(コードヲ含ム)ト屋内線トノ接続點ニハ各種ニ安全器ヲ装置シ且陶製挿込型接続器ヲ使用スヘシ

但シ二五〇「ワット」以内ノモノハ單極ニ安全器ヲ装置シ金屬製「キーツケット」ヲ使用スルコトヲ得

一六五、電熱器接続装置(受電口)ハ電熱器一箇ニ對シ二箇所以内トス

但シ一回路内ノ接続装置(受電口)ハ其ノ回線ノ容量ニ從ヒ左表以内トシ且同時ニ三「キロワット」以上ヲ使用セサルコト

本則第九十七條第三號及第四號

上記ノ開閉器ハ日常開閉ノ必要ナキモノニ限リ當社ノ承認ヲ經テ草川式開閉器ヲ使用スルコトヲ得

ト

一回線内ノ容量	接続装置
二、〇〇〇「ワット」以内	二
一、二〇〇「ワット」以内	三
六〇〇「ワット」以内	三
二五〇「ワット」以内	五

一六六、挿込型接続器ノ位置ハ床上一、五米(約五尺)以内ノ場所ヲ撰ヒ取附クルコト

一六七、挿込型接続器ヲ造管材ニ埋メ込ミ取附クル場合ハ金屬製ノ外函内ニ藏メ他物ノ觸ルル事ナキ様保護装置ヲ施スヘシ

一六八、電熱器ニ使用スル導線及「コード」ハ左表以上タルヘシ

電熱器容量	導線ノ大サ	「コード」ノ太サ
二五〇「ワット」以内	一、六耗 (B.S #14)	一、〇耗 (B.S #18)
六〇〇「ワット」以内	二、〇耗 (R.S #12)	一、四耗 (B.S #16)
一、三〇〇「ワット」以内	二、〇耗 (B.S #12)	一、六耗 (R.S #14)
二、〇〇〇「ワット」以内	二、六耗 (B.S #10)	二、〇耗 (B.S #12)
三、〇〇〇「ワット」以内	三、二耗 (B.S #8)	二、六耗 (B.S #10)

一六九、固定セル電熱器ハ周圍ノ可燃質物ト充分ナル距離ヲ離隔スルカ又ハ適當ナル耐熱裝置ヲ施スコト

一七〇、一五〇「ヴォルト」以上ノ電熱器ノ金屬製外圍ハ之ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スルコト

但シ使用電壓二五〇「ヴォルト」以下ニシテ中性點ヲ接地セ

細則第六十六條第五號

細則第六十六條第六號

ル變壓器ニ接続シテ使用スルモノハ此ノ限ニ在ラス

一七一、前號ノ地線ヲ「コード」内ニ編込△場合ニ於テハ其ノ部分ノ地線ニハ燃線ヨリ成ル一耗 (B.S 十八番) 以上ノ軟銅線ヲ使用スルコトヲ得

一七二、電流制限器ハ床上二米 (六尺六寸) 以内ニシテ取扱ニ便ナル場所ヲ撰ヒ「メートル」ヲ經テ取附クヘシ (第一圖乙)

第二節 電氣醫療器工事

一七三、電氣醫療器工事ハ動力及電燈工事規程ニ依ルノ外左ノ各號ニ準シ施設スルモノトス

一七四、電氣醫療器ニハ次ノ器具ヲ裝置セル配電盤ヲ設置スヘシ

電流計 (容量ノ變化サセルモノ)
ハ省略スルコトヲ得

開閉器 安全器、其ノ他

細則第六十六條第七號

容量小ナルモノニシテ電燈用計器ヲ使用スル場合ハ別圖線トナスヘシ

- 一七五、變壓器ノ金屬製外函ハ第三種地線工事ニ依リ接地スルコトヲ要ス
- 一七六、高周波ヲ發生スル機械器具ヲ裝置セル室内ニ於ケル露出工事ハ鉛被電線ヲ使用シ碍子ヲ以テ支持セシムヘシ
- 一七七、本規程ニ依リ難キモノハ其ノ都度協議ノ上之ヲ定ム

第三節 電氣扇工事

- 一七八、電氣扇工事ハ電燈工事規程ニ依ルノ外左ノ各號ニ準シ施設スルモノトス
- 一七九、電氣扇接續裝置ニハ左ノ器具ヲ使用スヘシ
「ローゼット」、挿込型接續器
「レセブテークル」等
- 但シ電燈用「ローゼット」ヲ併用セサルコト
- 一八〇、電氣扇用接續裝置六箇所以上ノ場合ハ別回線トナスヘシ

- 一八一、天井用電氣扇ハ回轉各部ノ平衡ヲ保チ動搖セサル様取付クヘシ
- 一八二、安全器ハ電氣扇ニ近ク適當ナル場所ニ裝置スヘシ
但シ天井用及ヒ固定シテ使用スルモノハ兩極ニ裝置スヘシ
- 一八三、移動シテ使用スル電氣扇ノ「コード」ハ長サ六米（約二十尺）以内トス

第四節 試験用及充電用装置

- 一八四、試験用及充電用装置ノ配電盤ニハ左ノ器具ヲ設置スヘシ
電流計（試験用装置）
電壓計（或ハ表示燈）
開閉器 安全器、其ノ他
- 一八五、配電盤開閉器ヨリ機械、器具ニ至ル導線ハ七本以上ヨリ成ル四種燃線若クハ三種乙「コード」ヲ使用スヘシ

- 一八六、前號ノ導線ハ「ゴム管」ニ挿入スルカ又ハ耐水性絶縁物ヲ以テ被覆スヘシ
- 一八七、積算電力計ハ不平衡用ヲ使用スヘシ
- 一八八、試験及充電用装置ハ電燈用ニ利用シ能ハサル様施工スヘシ
- 一八九、其ノ他ハ動力工事規程ニ準シ施設スヘシ

第五節 電氣爐及熔接器工事

- 一九〇、配電盤ニハ次ノ器具ヲ裝置スヘシ
 - 電壓計（或ハ表示燈） 積算電力計
 - 電流計 開閉器 安全器 其ノ他
- 一九一、電線ハ四種線ヲ使用スヘシ
 - 但シ移動シテ使用スル場合ハ燃線ヲ使用シ且操業者ノ取扱ニ便ナル場所ニ開閉器ヲ設置スヘシ

- 一九二、電氣爐及熔接器ノ金屬製外函ハ第一種地線工事ニ依リ接地スヘシ
- 一九三、前記各號ノ外電燈工事規程ニ準シ施設スヘシ
- 一九四、電氣爐、熔接器、試験用装置及充電用装置ヲ施設スル場合ハ豫メ左記覺書ヲ提出セシムヘシ

印紙

覺書

使用場所

拙者儀貴會社ヨリ前記ノ場所ニ於ケル所要電力ノ供給ヲ相受ケ候ニ就テハ送電上其ノ引込口主要開閉器以內ノ電線路ニ關シテ生シタル總テノ損害ニ對シテハ一切貴會社ヘ請求致ササルハ勿論夫カ爲貴會社カ第三者ヨリ受ケル損害ニ附テモ拙者ニ於テ引受ケ辨償仕ルヘク爲後日覺書差出候也

年 月 日

住所

住所

姓

名

名

保証人

姓

名

名

九州電氣軌道株式會社 御中

設計申込ニ關スル手續
試験試運轉及試送電

第六章 設計及申込手續

第一節 設計ニ關スル事項

- 一九五、電設工事ハ普通工事特別工事ノ二種トシ申込書ニ依リ現場ヲ調査シ設計スルモノトス
- 一九六、普通工事トハ普通需用家ニ施設スル一般工事ヲ謂フ
- 一九七、特別工事トハ特殊ノ設備ヲナスモノ又ハ特殊ニ需用家ノ希望ニヨリ施設スルモノヲ謂フ
- 一九八、設計者ハ特ニ既設電氣工作物トノ關係ヲ調査シ工事施工後支障ナキ様計器容量及器具ノ種類又ハ電線ノ大サ等ニ留意スヘシ

第二節 申込ニ關スル手續

電氣工事ノ設計及申込手續ニ關スル事項

- 一九九、普通工事ハ申込ニ依リ現場ヲ調査シ工事設計書及圖面ヲ作製シ之ニ依リ施工スルモノトス
- 二〇〇、特別工事ヲ需用家ニ於テナス場合ハ工事人ヲ定メ設計書圖面並ニ仕様書ヲ添ヘ申込ムモノトス
- 二〇一、設計圖並ニ書類ハ係員之ヲ精査シ工事ニ着手スルモノトス
- 二〇二、特別工事者ハ承認ヲ得タル圖面ニ依リ工事ヲ施工シ工事落成シタルトキハ竣工圖ヲ添ヘ試験ヲ請求スルモノトス
- 二〇三、圖面ニ使用スル凡例ハ第二十二圖ニ依ルモノトス
- 二〇四、特別工事ニ使用スル機械器具ハ取附前ニ當社ノ試験ヲ受クヘシ

第七章 試験及試運轉

第一節 新設試験

- 二〇五、新設試験トハ電氣工作物ノ施設（新設、増設、改修其ノ他ヲ含ム）ニ對シ使用開始前ニ行フ試験ヲ謂フ
- 二〇六、試験ニ當リテハ先ツ綿密ニ點檢シ次ニ所要ノ試験ヲ行フヘシ
- 二〇七、普通工事ノ落成シタル時ハ直ニ新設試験ヲ行ヒ使用開始スヘシ
- 二〇八、特別工事成シタルトキハ需用家及工事人立會ノ上新設試験ヲ行ヒ使用開始セシムヘシ
- 二〇九、工事施工中ト雖其ノ進捗程度ニ依リ必要ニ應シ試験ヲ請求セシムヘシ
- 二一〇、特別工事ニ使用スル材料及器具ハ當社ノ試験ニ合格シタル證票アルモノトス
- 二一一、分配開閉器ニケ以上ヲ有スル需用家ハ各分配開閉器毎ニ測定シ其ノ回線ノ成績、燈數、容量、使用場所ヲ明記スヘシ

器具ハ何レノ場合ニテモ一箇一五、「メガオーム」以上タルヘシ

二二二、新設試験ニアリテハ電線相互間及電線ト大地間ノ絶縁抵抗ヲ測定シ其ノ成績ハ施設場所ニ從ヒ第三表ノ五倍以上タルヘシ

第二節 定期試験

二二三、定期試験ハ新設試験施工後定期ニ行フ試験ニシテ左表ニヨリ施行スルモノトス

劇場活動寫眞館及之ニ類スル場所	一ケ年四回以上
其ノ他ノ需用家	一ケ年一回以上

但シ劇場病院其ノ他濕氣又ハ塵埃ノ充チ易キ場所ハ電線相互間ノ絶縁抵抗ヲ測定スヘシ

二二四、分配開閉器ノ二箇以上アルモノハ配電盤ニ向ヒ左ヨリ番號ヲ附シ其ノ試験成績ヲ記載スヘシ

本則第八十六條

二二五、試験ノ際ハ各部ヲ綿密ニ點檢シ其ノ成績ハ第三表以上タルヘシ

二二六、不良ノ部分ハ之レヲ切離スカ又ハ應急修理ヲ施シ其ノ所置ヲ明記シテ擔當者ニ報告スヘシ

二二七、隧道及坑内其ノ他之ニ類スル場所ニ施設スル低壓線ノ絶縁抵抗ハ電線路ト大地トノ間ニ於テ(屋内電路ヲ含有スルト否トニ拘ラス)漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ一千分ノ一ヲ超過セシメサルコト

二二八、試験ノ成績表ハ五箇年以上保存スルモノトス

第三節 點檢

二二九、新設試験及定期試験ノ點檢ニ當リ鑑別スヘキ事項凡ソ左ノ如シ

(イ) 工事用材料ノ良否

本則第三十九條
第一號ヲ準用

本則第三條

- (口) 工事方法ノ適否
- (ハ) 工事ニ關スル諸規程ニ抵觸スル箇所ノ有無
- (ニ) 引込開閉器、點滅器其ノ他安全器位置ノ適否
- (ホ) 計器ノ容量及取附場所ノ適否
- (ヘ) 電線ノ挫折電線接續ノ不完全及過誤電線ト器具トノ接觸ノ良否
- (ト) 電線ト瓦斯管、水管、弱電流電線其ノ他金屬體トノ交叉又ハ接近ノ關係
- (チ) 設計書ト現場トノ相違ノ有無
- (リ) 圖面ニ記載セル點檢口ノ相違ノ有無
- (ヌ) 引込用開閉器ニ取附クル注意札ノ有無

- (ル) 定期試験ノ際一部ヲ點檢シ不長ノ場合ハ其ノ全部ニ互リ點檢スヘシ
- (オ) 電氣使用ノ方法ニ誤リナキヤノ有無
- (ワ) 受電裝置ノ容量
- (カ) 其ノ他注意ヲ要スヘキ事項

第四節 圖面整理

- 二二〇、圖面ノ整理ハ左ノ各項ニ依ルヘシ
- (イ) 圖ノ大サハ縮尺百分ノ一若クハ二百分ノ一トシ竣工圖ハ二通ヲ作製シ當社及需用家ニ各一通ヲ保管スルコト
- (ロ) 圖面ニハ左記ノ事項ヲ明記シタルモノトス
- (一) 工事ノ種類

- (二) 燈數
- (三) 住所、職業、氏名
- (四) 工事者名
- (五) 設計、竣工、試験ノ年月日
- (六) 引込口ト引込電柱トノ關係
- (七) 需用家ト其ノ附近ノ工作物トノ關係
- (八) 其ノ他必要事項
- (ハ) 需用者ニ保管スヘキ圖面ハ配電盤若クハ引込口ニ近ク見易キ場所ニ袋ノ如キモノヲ作り此ノ中ニ入レ配線圖ト表記シ置クヘシ
- (ニ) 圖ハ明瞭ニ記載シ用紙ハ「トレーシングペーパー」又ハ青寫眞ヲ用フヘシ

- (ホ) 増設及一部改修ノ場合ト雖既設配線トノ接續關係ヲ明瞭ニ指示スヘシ
- (ヘ) 圖面用紙ノ大サノ最小ハ美濃判ヲ標準トス

第五節 地線抵抗測定

- 二二一、地線抵抗ノ測定ハ新設ノ際及爾後定期ニ測定シ其ノ成績ヲ記録シ置クモノトス
- (イ) 地線抵抗ノ測定ハ「ヴォルト、アンペア法」ニ依ルカ又ハ「コーラシウユフリツチ」ニ依リ測定スヘシ
- (ロ) 地線カ一箇ナル場合ハ何レノ方法ヲ用フルモ補助地線ヲ二箇所ニ取ルヘシ
- (ハ) 補助地線ハ水道管及避雷針用地線等ヲ危險ノ虞ナキ限り利用スルコトヲ得

本則第七條
細則第七條

- (ニ) 各地線ノ地板間ノ距離ハ過少ナラサルヲ要ス此ノ距離ハ已ムヲ得サル場合ノ外十米(三十三尺)以上トナスヘシ
- (ホ) 地線ノ抵抗ヲ測定スルニハ地線ノ三箇ノ中二箇宛ヲ組合セタルモノニ付其ノ合成抵抗ヲ測定シ之ヨリ左記公式ニ依リ計算スヘシ



測定セントスル地線ト第一補助地線トノ合成抵抗ヲ R_1 「オーム」測定セントスル地線ト第二補助地線トノ合成抵抗ヲ R_2 「オーム」第一及第二補助地線トノ合成抵抗ヲ R_3 「オーム」トスレハ測定セントスル地線ノ抵抗 R ハ次ノ如シ

$$R = \frac{1}{2}(R_1 + R_2 - R_3) \text{ 「オーム」}$$

第六節 電動機試運轉

- 二二二、電動機(附屬器具配線ヲ含ム)ノ試運轉ハ需用者及係員立會ノ上之ヲ行ヒ規程各號ニ付詳細ニ點檢シタル後成績表ト認メタルトキ双方合議ノ上送電ヲ開始スヘシ
- 二二三、試運轉ノ際記録スヘキ事項左ノ如シ
 - (イ) 配線ノ絶縁抵抗、端子電壓、無負荷電流、全負荷電流、無負荷回轉數、全負荷回轉數、電動機ノ地氣抵抗、調車ノ徑及幅、起動裝置ノ有無
 - (ロ) 電動機「ネームプレート」ノ寫シ 使用機械ノ詳細ナル記述、主要部分ノ寸法及構造、電力供給契約別並ニ負擔別其ノ他必要事項
- 二二四、屋内ニ施設スル電線相互間及電線ト大地トノ絶縁抵抗ハ機械器具及附屬物ヲ除キ漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ二万

本則第八十六條

分ノ一ヲ超過セシメス且機械器具及附屬物ヲ合セ漏洩電流ヲシテ最大供給電流ノ一万分ノ一ヲ超過セシメサルコト

動第四表 最小絶縁抵抗表 (200V三相誘導電動機)

種別	馬力數	H.P.	1"	2"	3"	5"	7.5"	10"	15"	20"	50"
配線ノ抵抗	1/10000	2.	1.5	.7	.5	.3	.2	"	"	"	"
配線及機器器具ノ抵抗	1/10000	1.	.6	.3	.2	.15	.09	.07	.05	"	"

但シ新設ノ場合配線ノ絶縁抵抗ハ上記ノ五倍トス

二二五、電動機並ニ附屬器具ハ凡テ本社ノ試験ヲ受ケ使用ヲ承認シタルモノトス

二二六、二百「ヴォルト」三相誘導電動機用電流計ノ大サ及目盛ハ當社ノ仕様ニ依ルヘシ

二二七、二百「ヴォルト」三相誘導電動機ニ使用スル開閉器ハ大理石盤台付ニシテ開閉ノタメ損傷セサル構造ヲ有シ動第五表以上ノ大サタルヘシ

動第五表

馬力數	0.5	1	1.5	2	3	4	5	7.5	10	15	20	30	40	50
電動機	0.5	1	1.5	2	3	4	5	7.5	10	15	20	30	40	50
開起閉器	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110
引込閉器	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110	110

二二八、二百「ヴォルト」三相誘導電動機回路ニ挿入スル「フューズ」ハ動第六表ニ示ス大サノモノタルヘシ

但シ「フューズ」ハ爪付又ハ爪付ニ代用シ得ル板狀ノ外使用スヘカラス

細則第十四條

表第六 動

電力機 馬力數	起閉器動	引閉器	引込ケツ 子ホール
0.5	三	五	一〇
一	五	五	一〇
二	一〇	一〇	一〇
三	一〇	一五	一〇
五	一五	二〇	三〇
七.五	一五	三〇	三〇
一〇	二〇	五〇	七五
一五	二〇	七五	一〇〇
二〇	二五	一〇〇	一五〇
二五	二五	一〇〇	一五〇
三〇	三〇	一五〇	一七五
三五	三〇	一五〇	一七五
四〇	三〇	一七五	一七五
四五	三〇	一七五	一七五
五〇	三〇	一七五	二〇〇

二二九、試運轉ノ際ハ使用機械ノ全數ヲ同時ニ最大容量ニ負荷セシメ之ヲ電動機ノ全負荷電流トナスヘシ
但シ荷重極メテ不規則ニ變移シテ電流計指針動搖シ不定ナルモノハ從量需用家ニアリテハ最大指針ノ九〇「パーセント」定額需用家ニアリテハ九六「パーセント」ヲ以テ其ノ負荷

電流ト定ムヘシ

二三〇、本規程ハ新增設据替ノミナラス臨時又ハ定期試験ノ場合ニモ之ヲ適用ス

第七節 電熱器試送電

二三一、電熱器試送電ハ電燈ノ新設試験ニ依ル外尙左記各號ニ從ヒ之ヲ行フヘシ

二三二、試送電ノ際記録スヘキ事項左ノ如シ配線ノ絶縁抵抗、「ネームプレート」ノ寫シ、端子電壓、全負荷電流、「コード」ノ種類及大サ、接續器ノ種類及大サ、計器ノ容量、受電口ノ箇數其ノ他必要事項

二三三、電流制限器ヲ使用スル場合ハ「ネームプレート」ノ寫シ其ノ制限容量（契約容量）ヲ明記スヘシ

二三四、電熱器（附屬品ヲ含ム）ノ絶縁抵抗ハ漏洩電流ヲシテ格

定電流ノ二万分ノ一ヲ超過セシメサルコトヲ要ス
但シ絶縁抵抗ノ最小限度ハ乾燥時ニ於テ五「メガオーム」以
上タルヘシ

二三五、電熱器ノ發熱要素カ直接水ニ接スル構造ヲ有スルモノニ
アリテハ前號ニ依ラサルコトヲ得

二三六、交流七〇〇「ワット」ヲ超過スル電熱器ニハ電熱器又ハ
之ニ接近シテ各種ニ速斷式開閉器ヲ裝置スルコト

但シ「キロワット」以下ノモノニシテ電熱器ニ接續スル電
線又ハ「コード」ニ挿込型接續器ヲ使用スル場合ハ此ノ限
ニアラス

二三七、電熱器ト屋内電線又ハ「コード」トノ接續部分ハ熱ノタ
メ屋内電線又ハ「コード」ヲ損傷セサル構造トナスコト

二三八、電熱器ト屋内線又ハ「コード」トノ接續部分ノ温度上昇
攝氏五十度ヲ超過スル場合ニ於テハ電熱器ニ接續スル電線又

ハ「コード」ハ電熱器ニ接續スル部分ヨリ三十種(約一尺)
以上ニ亘リ耐熱性構造トナスコト

但シ二百五十「ワット」以下ノモノハ此ノ限ニアラス

二三九、前號ノ耐熱性構造トハ電線又ハ「コード」ノ編組被覆ノ
下ニ厚サ〇、八耗以上ノ石綿其ノ他ノ耐熱質物ノ編組ヲ各線
心ニ施シタルモノタルコト

二四〇、保温電熱器ニハ危險ナル程度ノ温度上昇ヲナササル様自
働的ニ電路ヲ遮斷スル裝置ヲ施スコト

二四一、電氣熨斗又ハ之ニ類スル電熱器ニハ之ニ適當ナル架台ヲ
備フルカ又ハ之ト同等ノ効力ヲ有スル構造ノモノトナスコト

二四二、電熱器ニハ其ノ使用電壓「ワット」數(又ハ電流)及製
造者名ヲ銘記シタルモノナルコト

二四三、電熱器ニ使用スル挿込型接續器ハ兩極同時ニ開閉シ得ル
構造ヲ有シ電流ヲ通シタル儘五百回以上連續抜挿スルモ接觸

ハ「コード」ハ電熱器ニ接續スル部分ヨリ三十種(約一尺)
以上ニ亘リ耐熱性構造トナスコト

但シ二百五十「ワット」以下ノモノハ此ノ限ニアラス

二三九、前號ノ耐熱性構造トハ電線又ハ「コード」ノ編組被覆ノ
下ニ厚サ〇、八耗以上ノ石綿其ノ他ノ耐熱質物ノ編組ヲ各線
心ニ施シタルモノタルコト

二四〇、保温電熱器ニハ危險ナル程度ノ温度上昇ヲナササル様自
働的ニ電路ヲ遮斷スル裝置ヲ施スコト

二四一、電氣熨斗又ハ之ニ類スル電熱器ニハ之ニ適當ナル架台ヲ
備フルカ又ハ之ト同等ノ効力ヲ有スル構造ノモノトナスコト

二四二、電熱器ニハ其ノ使用電壓「ワット」數(又ハ電流)及製
造者名ヲ銘記シタルモノナルコト

二四三、電熱器ニ使用スル挿込型接續器ハ兩極同時ニ開閉シ得ル
構造ヲ有シ電流ヲ通シタル儘五百回以上連續抜挿スルモ接觸

細則第六十六條第二號

細則第六十六條第三號

細則第六十六條第一號

細則第六十六條第二號

細則第六十六條第四號

細則第六十六條第八號

細則第六十六條第九號

細則第六十六條第十號

夏好ナルモノ

二四四、電熱器ニ關スル取扱上ノ必要事項及注意事項ハ詳細ニ説

明シ需用者ニ了知セシムヘシ

注意 積算電力計及電流制限器ヲ設置シタル場合ハ接續ノ過誤ナキヤチ確メタル上必ス封印ヲナスヘシ

附 錄

- 一、電壓降下ノ算定法
- 二、電熱器標準仕様書
- 三、電流計標準仕様書
- 四、「ナイフ」型開閉器標準仕様書
- 五、電氣事業法拔萃
- 六、電氣事業法施行規則拔萃
- 七、積算電力計ニ關スル規程拔萃及注意事項
- 八、積算電力計ニ關スル注意事項
- 九、從業員心得
- 一〇、宿直員心得
- 一一、火災心得

- 一、 消防員心掛
- 二、 消防員心掛
- 三、 消防員心掛
- 四、 消防員心掛
- 五、 消防員心掛
- 六、 消防員心掛
- 七、 消防員心掛
- 八、 消防員心掛
- 九、 消防員心掛
- 十、 消防員心掛
- 十一、 消防員心掛
- 十二、 消防員心掛
- 十三、 消防員心掛
- 十四、 消防員心掛
- 十五、 消防員心掛
- 十六、 消防員心掛
- 十七、 消防員心掛
- 十八、 消防員心掛
- 十九、 消防員心掛
- 二十、 消防員心掛

電壓降下ノ算定法

電壓降下ノ算定法ニハ種々ノ方法アレトモ本規程ニハ回路ノ力率一トシ「インダクタンス」及電氣容量ヲナキモノトシテ左ノ方式ヲ採用セリ而シテ負荷状態ハ集中セル單相二線式トス

今其一ニテ例示セバ

- L...回路ノ巨長 (米)
- i...負荷電流 (アンペア)
- r...使用電線一軒ノ抵抗 (オーム)
- e...電壓降下 (ヴォルト)

$$e = 2 \frac{r}{1000} L i$$

例一 回路ノ巨長二〇米負荷電流一〇「アンペア」使用電線三、二耗ナルトキ其回路ノ電壓降下如何

解三、二耗ノ電線一耗ノ抵抗ハ第二表ヨリ二、二一〇「オーム」ナリ故ニ

$$e = 2 \times \frac{2210}{1000} \times 20 \times 10 = 0.884 \text{ 「ヴォルト」}$$

今計算ニ便ナル爲各種大サノ電線ノ米「アンペア」ト電壓降下トノ關係ヲ示セハ次表ノ如シ

電壓降下ト米「アンペア」ノ關係表 ($L_i = \frac{500e}{r}$)

直徑(尺)	1.6	2.0	2.6	3.2	4.0	5.0	6.0	6.5	7.0	8.0	9.0	10.0	12.0
電壓降下(ヴォルト)	28	44	74	113	176	276	400	466	541	703	894	1104	1590
1	56	88	148	226	352	552	800	932	1082	1406	1788	2208	3180
2	112	176	296	452	704	1104	1600	1864	2164	2812	3576	4416	6360
3	168	264	444	678	1056	1656	2400	2796	3246	4218	5364	6624	9540
4	224	352	592	904	1408	2208	3200	3728	4328	5624	7152	8832	12720

例二 回路巨長二〇米負荷電流一〇「アンペア」ナルトキ電壓降下〇、五「ヴォルト」以

下トナル最小電線(單線)ノ大サ如何

解、此ノ場合ノ米「アンペア」ハ次ノ如シ

$$L_i = 20 \times 10 = 200$$

前表ヨリ電壓降下〇、五「ヴォルト」ノ行ニ於テ二〇〇ニ近ク之レヨリ大ナル直徑ノ電線ヲ求ムレハ直徑五、〇耗ヲ得

例三 電線ノ直徑五、〇耗回路ノ巨長二〇米負荷電流一〇「アンペア」ナルトキノ電壓降下如何

解、此場合米「アンペア」ハ例二ニヨリ二〇〇ニシテ直徑五、〇耗電壓降下一「ヴォルト」トナルトキノ米「アンペア」ハ前表ヨリ五五二ナリ故ニ

$$e = 1.0 \times \frac{200}{552} = 0.362 \text{ 「ヴォルト」}$$

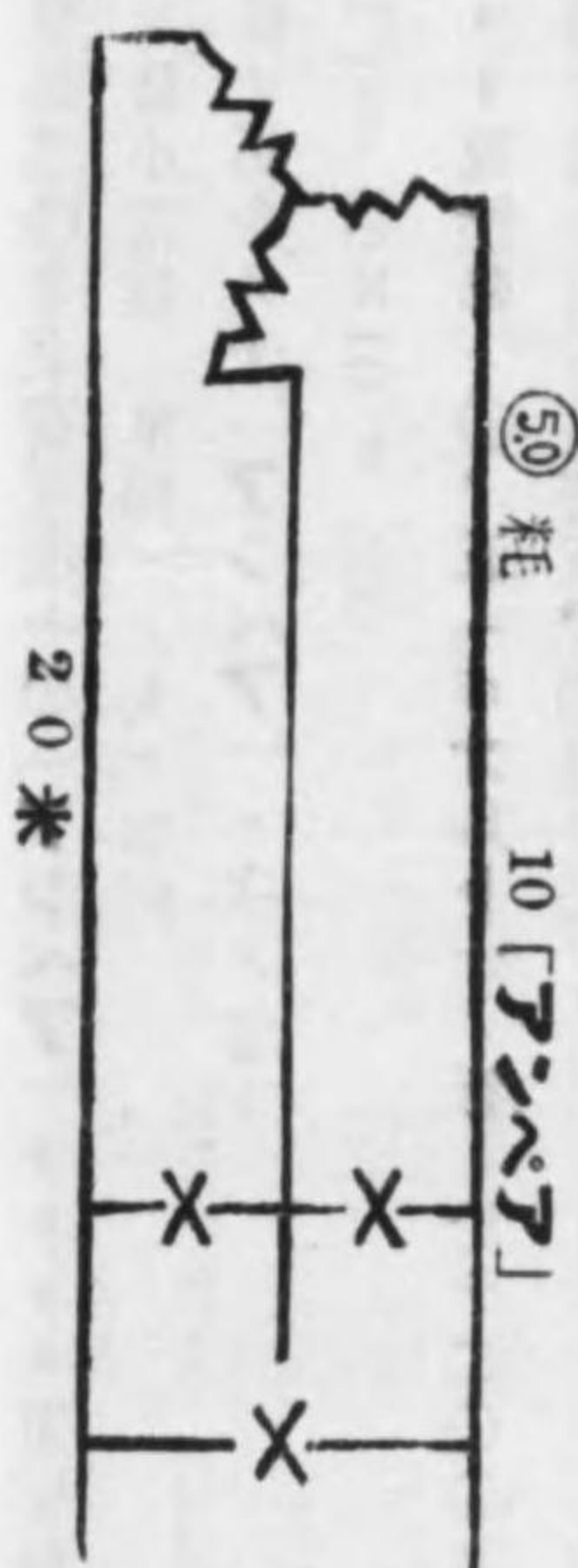
例四 電線ノ直徑五、〇耗回路ノ巨長二〇米ニシテ電壓降下ヲ〇、五「ヴォルト」トセハ負荷電流ハ何「アンペア」ナルヤ

解、電線ノ直徑五、〇耗電壓降下〇、五「ヴォルト」トナルトキノ米「アンペア」ハ
前表ヨリ二七六ナリ故ニ許シ得ル負荷電流ハ

$$\frac{276}{20} = 13.8 \text{ 「アンペア」}$$

三相三線式ノ場合
負荷平衡セル回路ノ電壓降下ハ負荷電流、回路巨長及電線ノ太サ同一ナルニ線式ノ $\frac{\sqrt{3}}{2}$
(〇、八六六)トス

例五 負荷平衡セル回路ニテ電線ノ直徑五、〇耗回路巨長二〇米、各線ノ負荷電流一〇
「アンペア」ナルトキノ電壓降下如何
但シ電源ヨリ各負荷點ノ距離ハ同一トス



解 例三ニ依リ

$$e = 1.0 \times \frac{200}{552} \times \sqrt{\frac{3}{2}} = 0.3124 \text{ 「ヴォルト」}$$

以 上

家庭電熱器標準仕様書

第一章 總 則

- 第一條 電熱器ノ大サハ電力消費量ノ「ワット」數ヲ以テ表スモノトス
- 第二條 電熱器ノ標準電壓ハ百「ヴォルト」及二百「ヴォルト」トス

第二章 構造

- 第三條 電熱器具ハ構造堅牢取扱簡便ニシテ熱ノタメ容易ニ變質セサルコトヲ要ス
- 第四條 電熱器及附屬器具ノ溫度上昇ハ連續使用狀態ニ於テ脚又ハ臺等ノ如キ可燃質物ニ接觸スル部分ニ在リテハ攝氏五十度以下、把手ノ如キ人体ニ觸ルル部分ニ在リテハ攝氏三十度以下トス
- 但シ電氣熨斗ハ此ノ限ニ在ラス
- 第五條 電氣熨斗其ノ他之ニ類スル電熱器ハ適當ナル架台ヲ備フルカ又ハ之ト同等以上ノ効力アル構造ヲ有スルモノトス
- 第六條 發熱要素ノ露出シタル電熱器ニ於テハ發熱要素ト器具ノ金屬部トノ距離ハ三耗以上トス
- 電熱器ニハ適當ナル箇所ニ接地線接続端子ヲ設クルモノトス
- 但シ使用電壓百五十「ヴォルト」以下ニシテ移動シテ使用スルモノハ此ノ限ニアラス
- 第七條 發熱部ノ構造ハ特殊ノモノヲ除キ容易ニ之ヲ取替ヘ得ルモノトス
- 第八條 發熱要素ノ導體ハ瑕疵缺點ナク其ノ切斷面積均一ニシテ容易ニ離脱セサル様絶緣體ニ固定スルモノトス

- 第九條 發熱部ニハ堅牢ニシテ耐熱性ヲ有スル陶磁器其ノ他ノ絶緣物ヲ用フルモノトス
- 但シ電氣蒲團ノ如キモノニ在リテハ「アスベスト」布ヲ用フルコトヲ得
- 第十條 發熱要素ノ導體ノ接続端子ハ充分ナル電流容量ヲ有シ構造堅牢ニシテ膨脹收縮ニヨリ弛緩セザルモノトス
- 第十一條 電熱器ト可撓紐線トノ接続部ノ構造ハ熱ノタメ可撓紐線ヲ損傷セザルモノトス
- 第十二條 移動シテ使用スル電熱器又ハ電熱器附屬ノ挿込型接続器ト可撓紐線トノ接続部ハ長サ三種以上ノ紐線保護螺旋ヲ附スル等適當ナル裝置ヲ施スモノトス
- 第十三條 電熱器ニハ左記各號ノ一ニ該當スルモノノ外開閉器ヲ裝置スルモノトス
 - (イ) 直流五百「ワット」交流一千「ワット」以下ニシテ電熱器ト可撓紐線トノ接続ニ挿込型接続器ヲ使用スル場合
 - (ロ) 直流二百五十「ワット」交流七百「ワット」以下ニシテ可撓紐線ニ紐線用開閉器ヲ用ヘル場合
 - (ハ) 湯沸用投入型電熱器等特殊ノ構造ヲ有スルモノニシテ之ニ接近シテ屋内配線ニ該電熱器専用ノ開閉器ヲ裝置スル場合

- 第十四條 二千「ワット」以上ノ電熱器ハ可成簡單ナル加工ニ依リ百「ヴォルト」及二百「ヴォルト」何レニモ使用シ得ル構造ヲ有スルモノトス
- 第十五條 一千「ワット」以上ノ料理用電熱器及一千五百「ワット」以上ノ暖房用電熱器ハ電力加減装置（二段又ハ三段ニ區分スル開閉器ノ類）ヲ有スルモノトス
但シ特殊ノ用途ニ供スルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十六條 電氣炬燵、電氣蒲團等保温電熱器ニハ人体ニ觸ルル部分ノ溫度攝氏七十度ヲ超エサル極溫度制限又ハ電流遮斷ノ裝置ヲ施スモノトス
但シ危險ナル程度ノ溫度上昇ヲ爲ササル様遮斷裝置ヲ施シタルモノハ此ノ限ニ在ラス
- 第十七條 電熱器ニハ品名、電壓、「ワット」數（又ハ電流）及製造者名ヲ明瞭ニ銘記スルモノトス

第三章 試驗

第十八條 電熱器ハ定格電壓ヲ以テ其ノ使用狀態ニ於テ三十分間通電シ支障ヲ生セサルモノトス

但シ煙草點火器ノ如キ特殊ノモノニ在リテハ通電時間ヲ短縮スルコトヲ得

第十九條 電力消費量ノ公差ハ左記ニ據ルモノトス

六百「ワット」以下ノモノハ上下二十「パーセント」

六百「ワット」ヲ超フルモノハ上下十「パーセント」

第二十條 二百五十「ヴォルト」未滿ノ電熱器ハ第十八條ノ試驗ノ直後一分間以上左記電壓

ニ依ル絶縁耐力試験ニ耐フルモノトス

一千「ワット」以下ノモノハ五百「ヴォルト」

一千「ワット」ヲ超ユルモノハ定格電壓ノ二倍ニ一千「ヴォルト」ヲ加ヘタルモノ

發電要素カ直接水ニ接スル構造ヲ有スルモノニ在リテハ前項ノ試験ヲ行ハス

第二十一條 電熱器（附屬品ヲ含ム）ノ絶縁抵抗ハ第十八條ノ試験ノ直後ニ於ケル漏洩電流カ

定格電流ノ二萬分ノ一ヲ超過セサルモノトス

但シ絶縁抵抗ノ最小限度ハ乾燥時ニ於テ「メガオーム」以上ナルモノトス 發熱要素

カ直接水ニ接スル構造ヲ有スルモノニアリテハ前項ノ試験ヲ行ハス

第二十二條 發熱部ノ導體ハ二千時間連續使用ノ後定格電壓ニ於テ其ノ消費電力當初ノ値ノ九

十「パーセント」以上ナルモノトス

第四章 附屬器具

第二十三條 電熱器ニ取附クル開閉器ハ左ノ各號ニ該當スルモノトス

- 一、速斷式ナルコト
 - 二、導体ハ外部ヨリ接觸シ得サルモノナルコト
 - 三、文字又ハ記號ヲ以テ開閉ヲ表示スルモノナルコト
但シ明瞭ニ開閉ヲ認知シ得ル構造ノモノハ此ノ限リニアラス
- 電力加減開閉器ニ在リテハ其ノ開閉狀態ヲ文字又ハ數字ヲ以テ表示スルモノトス（數字ヲ以テ表示スル場合ハ電力ノ遞増ニ從ヒ數字ヲ遞増セシメ零ヲ以テ開路狀態ヲ表示スルコト）

第二十四條 電熱器ニ附屬スル挿込型接續器ハ兩極同時ニ開閉シ得ル構造ヲ有シ電氣ヲ通シタル儘五百回以上連續抜挿スルモ接觸良好ナルモノトス

第二十五條 電熱器ニ接續スル可撓組線ハ接續部分ノ温度上昇攝氏五十度ヲ超ユル場合ニ於テ

ハ接續部分ヨリ三十種以上ニ亘リ編組被覆ノ下ニ厚サ〇、七五耗以上ノ石棉其ノ他ノ耐熱質物ノ編組ヲ各線心ニ施スモノトス

但シ二百五十「ワット」以下ノモノハ此ノ限ニアラス

第二十六條 電熱器（附屬可撓組線ヲ含ム）ト屋内配線トノ接續ニ用フル器具ハ左記ニ依ルヘシ

- (イ) 直流二百五十「ワット」交流四百「ワット」以下ノモノニ在リテハ普通白熱用有鍵承口ヲ使用スルコトヲ得
- (ロ) 七百「ワット」以下ノモノニ在リテハ普通白熱電球用無鍵承口ヲ使用スルコトヲ得
- (ハ) 七百「ワット」ヲ超過スルモノニ在リテハ壁用挿込型接續器具類ヲ使用スルカ、可撓組線或ハ電熱器口出線ヲ屋内配線ニ熔着スルカ又ハ安全器開閉器若クハ接續器類ニ捻止メヲ以テ接續スルコト

室ノ大サト電氣暖爐ノ容量

室ノ廣サ	洋風		和風	
	窓總面積	暖爐容量	障子總面積	暖爐容量
三疊	十八平方尺	一、〇キロワット	四十二平方尺	二、〇キロワット
三疊半	十八	一、五	六十三	二、五
六疊	三十六	二、〇	八十四	三、〇
八	三十六	二、五	八十四	三、五
十	五十四	三、〇	百五	四、〇
十二	五十四	三、五	百二十六	四、五
十五	七十二	四、〇	百二十六	五、〇
十八	九十	四、五	百二十六	六、〇
二十	百八	五、〇	百六十八	六、〇
二十四	百八	五、五	百六十八	七、〇
三十	百二十六	六、〇	二百十	八、〇
四十	百二十六	七、五	二百十	〇、〇

電流計標準仕様書

第一條 構造

- (イ) 堅牢ニシテ塵埃ノ容易ニ侵入セサル様外國ニ藏メ可動部分ノ摩擦極メテ少ニシテ制動裝置ヲ具ヘ永久指示正確ノモノタルヘシ
- (ロ) 計器ニハ適當ナル箇所ニ製造者名又ハ商標、交流、直流ノ別計器番號電流比其ノ他必要ナル事項ヲ記入スヘシ
- (ハ) 電流ノ通スル裸導體ト近接ノ金屬体トハ支持點ヲ除クノ外四耗以上離隔スヘシ
- (ニ) 電氣ノ通スル部分ト造管材トハ六耗以上離隔セシムヘシ
- (ホ) 計器ノ目盛板ハ濕氣又ハ温度ノ變化ニヨリ彎曲セサル眞實ノモノタルヘシ又金屬板等ト貼リ合セタルモノニアリテハ容易ニ剝脱セス且全表面ヲ密着セシムヘシ
- (ヘ) 指針ノ指示端ト目盛トハ一耗ノ距離ヲ保チ且視差ヲ生セサルモノタルヘシ

- (ト) 接続用捻子ト端子トノ接続ハ完全ナラシメ緩マサル構造ニシテ端子ニ使用スル導体ハ真鍮又ハ銅ヲ用フヘシ
- (チ) 制動装置ハ最大目盛ノ三分之一ノ電流ヲ通シタルトキ最大目盛ヲ超過セス靜止ニ要スル時間ハ二十秒以内タルヘシ且左ノ區別ニ從ヒ過負荷試験ヲ斷續十回ニ及フモ何等異狀ナキモノタルヘシ

最大目盛	最大目盛ノ倍數
二十五「アンペア」以下	三
二十五「アンペア」超過	二

- (リ) 計器ハ正シキ位置ニ於テ指針力零位置ヲ指示スルモノタルヘシ
- 第二條 絶縁抵抗
温度上昇後ニ於テ二百五十「ヴォルト」「メガー」ヲ以テ試験シ三「メグオーム」以上

第三條 目盛

目盛ハ讀ミ易ク且最モ多ク使用スル附近ニ於テ成ルヘク均一ノモノタルヘシ
 (イ) 電動機及電熱器ニ使用スルモノニアリテハ別表ニ依ルヘシ
 (ロ) 目盛ノ幅ハ一耗以上タルヘシ
 (ハ) 目盛墨入ノ大サハ〇、五耗以下タルヘシ
 (ニ) 目盛ノ幅ハ一耗以上タルヘシ

第四條 温度上昇

上昇温度ハ攝氏四十度以下タルヘシ
 但シ抵抗測定法ニ依ル

- 第五條 特殊ノ設計ニシテ本仕様書ニ據リ難キモノハ其ノ都度本社試験係ノ承認ヲ受クヘシ

ノ一 最目 大盛 アベシ	最初 目盛 アベシ	容 量 アベシ	馬 力 數
0.5	0.5	3	0.5
0.5	0.5	5	1
0.5	1	10	1.5
0.5	1.5	15	2
1.0	2	20	2.5
1.0	2.5	25	3
1.0	3	30	3.5
1.0	3.5	35	4
1.5	4	40	4.5
1.5	5	50	5.5
1.5	6	60	6.5
1.5	7	70	7.5
1.5	10	100	10
1.5	10	110	11
1.5	10	120	12
1.5	10	130	13
1.5	10	140	14
1.5	10	150	15
1.5	10	160	16
1.5	10	170	17
1.5	10	180	18
1.5	10	190	19
1.5	10	200	20

四 「ナイフ」型開閉器標準仕様書

- 第一條 「ナイフ」型開閉器ハ左ノ各條ニ該當スルモノタルヘシ
- 第二條 石盤、大理石等ノ不燃質物ニシテ濕氣ヲ吸收セサル材料ニテ作レル台上ニ取附ケタルモノタルヘシ
- 第三條 前記取附台ハ十二、七耗(約二分ノ一吋)以上ノ厚サチ有シ其ノ表面ハ塵埃ノ附着セサル様平滑ナラシムヘシ
- 第四條 充電部ハ適當ノ強サチ有スル様充分太クシ且接觸面チ充分大ナラシメ規程ノ負荷ニ於テ攝氏二十五度以上ノ溫度上昇アルベカラス
- 第五條 蝶番ノ部分ハ發條座金ノ如キ接觸面壓力ノ維持ニ適當ナル裝置チ施スニアラサレハ電流ノ通過スル接觸部トナスヘカラス
- 第六條 顎部及蝶番部ノ取付箇所ハ使用中弛ミテ廻轉スル患ナキ様二本捻子チ用ヒ或ハ挿込「ピン」チ用フル等適當ノ裝置チ附スヘシ
- 第七條 顎部及蝶番部ハ弾力性金屬チ以テ製作シ常ニ双部トノ接觸面壓力チ保持セシムヘ

- 第八條 額部取付捻子頭ハ台部ニ埋込ミトシ耐濕絶縁性ニシテ且使用温度ニテ變態セサル物質ニテ充填スヘシ
- 第九條 開閉器ヲ開ク際電弧ヲ生ツル部分ハ適當ノ形狀トナシ熔損銅片ニヨリ接觸ヲ不良ナラシメサル様ニスヘシ
- 第十條 開閉器ノ見易キ部分ニ使用電壓及電流ヲ銘記スヘシ
- 第十一條 台部ハ二本以上ノ捻子ヲ以テ取付ラルヘキ穴ヲ有スヘシ
但シ台ノ表面積二〇〇平方糎(約三〇平方吋)以下ノモノニ在リテハ二本トスルコトヲ得
- 第十二條 容量及各部ノ大サハ別表ヲ標準トスヘシ
但シ三〇〇「アンペア」以上ノモノハ特殊開閉器トシテ仕様ヲ別ニ定ム
- 第十三條 接觸面電流密度ハ六、五平方糎(約一平方吋)ニ付一〇〇「アンペア」以下タルヘシ
- 第十四條 遮斷裝置ヲ有スルモノニアリテハ遮斷距離ノ極限ヲ別表ニ依ラサルコトヲ得

五 電氣事業法拔萃

- 第十八條 電氣工作物ヲ損壞シ之ニ物品ヲ接觸シ又ハ其ノ他ノ方法ヲ以テ電氣ノ供給又ハ使用ヲ妨害シタル者ハ五年以下ノ懲役又ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス
前項ノ未遂者ハ之ヲ罰ス
- 第十九條 電氣事業者ノ承諾ヲ得シテ濫ニ電氣工作物ノ施設ヲ變更シタル者ハ二百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

六 電氣事業法施行規則拔萃

第五章 檢査

- 第四十五條 電氣事業者ハ火藥其ノ他爆發性ノ物質ヲ製造又ハ藏置スル場所ニ電氣工作物ヲ施設シタルトキハ遲滯ナク工事方法ヲ具シ工作物ノ施設地ヲ管轄スル遞信局長ニ届出ツヘシ

第六章 業 務

第五十一條 電氣事業者ハ供給點ニ保持スヘキ一定電壓又ハ一定電流ヲシテ百分ノ四以上ノ變動ヲ起サシメサルコトヲ要ス且電燈供給ノ場合ニ在リテハ技術上己ムヲ得サルモノヲ除クノ外光力ニ不定ヲ生セシメサルコトヲ要ス

但シ特種ノ事由アル場合ニ於テ通信大臣ノ認可ヲ得タルモノハ此ノ限ニアラス

第五十二條 電燈ノ光力ヲ表示スルニハ燭光ヲ以テ單位トス
一 燭光ハ氣壓七百六十「ミリメートル」ノ時一立方「メートル」ニ付八「リツトル」ノ水蒸氣ヲ含有スル空氣中ニ於テ燃燒スル「ハーコート」氏十燭光「ペンテーン」燈ノ光力ノ十分ノ一トス

第五十三條 電燈供給ニ使用スル白熱電球ニハ電壓及大サ（全電力消費量）又ハ電壓及燭光ノ「真空「タンクステン」電球ニアリテハ平均水平燭光」又ハ電壓及燭光ノ「瓦斯充填「タンクステン」電球ニアリテハ平均球面燭光」ヲ指示スヘシ
前項ノ大サ及燭光ニ關スル指示數ノ誤差ハ左記ノ値ヲ超過セサルコトヲ要ス

電球ノ種類	電球ノ大サ	全電力消費量	平均球面燭光	平均水平燭光
真空「タンクステン」電球	七、五ワット乃至一〇ワット	百分ノ十		〇、八燭光
瓦斯填充「タンクステン」電球	二、五ワット以上	百分ノ七、五		百分ノ十三
	一〇〇ワット以上	百分ノ十五		
	一、〇〇〇ワット以上	百分ノ十二		

- 第五十四條 電氣事業者カ白熱電球ヲ提供シテ電燈ヲ供給スル場合ニ於テ其ノ光力取附後ノ使用ニ依リ指示電壓ニ於テ真空「タングステン」電球ニアリテハ指示燭光數ノ百分ノ八十以下ニ瓦斯填充「タングステン」電球ニ在リテハ指示燭光數ノ百分ノ七十五以下ニ減少シ且需用者ノ請求アルトキハ電氣事業者ハ新ナル電球ト取換テ爲スヘシ
- 第五十六條 電路ハ常ニ之ヲ檢査シ安全ト認ムルニ非サレハ之ヲ送電スルコトヲ得ス
- 第五十八條 修繕其ノ他ノ原因ニ因リ送電ヲ中止スルトキハ急速ノ場合ヲ除クノ外其ノ旨ヲ關係需用者ニ豫告スヘシ
- 第六十條 電氣事業者ハ保線係員ヲシテ常時電線路ヲ巡視セシムヘシ
- 第六十一條 電氣事業者ハ送電中出火暴風其ノ他ノ非常ノ場合ニ際シ危險ナリト認ムル區域内ノ架空電線ニ對シ速ニ其ノ送電ヲ遮斷スヘシ
- 前項ニ依リ送電ヲ中止シタル區域内電路ノ各要所ニ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ掲クヘシ
- 第六十二條 電氣事業者ハ送電中ノ架空電線ノ近傍ニ出火アルトキハ直ニ現場ニ技術員ヲ派遣シ危險豫防ノ手續ヲ施シ其ノ旨出張ノ警察官ニ届出シムヘシ其ノ技術員ハ警察官ノ許可ヲ得ルニ非サレハ退場スルコトヲ得ス

出火ノ場所ニ派遣ノ技術員ニハ晝間ハ標旗夜間ハ標燈ヲ携帯セシムヘシ

七 積算電力計ニ關スル規程拔萃及注意事項

電氣計器ニ關スル規程拔萃

- 一、電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ハ檢定ヲ受クヘシ（電氣測定法第七條）
- 二、左ノ各號ノ一ニ該當スル電氣計器ヲ電氣ノ取引ニ使用シタルモノハ一年以下ノ懲役又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス（電氣測定法第八條）
 - 一、檢定ヲ受ケサルモノ
 - 一、檢定ニ合格セサルモノ
 - 一、檢定ノ効力ヲ失ヒタルモノ
- 三、電氣ノ取引ニ於テ其ノ計量ヲ詐ルノ目的ヲ以テ不正ニ電氣計器ヲ使用シタルモノハ罰前

條ニ同シ (電氣測定法第九條)

四、檢定ノ有効期間ハ五年トス (電氣計器ノ公差檢定第五條)

五、電氣計器左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ檢定ハ其ノ効力ヲ失フ (電氣計器ノ公差檢定第六條)

一、封印ノ破損シタルモノ

一、公差ヲ超エタルモノ又ハ主務大臣ノ定ムル裝置及動作ニ關スル規程ニ適合セザルモノ

六、電氣ヲ供給スル者ハ現ニ電氣ノ取引ニ使用スル計器ノ檢定番號、檢定年月日、製造者名番號及其ノ種類、格定並使用場所ヲ記載セル帳簿ヲ備フヘシ (電氣計器檢定規則第十一條)

七、電氣ヲ供給スルモノハ毎年三月三十一日現在ニ於テ其ノ供給スル電氣ノ取引ニ使用スル電氣計器ノ箇數ヲ第六號書式ニヨリ四月三十日迄ニ逡信大臣ニ届出ツヘシ (電氣計器ノ公差檢定第十二條)

八、前二條ニ違反シタルモノハ科料ニ處ス (電氣計器ノ公差檢定第十四條)

八 積算電力計ニ關スル注意事項

檢針表作成上ノ注意事項

一、先ツ檢針表作成ニ當リ左記事項ヲ檢査スヘシ

(イ) 計器及附屬變流器ノ封印ノ破損及硝子ノ損傷ナキヤ否ヤ

(ロ) 計器及附屬變流器ノ「ターミナル」及捻子等附屬品ノ有無

(ハ) 計器ニ指示アル番號ト變流器番號トノ相違ノ有無

(ニ) 計器ト檢定合格證トノ相違ナキヤ否ヤ

(ホ) 乘率ノ有無

二、檢針表ニハ左記事項ヲ記載スヘシ

(イ) 取付年月日

(ニ)(ハ)(ロ) (ト)(ヘ)(ホ)

住所及氏名

計器ノ讀ミ

檢定合格證ノ寫シ

(1) 檢定番號

(2) 檢定年月日

(3) 製造者名

(4) 製造番號

(5) 電壓及電流

(6) 型式番號及型

(7) 乘率

負荷ノ容量 (電灯ニ在リテハ灯數)

新設ト取替トノ區別

其ノ他必要事項

八 計器取付及取扱ノ注意事項

計器取付及取扱上ノ注意事項

- 一、計器ハ取付前ニ檢針表ト照合セ相違ナキヤテ確ムヘシ
- 二、計器ハ垂直ニ木捻子ヲ以テ堅固ニ取付クヘシ
- 三、計器取付終了シタル時ハ接續其ノ他ニ誤ナキヤテ檢スヘシ
- 四、計器取替ノ際ハ動力、電熱又ハ晝間電灯用ノ如キモノニ在リテハ負荷ヲ與ヘ圓板ノ回轉其ノ他ニ異狀ナキヤテ檢スヘシ
- 但シ夜間灯用ノモノハ送電後前記ノ檢査ヲナスヘシ
- 五、變流器ノ二次線ハ其ノ一端ヲ第三種地線工事ニ依リ接地スヘシ
- 六、計器ノ取付又ハ取替ヲナシタル時ハ必ス封印ヲナスヘシ
- 七、計器ヲ移動及運搬スル場合ハ封印又ハ硝子ヲ破損セサル様ニ努メ且ツ激衝ヲ與ヘサル様充分ノ注意ヲナシ常ニ丁寧ニ取扱フヘシ

檢針ニ當リテノ注意事項

- 一、毎月ノ檢針ハ料金算定ノ基準トナルモノナレハ成ルヘク一定ノ日ニ實施シ且ツ讀ミニ誤ナキ様充分ノ注意ヲナスヘシ
- 二、乗率アル計器ノ使用高ハ乗率倍スルコトヲ忘ルヘカラス
- 三、使用高前月ニ比シ著シキ差アルトキハ念ノ爲メ計器ノ讀ミヲ再檢シ相違ナキトキハ需用者ニ使用上ノ變化ナキヤテ間合セ監督者ニ報告スヘシ
- 四、計器不廻轉ノ際ハ一應接續其ノ他ニ異狀ナキヤテ檢査シ監督者ニ報告スヘシ
- 五、檢針終リタルトキハ使用高ヲ示シ需用者ノ承認ヲ受クヘシ
- 六、特ニ封印及硝子ノ破損其ノ他規程ニ牴觸スル事故ナキヤテ檢スヘシ
- 七、計器取付後増灯増燭等ニ依リ計器ニ過負荷ナキヤ燭力個數等ニ就テモ充分注意ヲナスヘシ

九 從業員心得

- 一、電燈從業員ハ常ニ會社對需用家ノ間ニ立チテ電氣ニ關スル一切ノ要件ヲ遲滯ナク遂行スヘキ重大ノ任務ヲ帯ヒタルモノナリ故ニ一人ノ從業員ノ動作モ總テ會社ノ評判ヲ左右スルモノナルヲ以テ其ノ一言一行ニモ責任ヲ重スルコト肝要ナリ
- 二、同シ需用家ト雖其ノ中ニハ階級ノ上下職業ノ相違等種々ノ區別アリ又其レ等ノ人々ノ御氣質モ其レ其レ異ナルモノナレハ其ノ應待ニ就テハ些細ノコトニモ注意ヲ拂ヒ失禮ナキ様心掛クヘシ
- 特ニ料理屋宿屋飲食店御茶屋等ノ如キハ吾レモ人モ仕事ノコト以外ニ出入スルコト多ク稍モスレハ氣安ク取扱フ様ナレ共同シ電氣ノ御需用家ニシテ甲乙ノ別アル筈ナケレハ決シテ龐忽ナキ様注意スヘシ
- 三、一般ニ御需用家ニテハ從業員ノ言行ノ全部ヲ直チニ會社ノ方針ナルカ如ク思惟セララルモノナルヲ以テ會社内ト需用家ニ御伺ヒシタル時トテ論セス需用家チ心底ヨリ大切ナル自分ノ御客様ト心得ヘ常ニ温順親切ナル態度ヲ以テ之ニ接シテ横着ナル態度亂暴ナル振舞ヲ

ナササル様注意スヘシ

四、服装ハ質素ニシテ成ルヘク垢ノ付カサルモノヲ着用スル様心掛クヘシ

五、身体ノ不健康ナルモノハ總テノ事不愉快ニシテ忠實勤勉等ノ努力的精神ハ失ハレ常ニ欠勤躑トナルモノナリ故ニ日常衛生ニ注意シ健康ヲ保持シ愉快ニ勤務シ勉テハ永久勤続スル様心掛クヘシ

六、御需用先ヨリ謂ヘハ我等従業員ハ姓名モ知ラス一面識ヲモナキモノナリ之カ座敷ハ愚カ戸棚天井裏迄モ入り込ムモノナレハ特ニ温順ニ努メ御不審ヲ招カサル様出入スルコトニ心掛クヘシ

七、御需用家ニ御伺ヒシタル時ハ服装ヲ正シク帽子ヲ取り丁寧ニ挨拶シ用件ヲ述ヘ承諾ヲ得タル後仕事ニ着手スヘシ殊ニ手足履物其ノ他ニ就テハ成ルヘク不快ヲ感セシメサル様綺麗ニナシタキモノナリ

八、御座敷、御居間等ノ工事又ハ通過ノ際ハ必ス御案内ヲ乞フヘシ

九、來客アル御座敷御病室又ハ御子供衆其ノ他ノ方ノ御睡眠中ノ部屋若クハ其ノ附近ニテ工事ノ際ハ先様ノ御迷惑ニナラヌ様静カニ仕事ヲナスヘシ

一〇、先様ノ御居間勝手元湯殿便所等ニ立入ル際ハ特ニ注意シ先様ニ失禮ナキ様心掛クヘシ

一一、戸棚押入其ノ他納戸等ニ出入ノ際ハ特ニ御立會ヲ乞フヘシ器物類ニハ手ヲ觸レヌ様ニシ之レヲ動カス必要アル場合ハ先様ニ御願スル様心掛クヘシ然シ御答ノ上御加勢申上ケルモ差支ヘナシ壞レ易キモノ汚レ易キモノハ特ニ注意スヘシ

一二、仕事中梯子又ハ踏台ヲ使用スル時ハ据ハリニ注意シ倒潰スル等危険ナキ様設置スヘシ不意ニ倒潰シタルタメ己レハ怪我ヲシ會社ニハ迷惑ヲ掛ケ御需用家ノ器物等ヲ毀損シテハ誠ニ相濟マヌ儀ト心得ヘシ

一三、天井裏ニ於テハ静カニ動作シ天井板ヲ損シ又ハ道具類ヲ取落シテ異様ノ音響ヲ發スル等ノコトナキ様ニシ「ハンダ揚」等ニ際シテハ火氣ニ注意シ決シテ危険ノ虞ナキ様考慮スヘシ殊ニ天井裏ノ昇降ハ其ノ都度不潔ヲ伴フモノナレハ出來得ルタケ度數ヲ少クスル様ニ努ムヘシ

若シ釣天井ノ釣線ヲ切斷セシメタル場合等ハ直チニ復舊スル様心掛クヘシ

一四、天井裏ニ昇ル場合ハ豫メ昇降口ノ下ニ産又ハ適當ナル敷物ヲ敷キ塵埃ノ落チルコトアリトモ差支ナキ様準備シ昇降ノ際ハ特ニ壁其ノ他ヲ汚損セサル様心掛クヘシ天井裏ニテハ

- 必ス上草履ヲ穿キテ作業シ下降シタル時ハ汚レタル帽子上草履洋服等ヲ敷物ノ上ニテ脱キ戸外ニ持出シ掃除スル様心掛クヘシ
- 一五、夕刻ニ近ツキ猶仕事ノ終ラサル時ハ先様ノ御都合ヲ伺ヒ御許ヲ受ケテ仕事ヲ繼續スル様心得ラレタシ
- 一六、繼續工事ニ御伺ヒセシ場合ハ其ノ由ヲ述ヘ翌日ノ御都合ヲ伺ヒ置キ諸道具類ハ持チ歸ルヘシ
- 一七、御需用家ノ器具ハ成ルヘク拜借セサル様ニシ仕事ノ都合上己ムナク借用シタル場合ハ使用後直チニ御答ヘシタル上御返シスヘシ
- 一八、工事ノ終了シタル時ハ後始末ヲナシタル上先様ノ御點檢ヲ受ケテ歸ル様注意スヘシ
- 一九、「コード」以下ノ仕事ハ内線ノミニ仕事ニテ一部故障ノタメ點燈第一夜ヨリ不點ノコトアリテハ大變御迷惑ヲ感セシムルモノナレハ必ス既設配線ニ就テモ點檢シ置クコトニ努ムヘシ
- 二〇、勤務中ハ酒氣ヲ帶ヒテ御需用家ニ御伺ヒセサル様注意スヘシ
- 二一、作業中喫烟ヲナスヘカラス殊ニ喰ヘ烟草ニテ仕事ヲナシ又天井裏ニテノ喫烟ハ絕對禁

物ナリ

- 二二、御需用家ヨリ故障ノ通知ヲ受ケタル時ハ出來得ル限リ敏速ニ御伺ヒシ御期待ニ添フ様心掛クヘシ何人モ故障ノタメ蒙ル迷惑ト不自由ハ實ニ不愉快ヲ感ツルモノナレハナリ
- 二三、工事又ハ故障ノタメ御需用家ニ御伺ヒシ若シ誤リテ屋根瓦、天井、壁、柱、敷物等ニ瑕ツケ又ハ汚損シタル等ノ場合ハ速ニ其ノ事實ヲ申出テ陳謝スヘシ陳謝シタルモ尙先様ノ御許ナキ場合ハ其ノ事柄ト物トニ依リ即座ニ辨償スルカ又ハ相當ノ挨拶ヲナシ早速係監督者ニ其ノ原因經過ヲ報告シテ所置ヲ願フヘシ
- 二四、御需用家ニ御伺ヒシタル時御不在ナル時ハ附近ノ方ニ御立會ヲ願ヒテ仕事ヲナス様ニシ之レカ空家ナル時ハ家主ノ立會ヲ求ムヘシ
- 二五、従業員ハ常ニ共同作業ニ携ル關係上各自平素ヨリ圓滿和合ニ勉メ些少タリトモ我儘勝手ノ所爲ヲナサス常ニ共同一致ヲ旨トスヘシ共同一致ハ總テノ場合仕事ノ能率ヲ増進シ敏速圓滑ニ解決セシメ其ノ結果ハ自他ヲ幸福ニ導クモノナリ
- 二六、従業員ハ日々ノ仕事ニ對シ豫メ前日中ニ其ノ準備ヲナシ係員ノ指導ヲ仰キ且上級者ニ相談シ仕事ノ進捗ヲ計ル様心掛クヘシ

二七、従業員ハ各々電燈電力電熱器及電氣扇等ノ營業案内テ心得置キ御需用家ノ御尋ネニ際
 シ直チニ應答シ得ル様心掛クヘシ

二八、屋外又ハ道路ニテ工事チナス場合ハ材料ヲ紛失セサル様ニ監理シ特ニ交通ヲ妨害シ又
 ハ危険ノ虞ナキ様特別ノ注意チナスヘシ

材料取扱ニ關スル心得

一、材料ヲ受領スルニハ先ツ傳票ニ附シアル材料請求書ヲ倉庫係ニ示シ現品ヲ請求スヘシ最
 モ前日倉庫係ニ於テ準備スル事アルヲ以テ一應問合スヘシ

二、倉庫係ヨリ材料ヲ受領セハ材料請求書ノ員數ト傳票及工事設計書ノ材料員數トヲ比較シ
 出先ニテ材料不足ヲ來ササル様注意シ電球、「コード」、「セード」ノ如キモノハ數量記号等
 テモ引合ハスヘシ

三、材料受入済ノ上ハ請求書ハ倉庫係ニ渡シ歸社ノ時ハ殘材料ヲ倉庫係ニ返納シ其ノ員數ヲ
 請求明細表ノ殘高欄ニ記入ヲ受ケ支拂チナスヘシ整理終了セハ使用明細表ノ使用員數ト請
 求明細表ノ員數トヲ比較計算スヘシ

四、材料運搬ニ際シテハ紛失傷損等ナキ様特別ノ注意チナスヘシ
 即チ落失セサル爲ニハ完全ニ邦博シ破損シ易キモノハ箱ニ入レ電線等ハ車ノ上積トナシ投
 下セサル等ヲ謂フ

五、工事中ハ屑線及不頁材料ヲ出ササル様ニ注意シ終了ノ際ハ屑線木捻子等些細ノ材料ト雖
 粗末ニセサル様取纏ムヘシ

六、材料ノ使用高ハ正確チ期スルタメ必ス現場ニテ傳票ニ點附セシ内外線設計書及使用明細
 書ノ使用欄ニ誤ナキ員數ヲ記載スヘシ特ニ工事ノ種類及何燈配線何灯「コード」以下等ヲ
 記入シ街灯工事ノ使用明細書ハ之ヲ別紙ニ作製シ統計ニ便ナラシムヘシ

七、新設増設ノ際「コード」以下ノ整理ハ器具取附証明書ニ電球ノ燭力數量「コード」ノ貸
 付尺數及「セード」ヲ記入シ「コード」ノ貸付超過ノ延尺數ハ器具受取證ニ記載スヘシ
 但シ取付證明書ハ電球ノ燭力ノ異ナル毎ニ別紙ヲ用フヘシ

八、燭力變更ノ場合舊電球ノ切斷シ居レル時ハ電球取替證明書ニ燭力個數ヲ若シ破損シタルモノハ電球受取證ニ金額、燭力、個數等ヲ記載スヘシ

九、復燈ハ器具取附證明書ニ電球ノ燭力個數「セード」ノ數量ヲ記載シ材料使用明細書ニ使用材料ヲ摘記スヘシ

一〇、休燈及消燈ノ場合ハ「コード」以下ノ員數配線撤廢及一時取除ノ時ハ取除材料ヲ取除材料返納明細表ニ摘記スヘシ

但シ「コード」以下ニシテ不足アル時ハ需用家ニ辨償セシムルモノナレハ電球ハ電球受取證ニ其ノ他ノモノハ器具受取證ニ記載シ材料返納明細表ニハ相當欄ニ器具ナシハ受取證發行濟ノ旨附記スヘシ

一一、空家及不拂消燈ハ前記ト同一ノ取扱ナレ共不足ヲ生スル材料アル共受取證ヲ發行セサルコト

一二、電燈計量及電力、電熱、電氣扇ノ御需用家ニテ計器、電流計、電動機等特殊品貸付ノ際ハ借用證ニ本人及保證人ノ認印及收入印紙ノ點附ト其ノ消印ヲ乞ヒ使用材料ハ使用明細表ニ記載スヘシ

一三、電燈計量及電力、電熱、電氣扇ノ需用家ニテ消燈及撤廢ノ際ハ引込材料ヲ取除キ附屬材料ハ取除材料返納明細表ニ記入スヘシ

一四、新設ノ際ハ勿論故障修理等ノ場合ニ於テモ機械器具ハ貸付先方品ノ別ヲ問ハス損傷セサル様注意スヘシ

特殊貸付機械器具ノ撤廢ニ際シテハ各部ノ動作ニ故障ナキコトヲ確認シ附屬器具ニ對シテモ不足ナキ様整理シ先様ノ御立會ヲ求メテ撤廢シ若シ不足物アル時ハ承認ヲ得タル上持歸ルヘシ

一五、證明書及各種受取證ハ悉ク需用者ノ町名、氏名、完結月日等誤ナク記載シ先様及取扱者ノ認印ヲナス等手落ナキ様注意スヘシ

傳票整理

- 一、申込受附ハ總テノ工事ノ基礎トナルモノナレハ必要條項ニ落チナキ様記入シ調査前ニ工事方法及故障ノ個所並ニ手直方法ノ大略カ豫知出來得ル程度ニ先様ニ御尋ネノ上之ヲ整理シ能率ヨク且敏速ニ所理シ得ル様注意スヘシ
- 二、電球ノ切斷及破損取替ノ際舊電球ノ燭力ト新電球ノ燭力ヲ取違ヘルコトアリテ將來自他共ニ迷惑スルコトアリ細心ノ注意ヲナスヘシ
- 三、傳票整理ヲナスニ當リテハ需用家ノ住所姓名、電球ノ燭力個數、點燈月日等ニ相違ナキ様ニシ計量燈及定額晝夜間燈ノ如キ又ハ先方買取配線、既設置渡等ノ如キ特殊ノモノハ摘要欄ニ明記シ尙住所不明瞭ナルモノニ對シテハ分明シ易キ様附記シ先様及取扱者ノ證印ヲナシ完結スヘシ今各傳票別ニ特ニ注意スヘキ點ヲ擧ケレハ
 - (イ) 新增設工事傳票ニ付テハ「コード」以下、配線別、引込ノ有無及「コード」ノ尺數等ニ付誤ナキカヲ點檢スヘシ

- (ロ) 燭力變更ノ場合ハ上欄ニ何燭光何個「チ」何燭光何個「ニ」トシ下欄ニハ新電球ノ燭力個數ノミヲ記入スヘシ
 - (ハ) 臨時燈ノ傳票ニハ燭力、個數、配線ノ尺數「コード」以下、差替ノ別及使用期間等ヲ明記スヘシ
 - (ニ) 移轉新設ハ舊新ノ住所ヲ明記シ特ニ燭個數ヲ檢査シ變化アル時ハ下欄ニ正確ニ記入スルコト
 - (ホ) 休燈傳票ニハ撤廢「コード」ノ尺數ヲ明記スルコト
 - (ヘ) 其ノ他將來參考トナルモノニシテ記入洩ノモノハ記入シ置クコト
- 四、一傳票ニシテ二ヶ以上ノ要件ヲ整理セシムル様記入サレタルモノハ一見分明スル様記入スヘシ
- 例ハハ位置替傳票ニシテ消燈工事ヲ兼メル様記入サレタル場合ハ下欄ニ位置替ト消灯ヲ別記シ個數ノ下ニ位置替、消灯等記入シ置クコト

- 五、電燈ハ新增設後三ヶ月以内、動力ハ六ヶ月以内、電氣扇ハ契約期間後、又ハ臨時灯ノ期間後等ニ撤廢スル時ハ料金計算上必要アルヲ以テ其ノ由監督者ニ報告スヘシ
- 六、不拂消燈ノ場合ハ引込開閉器若クハ柱上「ケツチ」ノ「フューズ」ヲ抜クコトトシ己ムヲ得ス引込線ヲ切斷セシ時ハ其ノ旨傳票ニ明記シ置クヘシ
- 七、當日典ヘラレタル傳票ハ出來得ルタケ當日完結スル様ニ努メ不在若クハ些細ノ事由ノ許ニ不完結ノ儘返戻スル等ノコトヲ避クヘシ

一〇 宿直員心得

- 第一條 宿直員ニハ電工ヲ以テ之ニ充當セシムルモノトス但シ古參ノ電工見習ハ助手ニ從事セシムルコトアルヘシ
- 第二條 宿直員ハ午後十一時ヨリ翌朝八時ニ至ル間ノ出來事ヲ處理スヘシ
- 第三條 宿直時間中ノ故障ハ宿直員ニ於テ處理シ假令就寢中ト雖決シテ懈怠スルコトナク忠實ニ其ノ責任ヲ完フスヘシ
- 第四條 宿直員ハ出張所ヲ代表スルモノナレハ宿直時間中ニ發生セル事故ハ其ノ大小ニ不拘記録應答等凡テ手落ナク處理スヘシ
- 第五條 宿直員ハ急ヲ要スル事故發生シタルトキハ直ニ監督者ニ報告スヘシ
- 第六條 宿直員ハ火災其ノ他非常ノ事故發生シタルトキハ臨機ノ處置ヲ執リ敏速ニ作業スヘシ
- 第七條 宿直時間中ニ處理シ難キ事故ハ之ヲ詳記シ後任者ニ申送ルヘシ
- 第八條 宿直員ハ特ニ戸締及火ノ用心ニ注意スヘシ

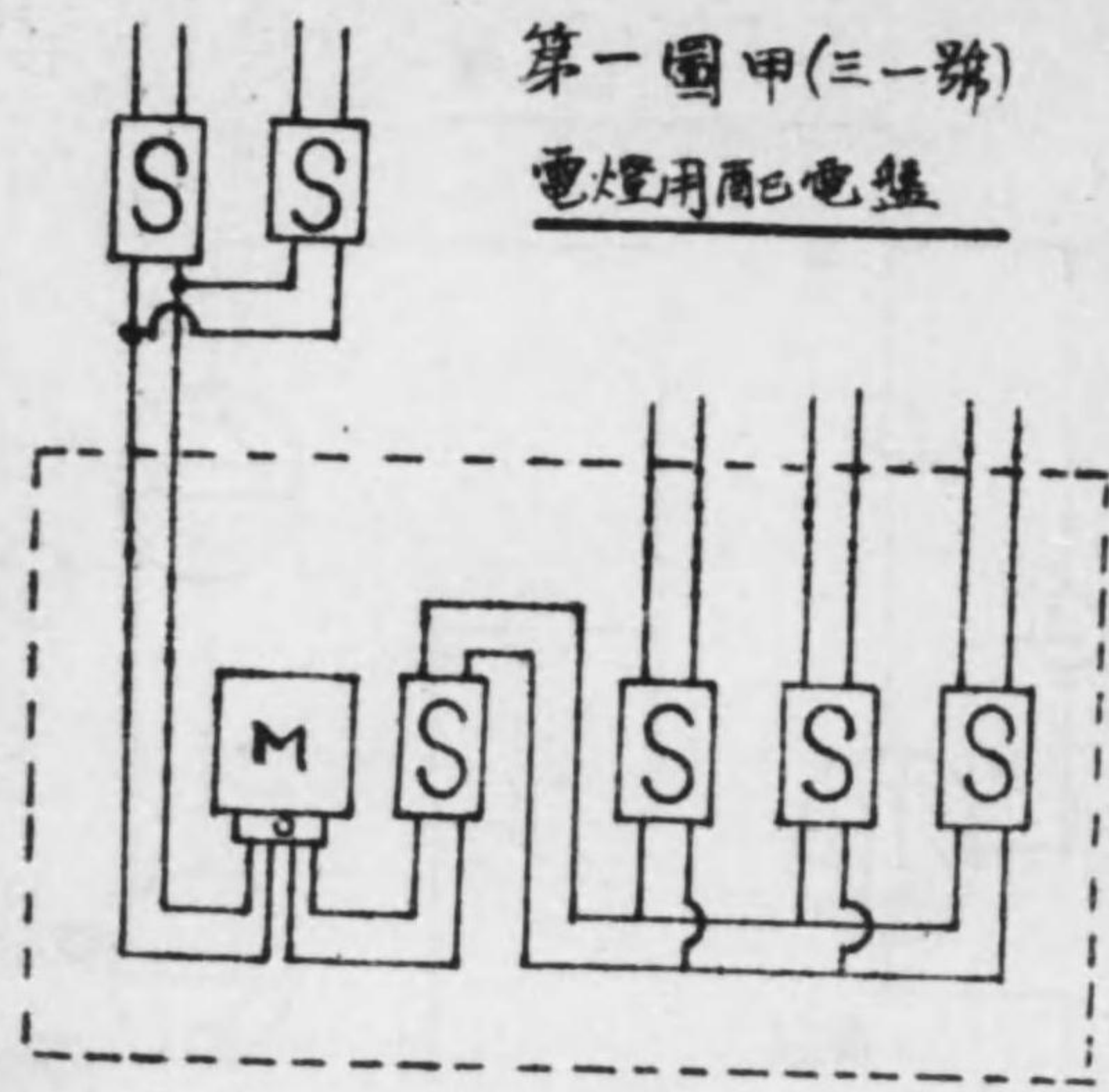
一一 火 災 心 得

- 第一條 從業員ハ受持區域内ニ火災アルトキハ左記必要品ヲ携帯シ現場ニ驅付クヘシ
提燈、高張提燈（晝間ハ標旗）
高壓用手袋及會社ノ名刺其ノ他
- 第二條 火災現場ノ適當ナル位置（電柱）ヲ撰ヒ高張提燈（晝間ハ標旗）ヲ掲ケ應援者ノ
集合ニ便ナラシムヘシ
- 第三條 既ニ燃上リシ家屋引込線ヲ切斷シ消火ニ支障ナキ様處理スヘシ
但シ家財、家具持出中ノモノハ危險ノ虞ナキ限り點燈シテ不便ナカラシムヘシ
- 第四條 需用者ノ立退タル家ニシテ類焼ノ虞アルモノハ直ニ電線其ノ他ノ器具ヲ取外シ保
管スヘシ
- 第五條 罹災家屋以外ニ消燈セル需用家ハ鎮火後應急工事ヲ施シ點燈スヘシ
- 第六條 技術員火災現場ニ出頭セシトキハ直ニ出張ノ警察官ニ届出テ尙鎮火後退場ノトキ
ハ許可ヲ受クヘシ

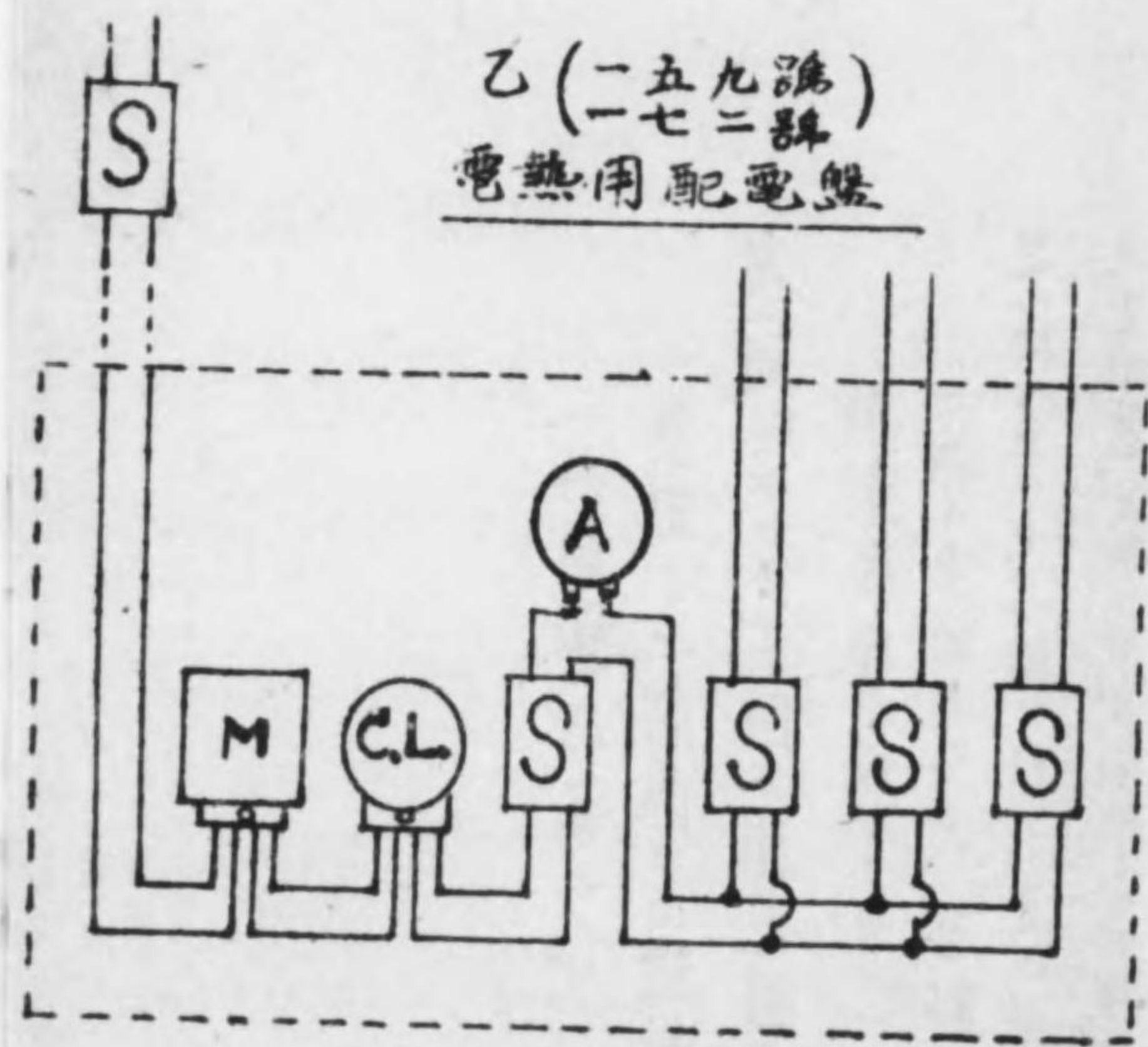
- 第七條 出張員ハ出火家屋ニ於ケル電氣工作物ノ殘存セルモノハ現形ヲ失ハサル様特ニ注
意シ尙撤廢品ハ損傷セサル様保管スヘシ
- 第八條 火災アリタルトキハ直ニ課長、主任其ノ他關係者ニ通知スヘシ

第一圖甲(三一號)

電燈用兩口電盤

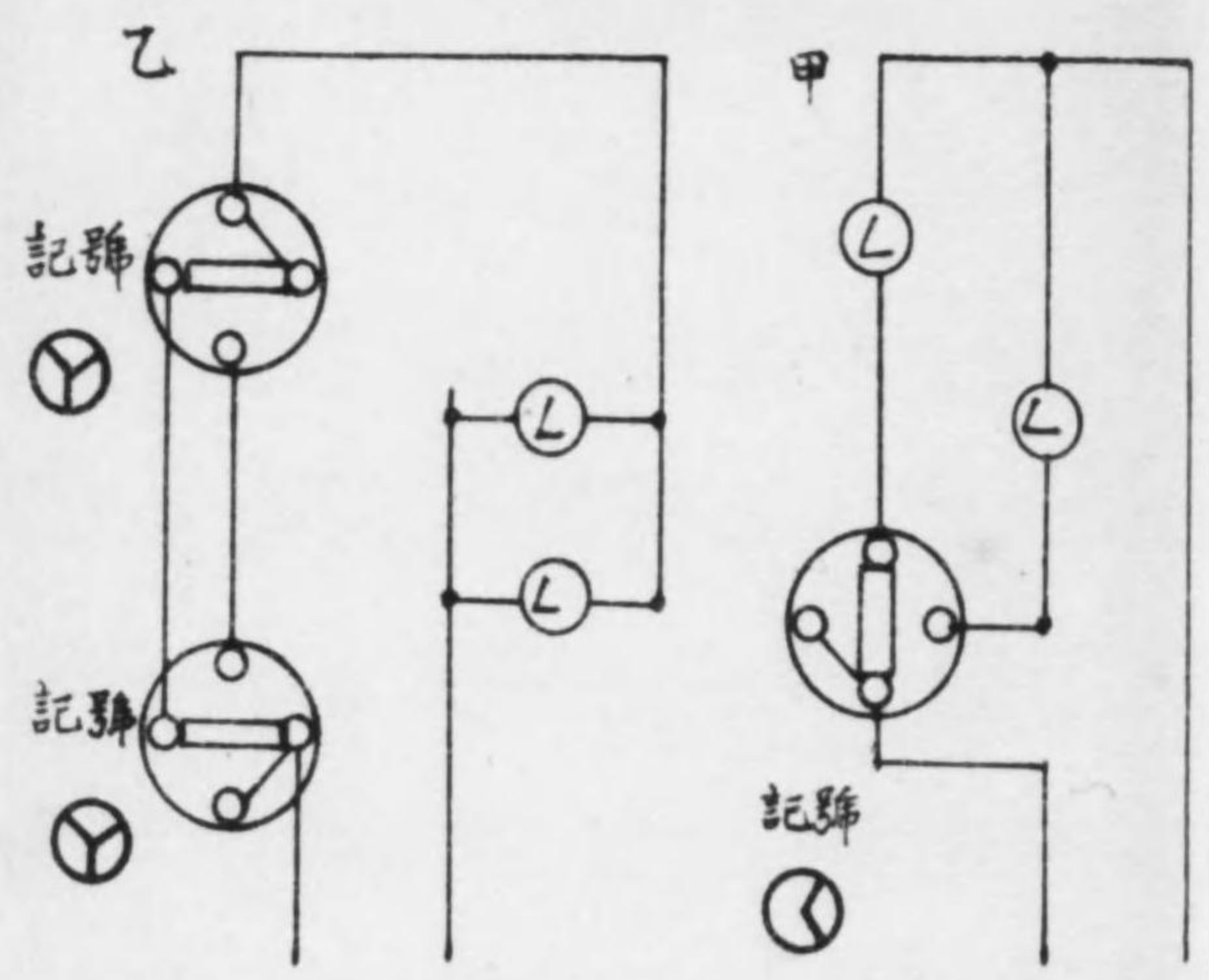


乙(二五九號)
電熱用配電盤

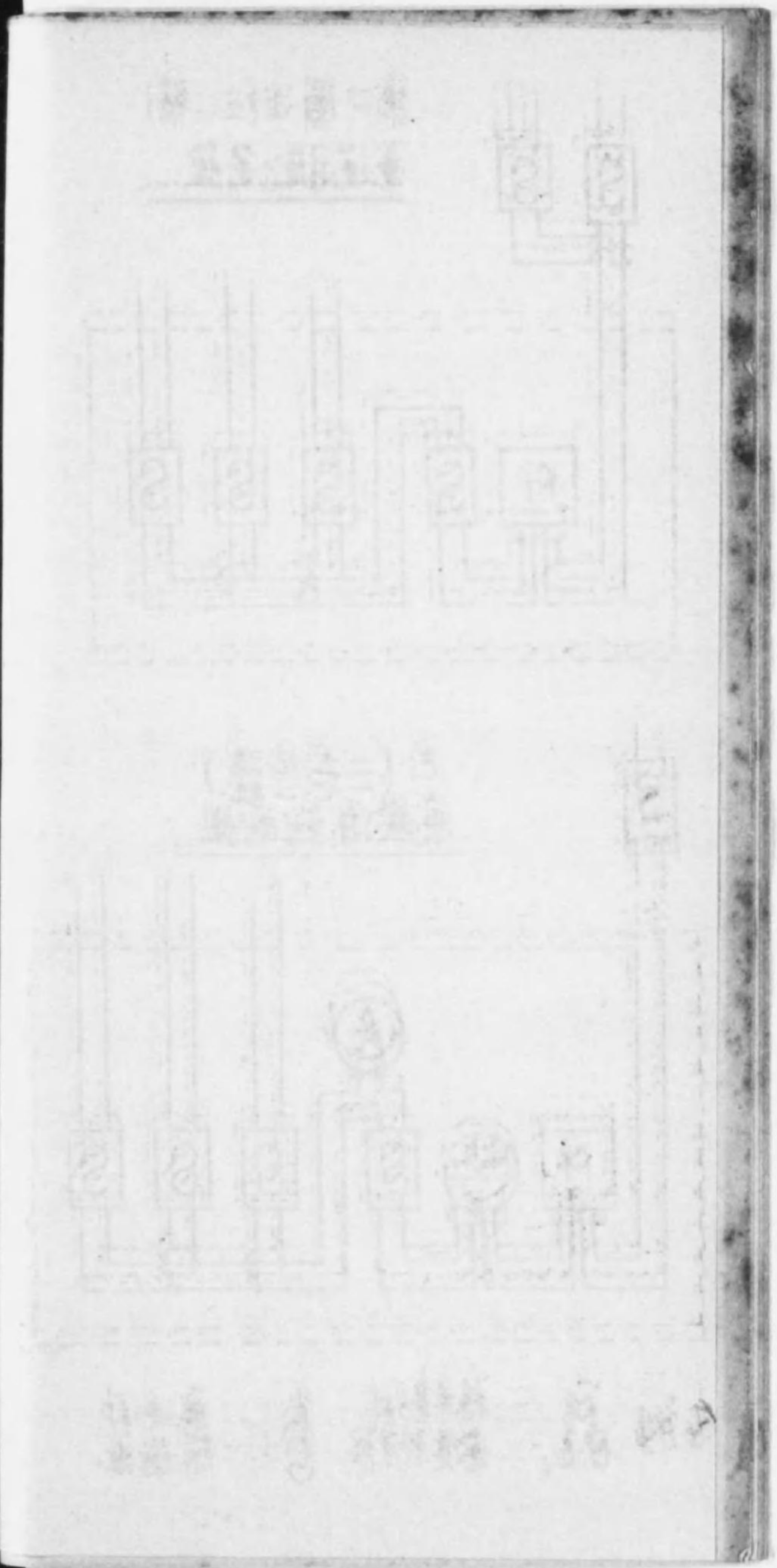


例 M --- 積算電力計 A --- 電流計
 C.L. --- 電流制限器 S --- 開閉器

第二圖(二二號)



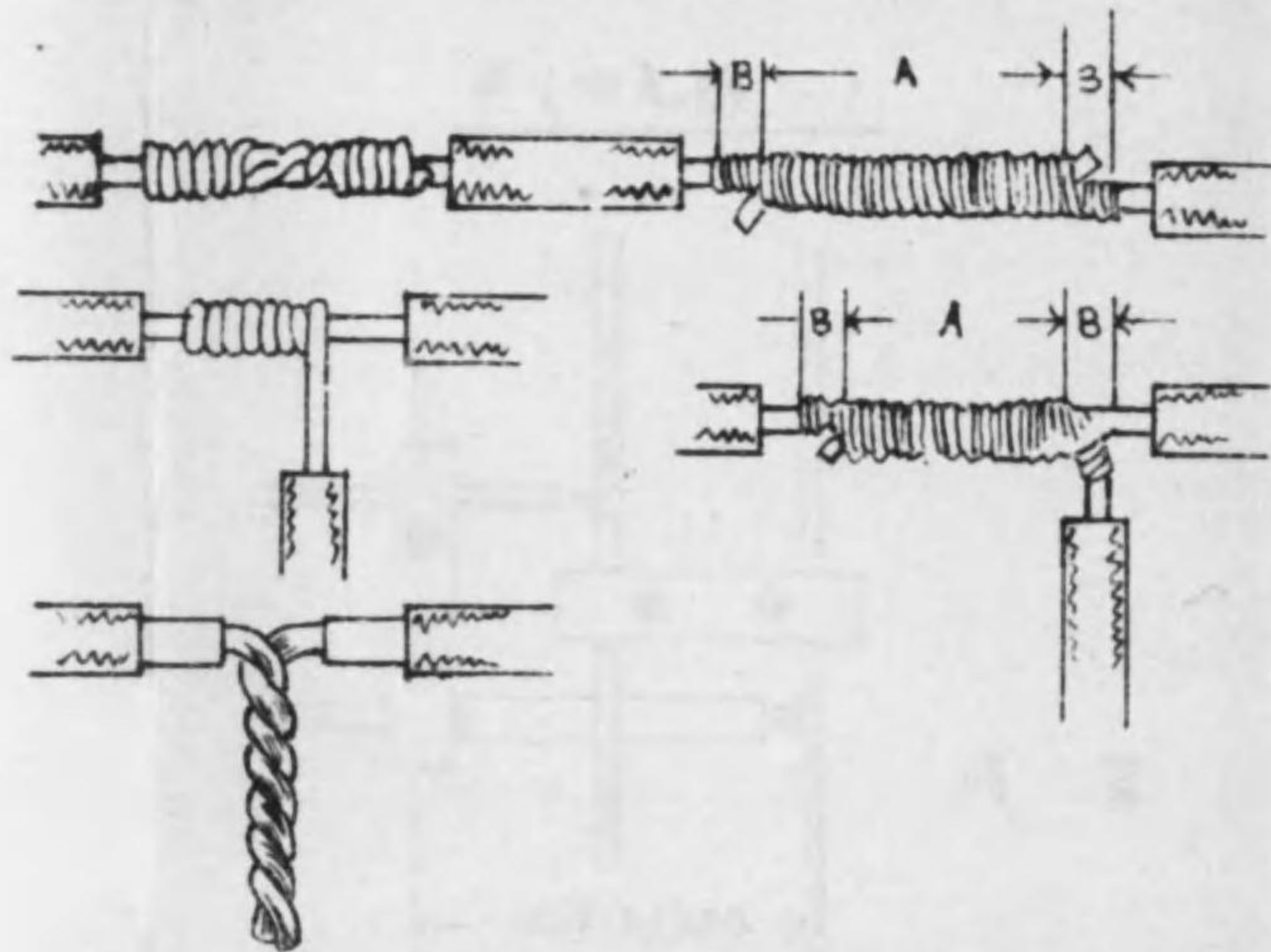
三方切替「スイッチ」ヲ使用シタル特殊ノ接続法
 第一例「スイッチ」一個ヲ用ニ二室ニ設備シタル
 二個ノ電燈ヲ交互ニ點燈スル場合ハ
 接続圖甲ニ依ルヘシ
 第二例「スイッチ」二個ヲ用ヒ一個又ハ數個ノ
 電燈ヲ二箇所ニテ點滅スル場合
 ハ接続圖乙ニ依ルヘシ



第三圖 (四三號)

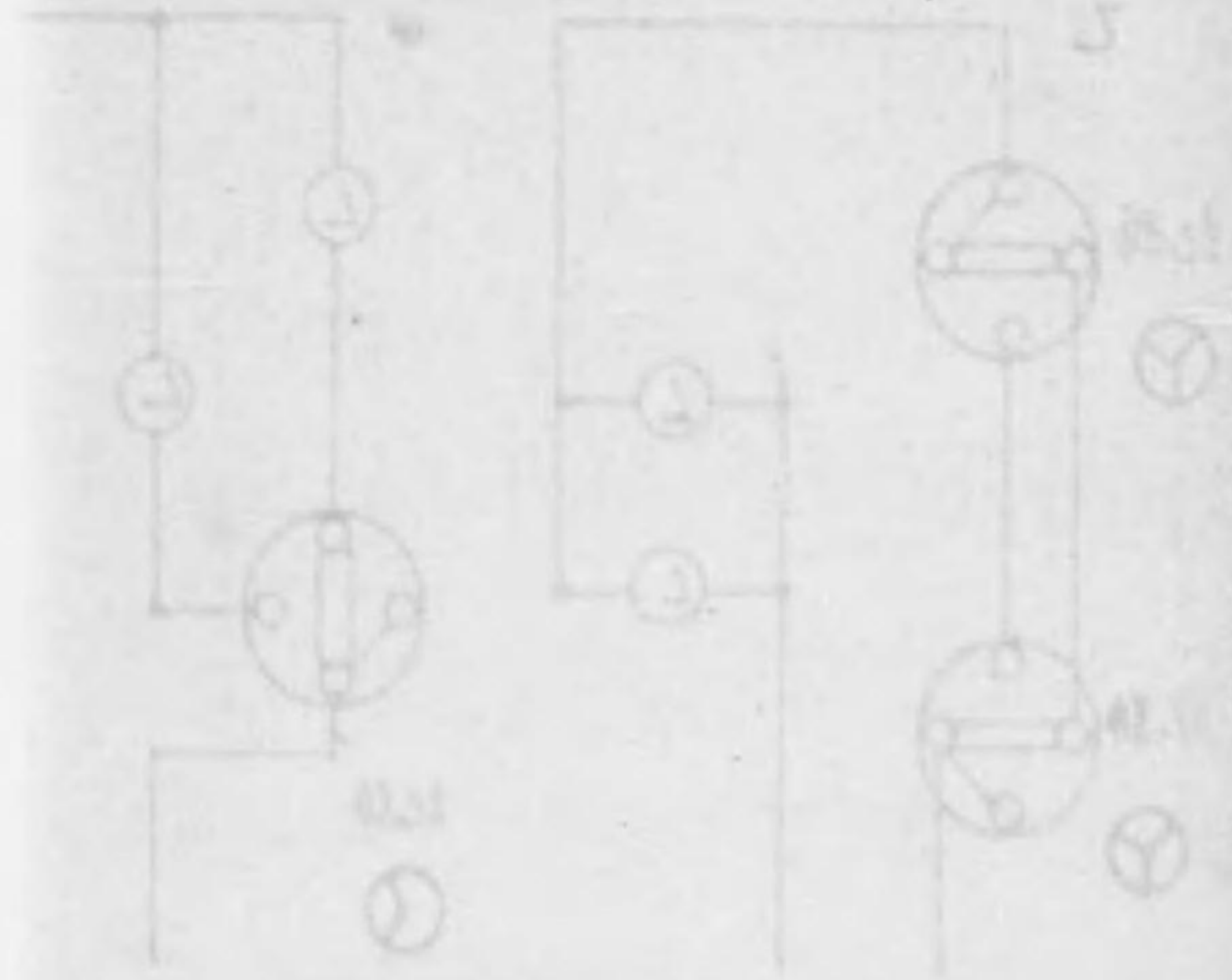
乙 ツツイスト接続法

甲 ブリタヤ接続法



電線ノ大サ		パイプ線種類	A部捲数	A部1捲数	B部捲数
直径(寸)	近似線番BS				
12.0	#0000	直径1.4寸 (BS#10)裸銅線	160以上	100以上	7以上
10.0	000	〃	130〃	85〃	7〃
9.0	00	〃	100〃	65〃	7〃
8.0	0	〃	75〃	50〃	7〃
6.5	2	〃	40〃	25〃	5〃
5.0	4	〃	20〃	15〃	5〃
4.5	6	〃	16〃	10〃	5〃
3.2	8	〃	15〃	10〃	5〃
2.6	10	直径1.0寸 (BS#8)裸銅線	25〃	15〃	5〃
2.0	12	〃	20〃	15〃	5〃
1.6	14	銅線	15〃	10〃	5〃

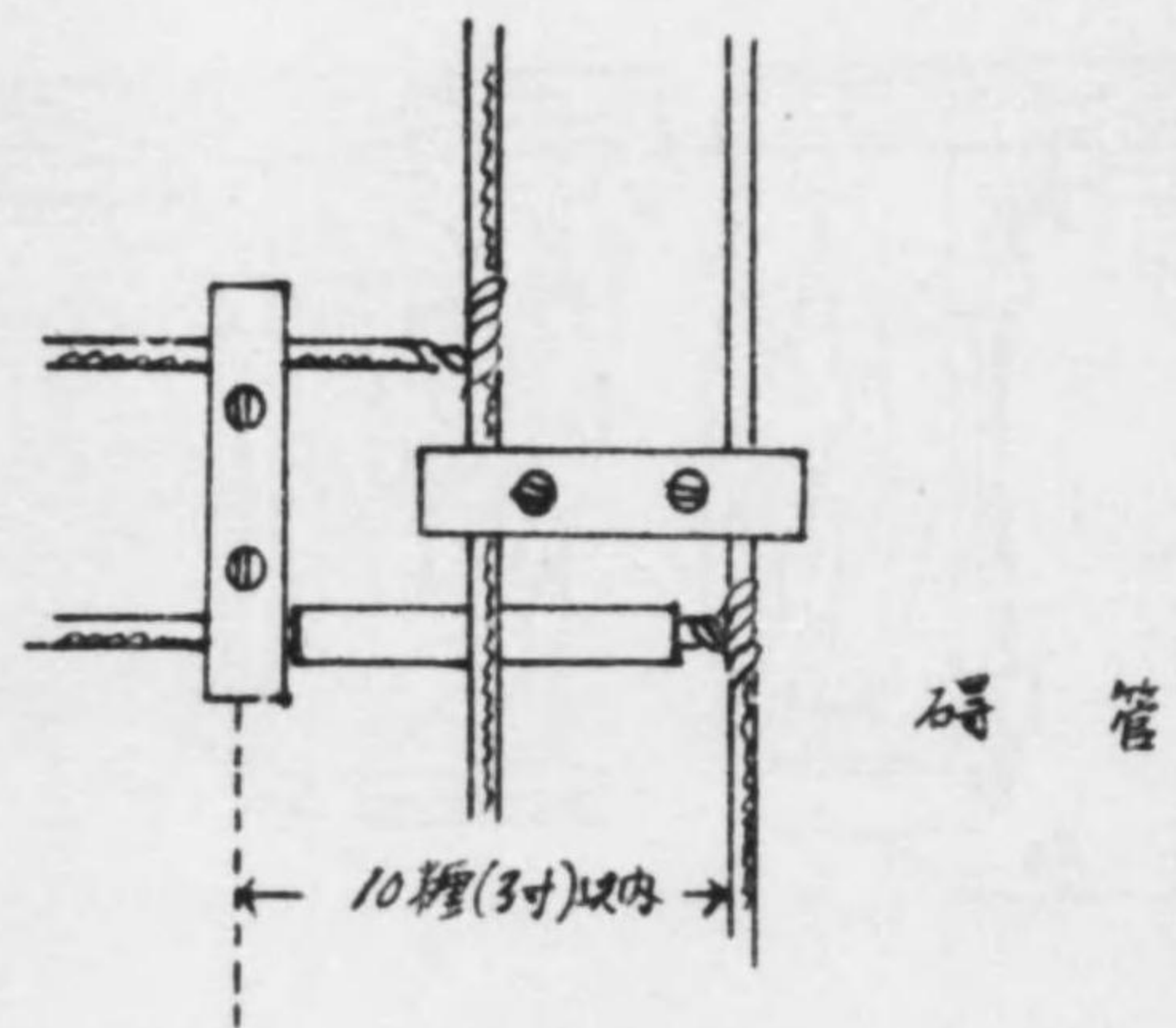
(解ニニ) 圖ニ示



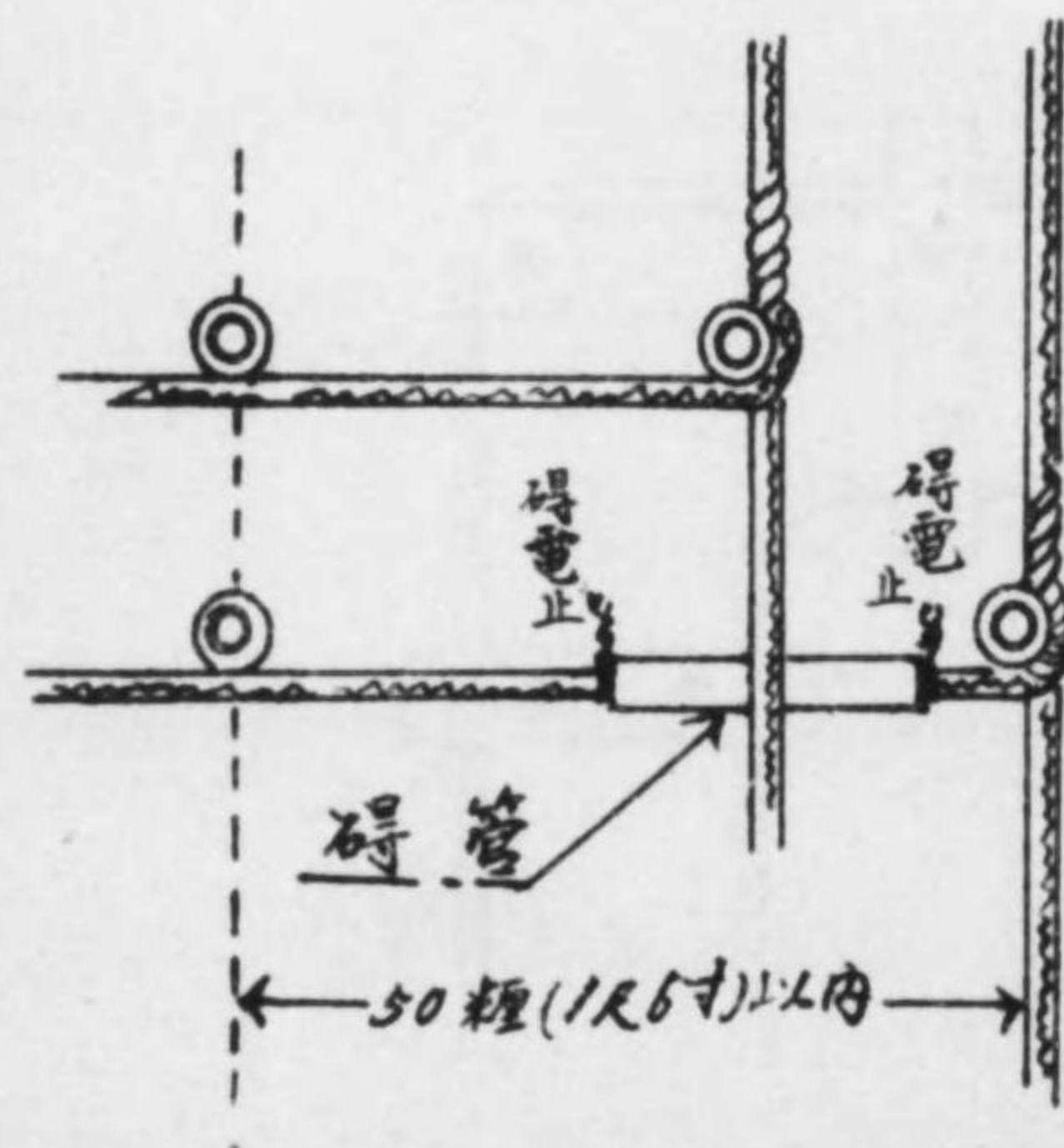
Handwritten notes in Japanese, likely providing additional instructions or details related to the circuit diagrams and wire connection methods shown on the page.

第四圖 (四九號)

甲 (四九號八)

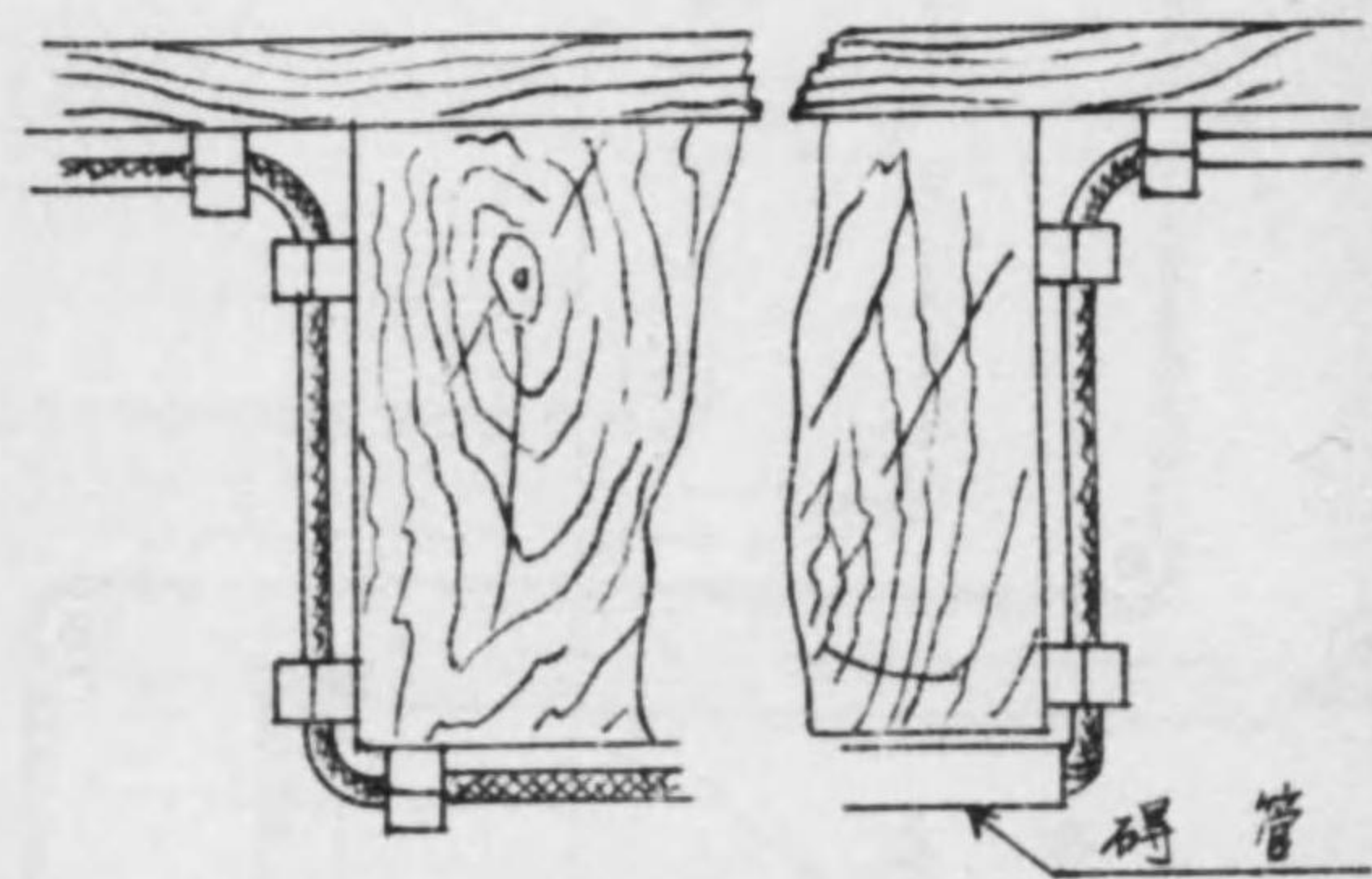


乙 (四九號卜)

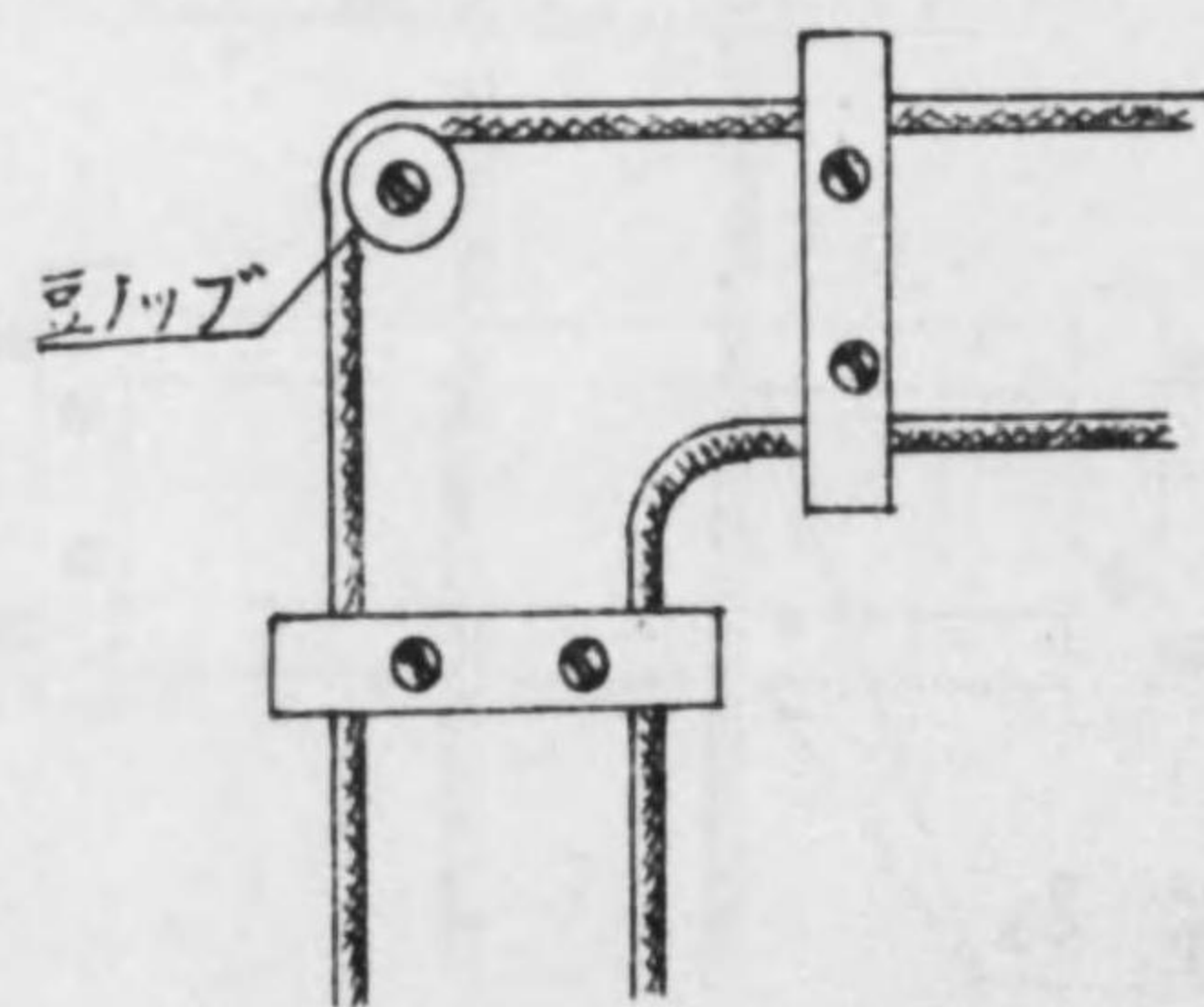


第五圖(四九號4)

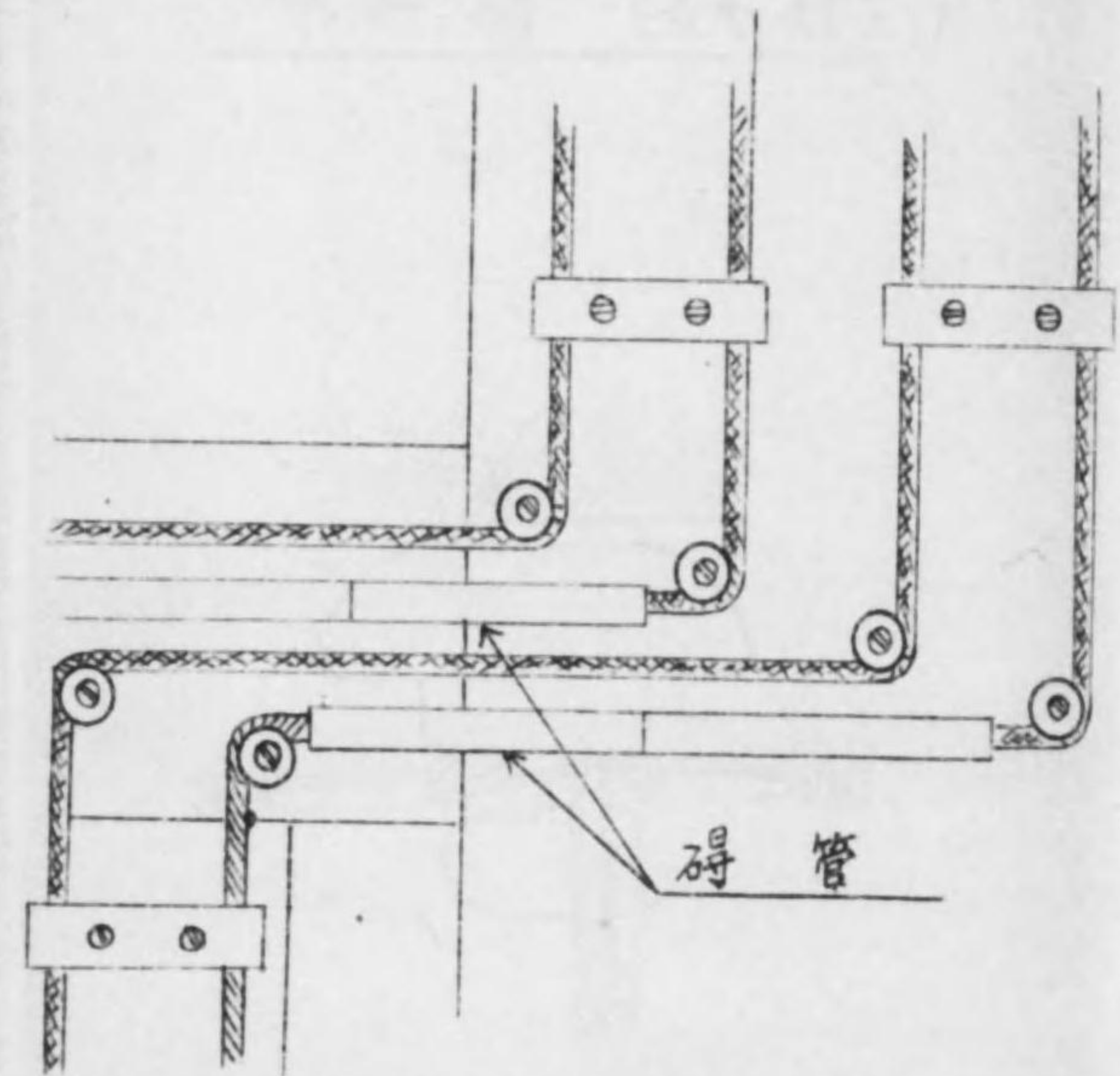
甲凹凸材造管=配線ル場合



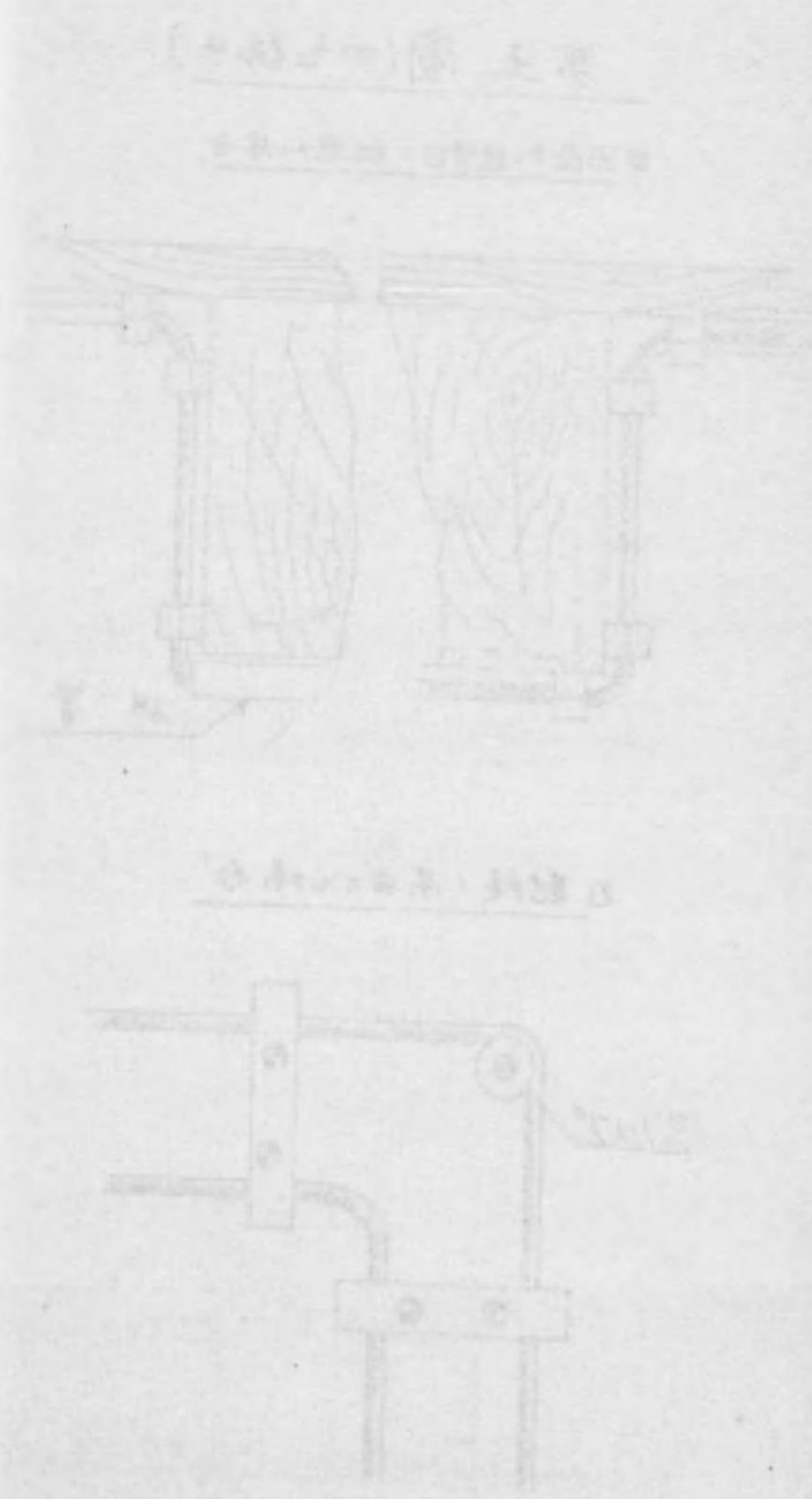
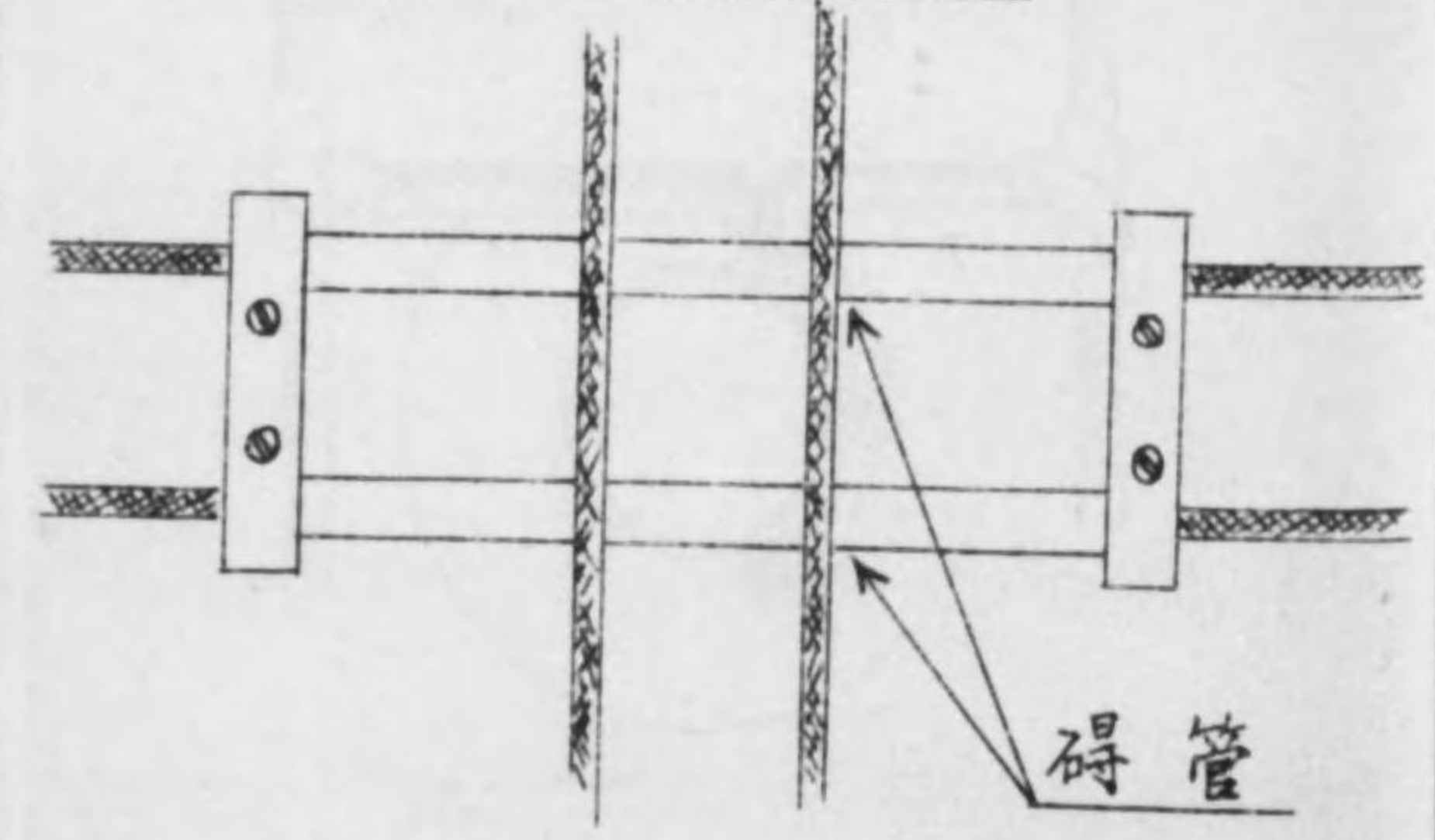
乙配線ノ屈曲スル場合



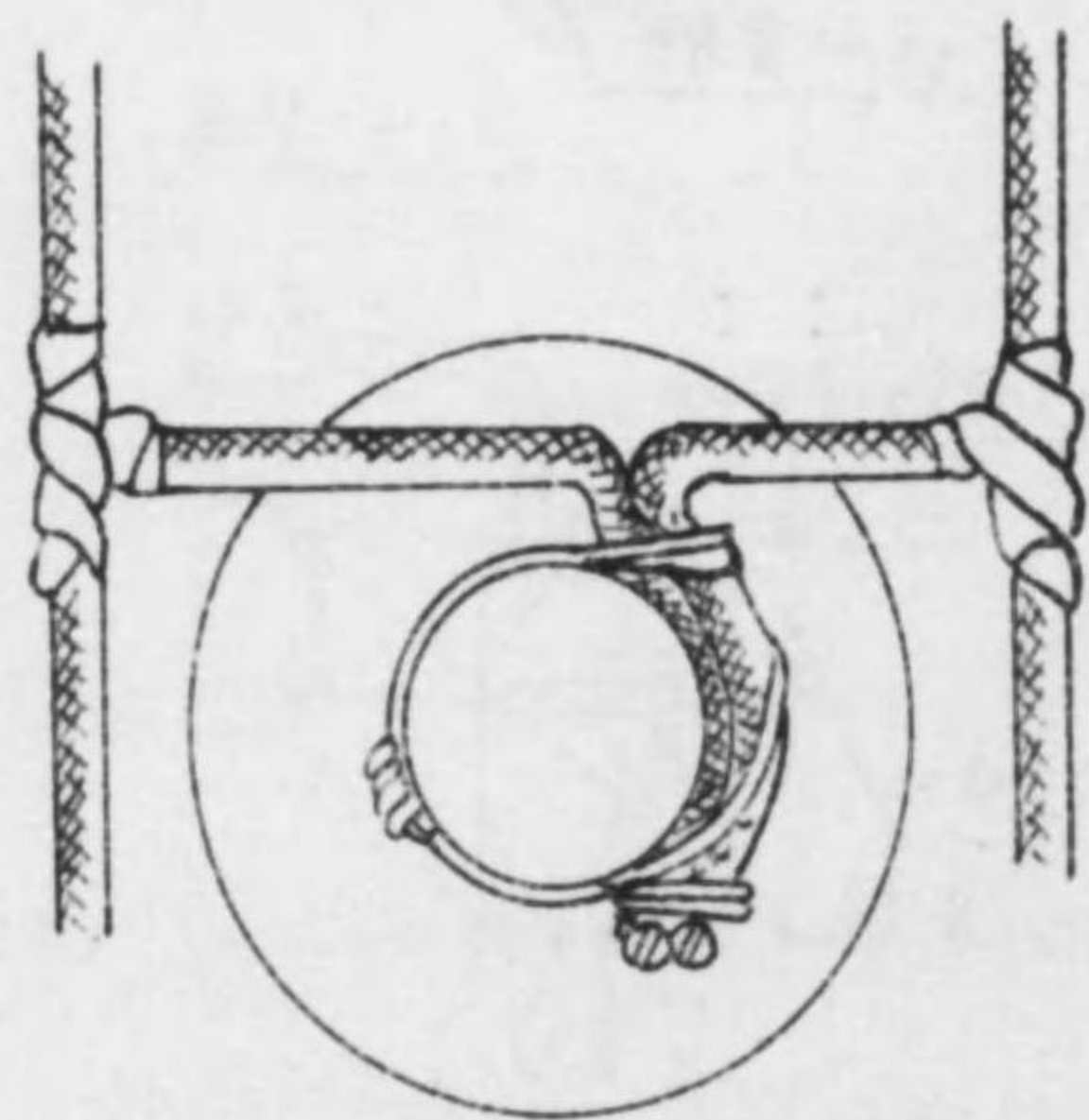
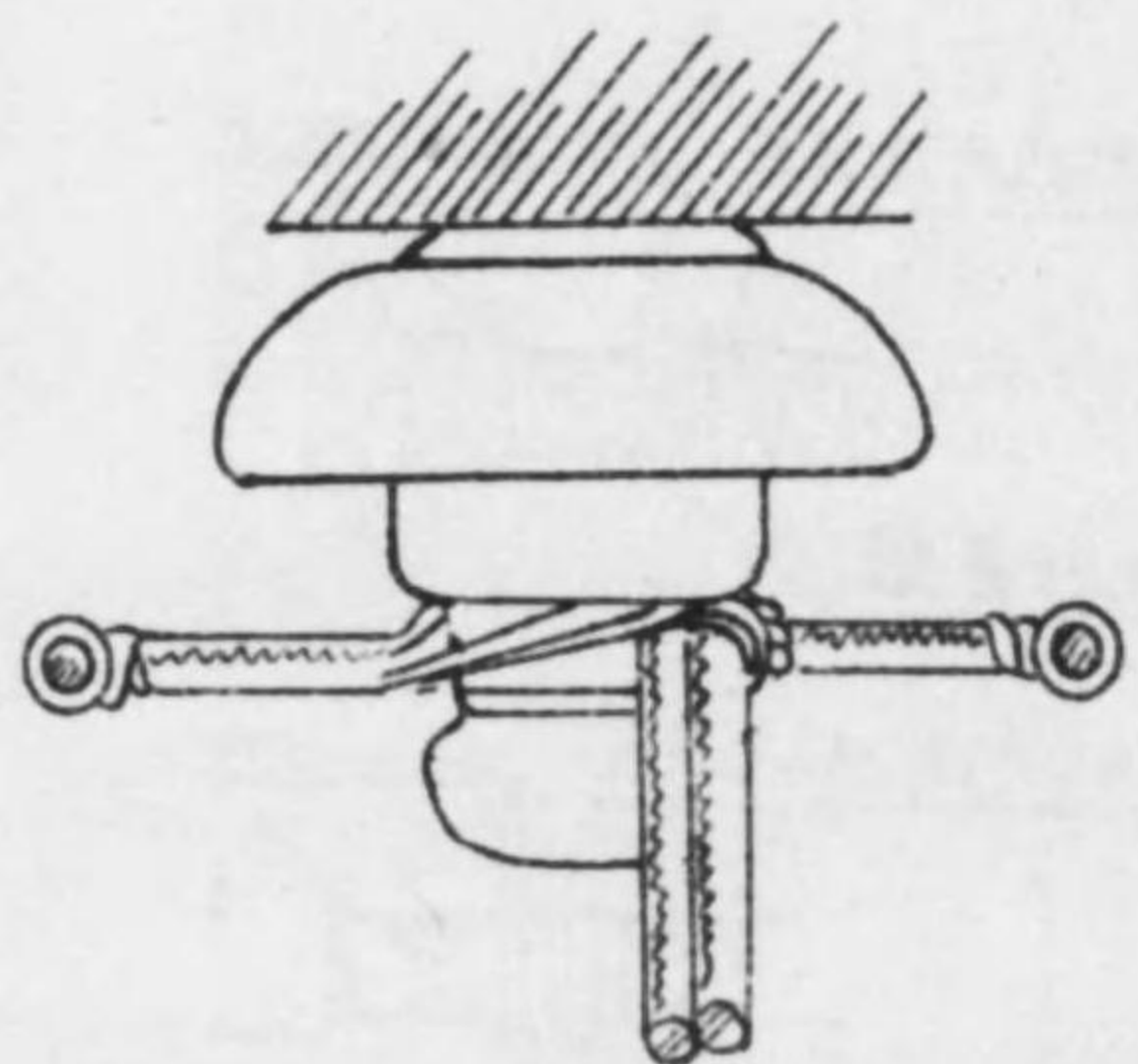
第六圖甲(四九號1)



第六圖乙(四九號2)

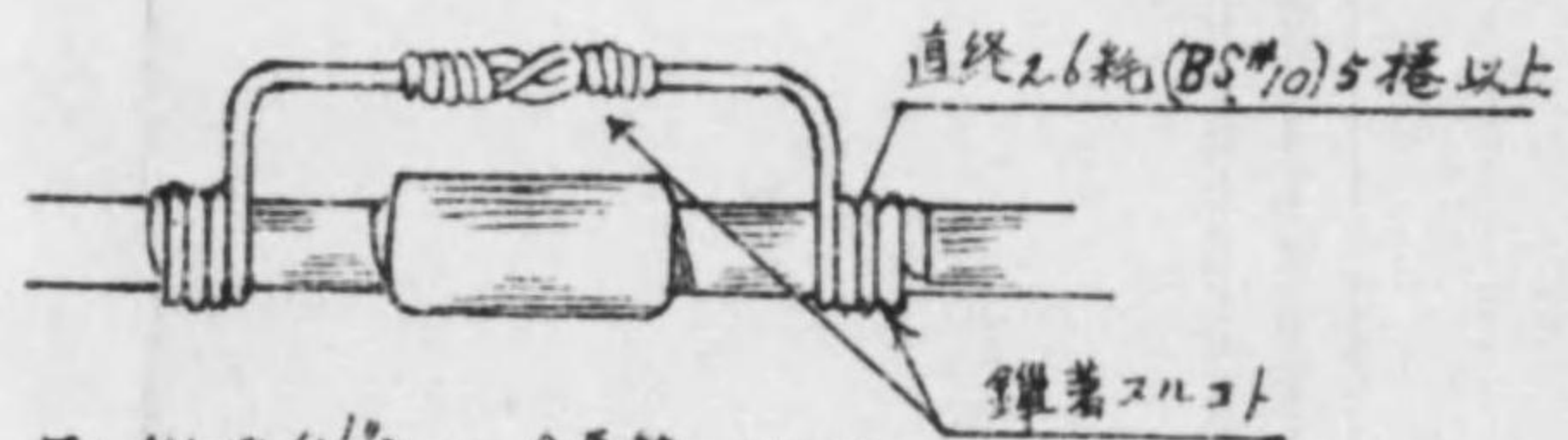
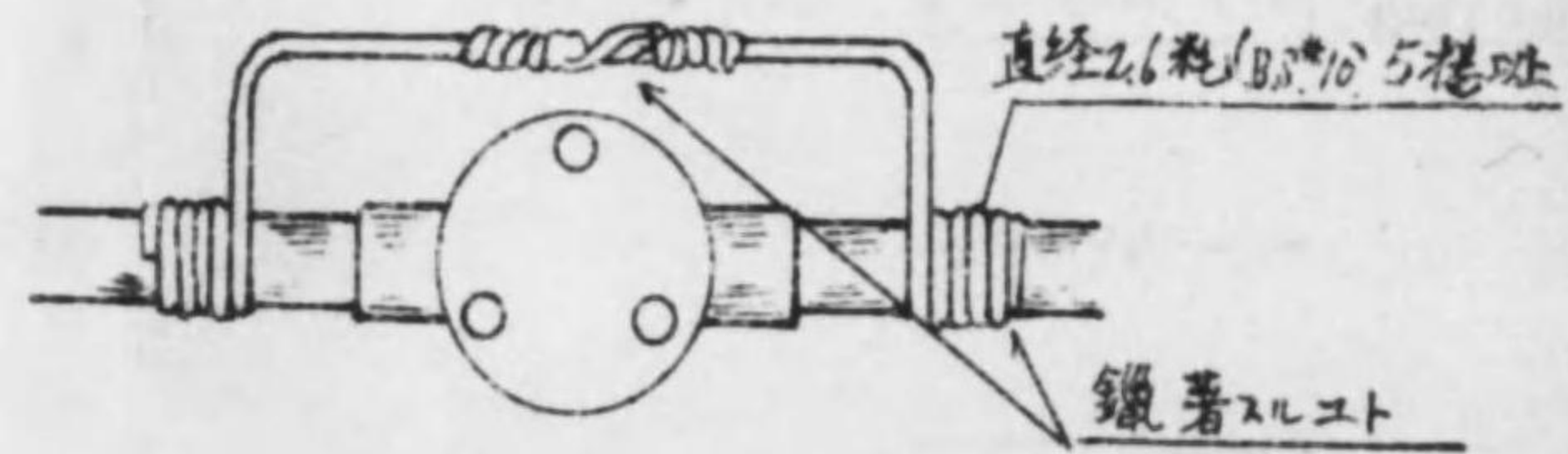


第七圖 (五七號卜)

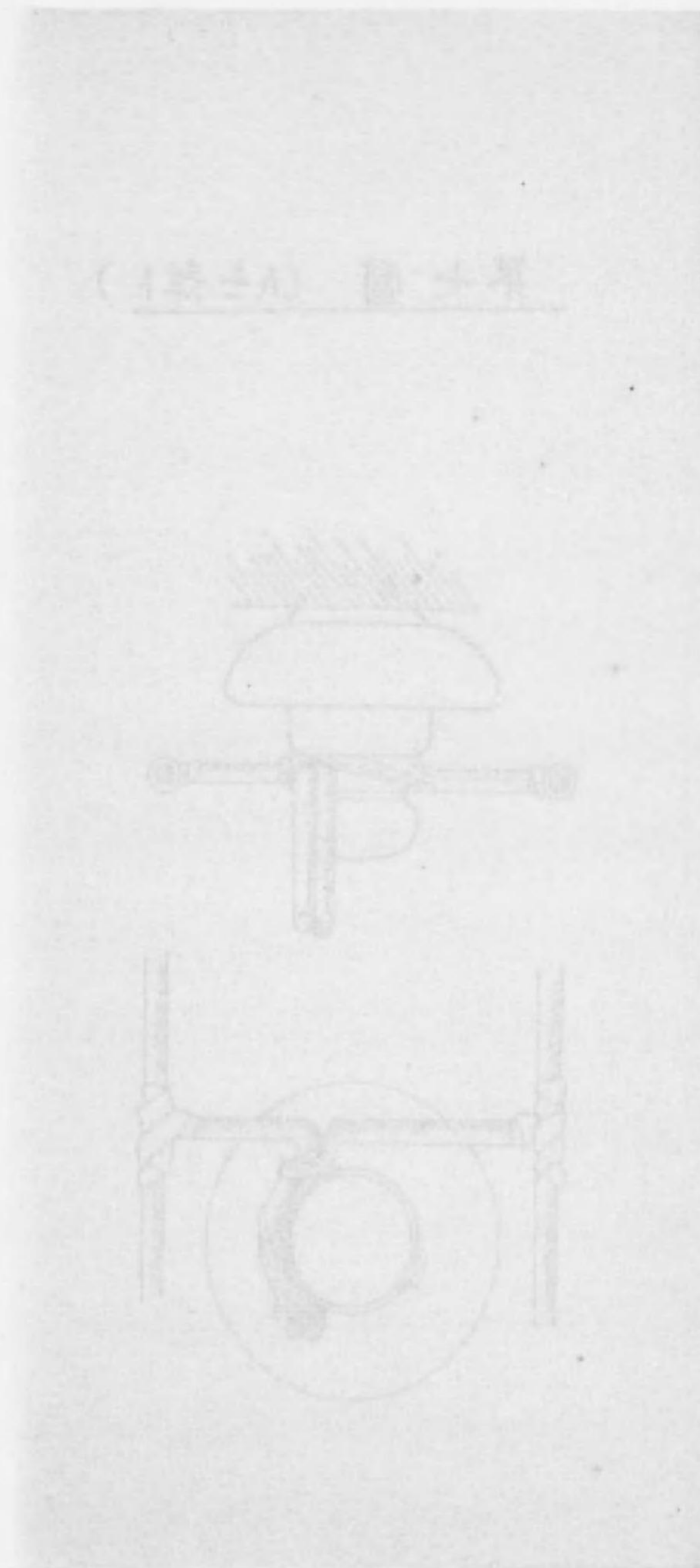
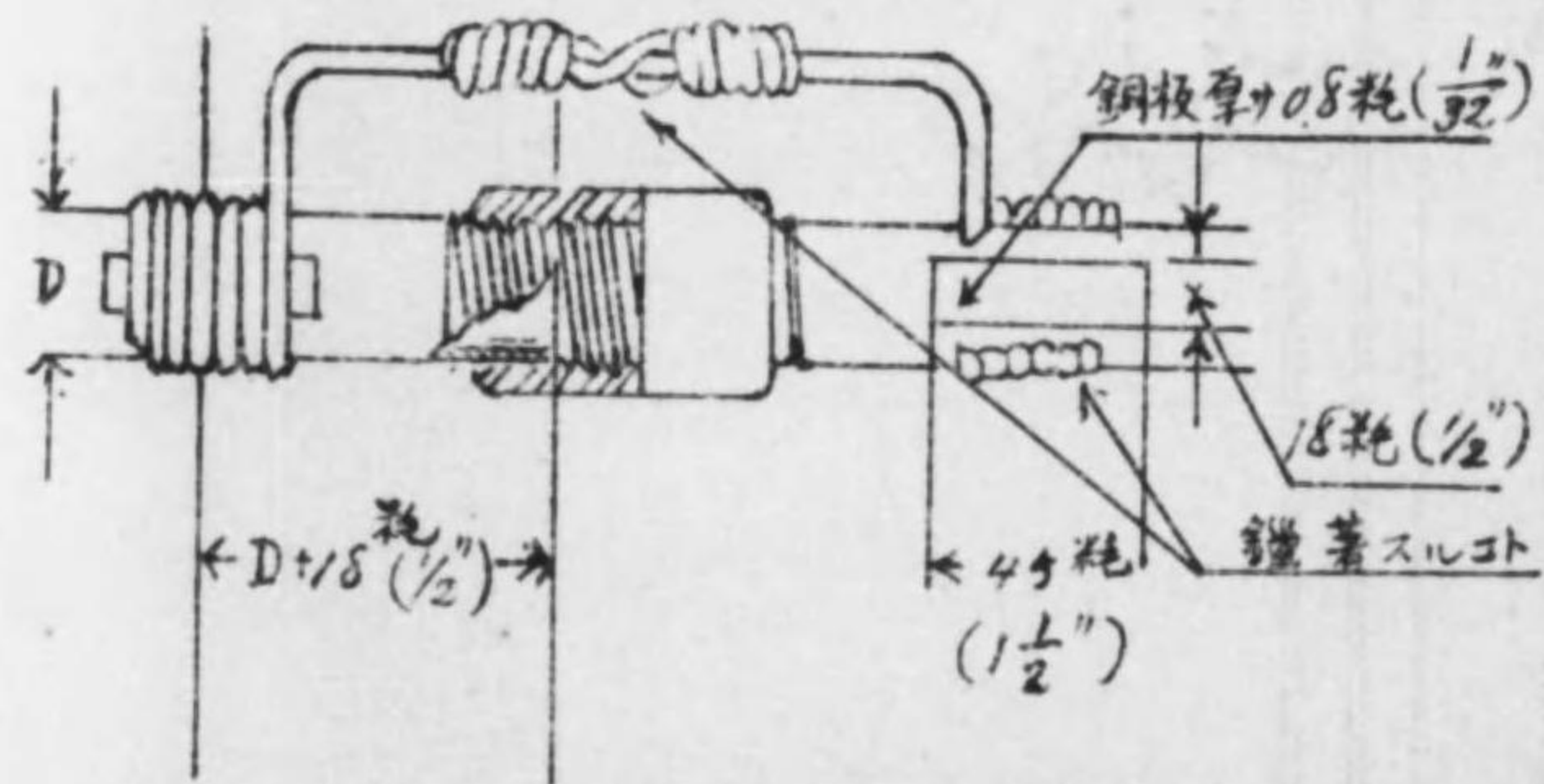


第八圖 (五二號 4)

甲 金属製ボンド

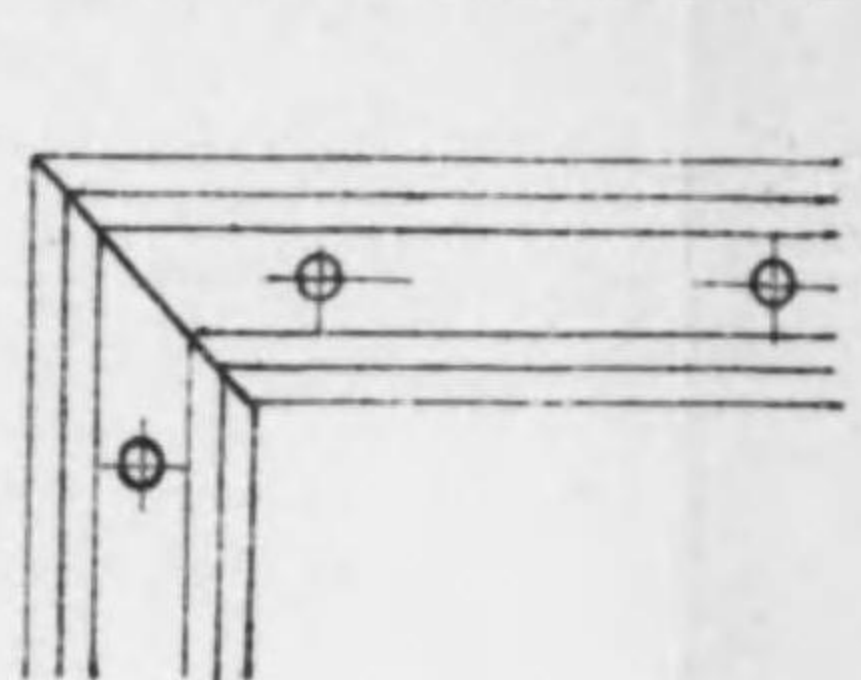


乙 45粒 (1/2") 以上金属管ボンド

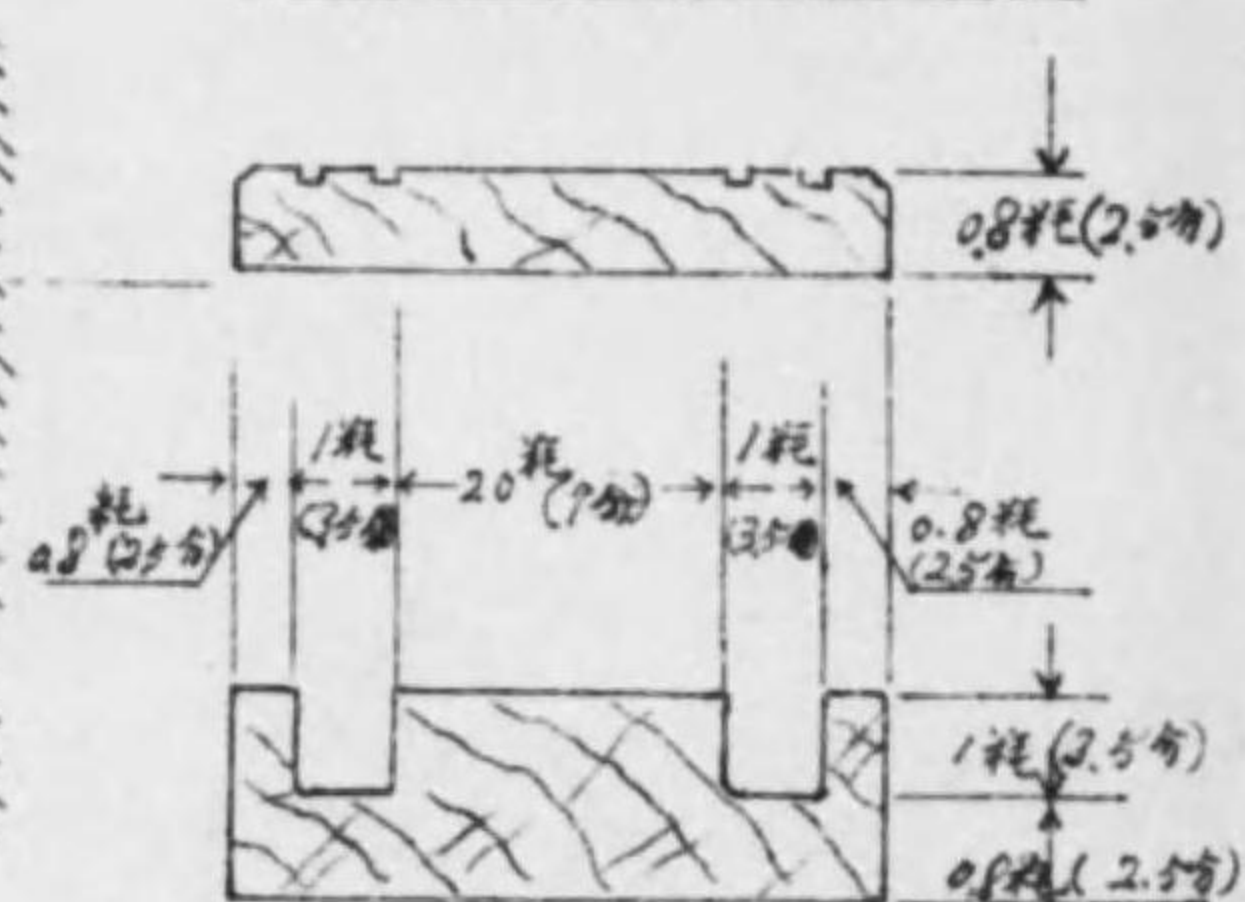


第九圖(五三號)

丙 角度サシ線桶取付の場合



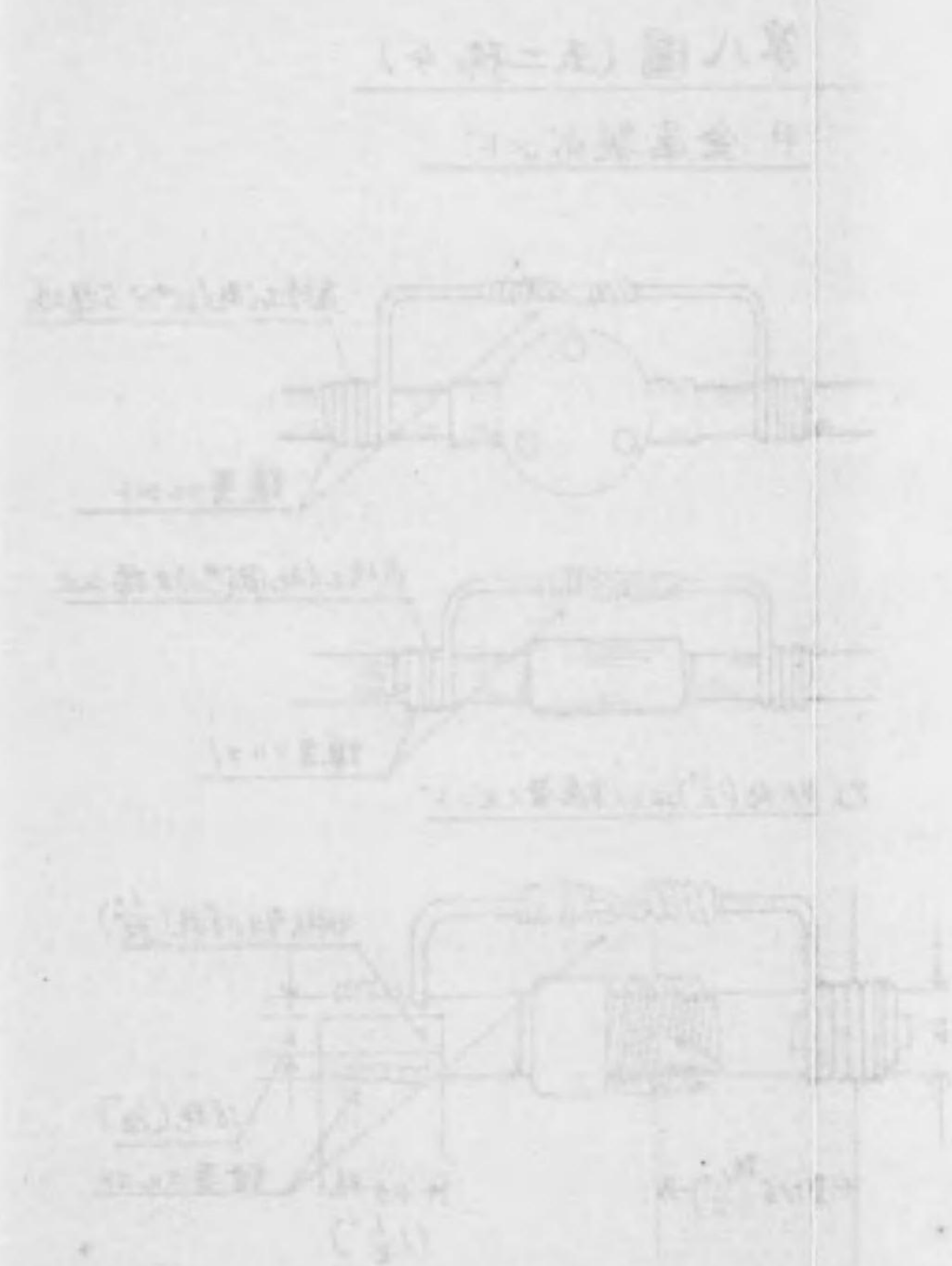
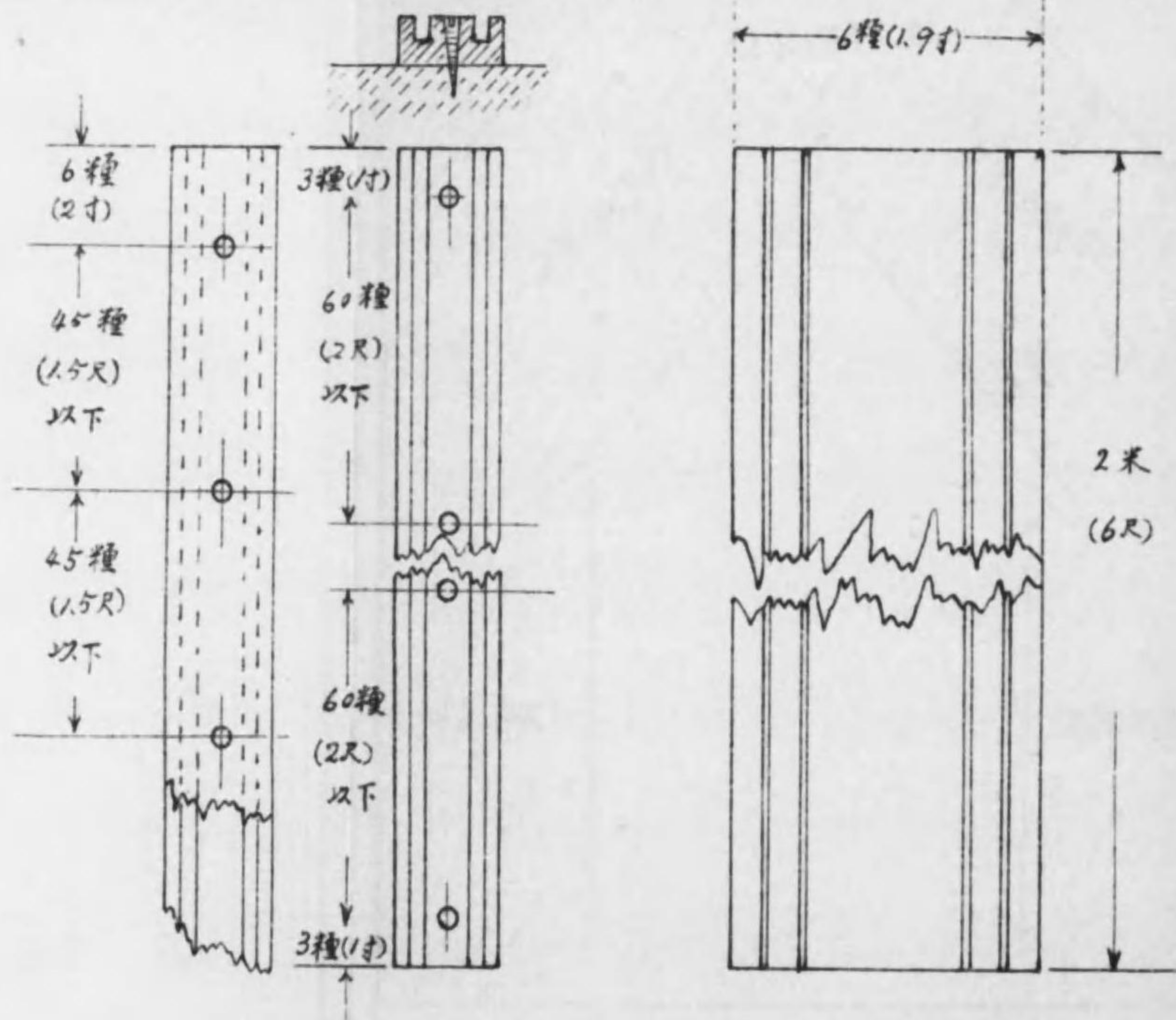
甲 線桶対法(五三號)



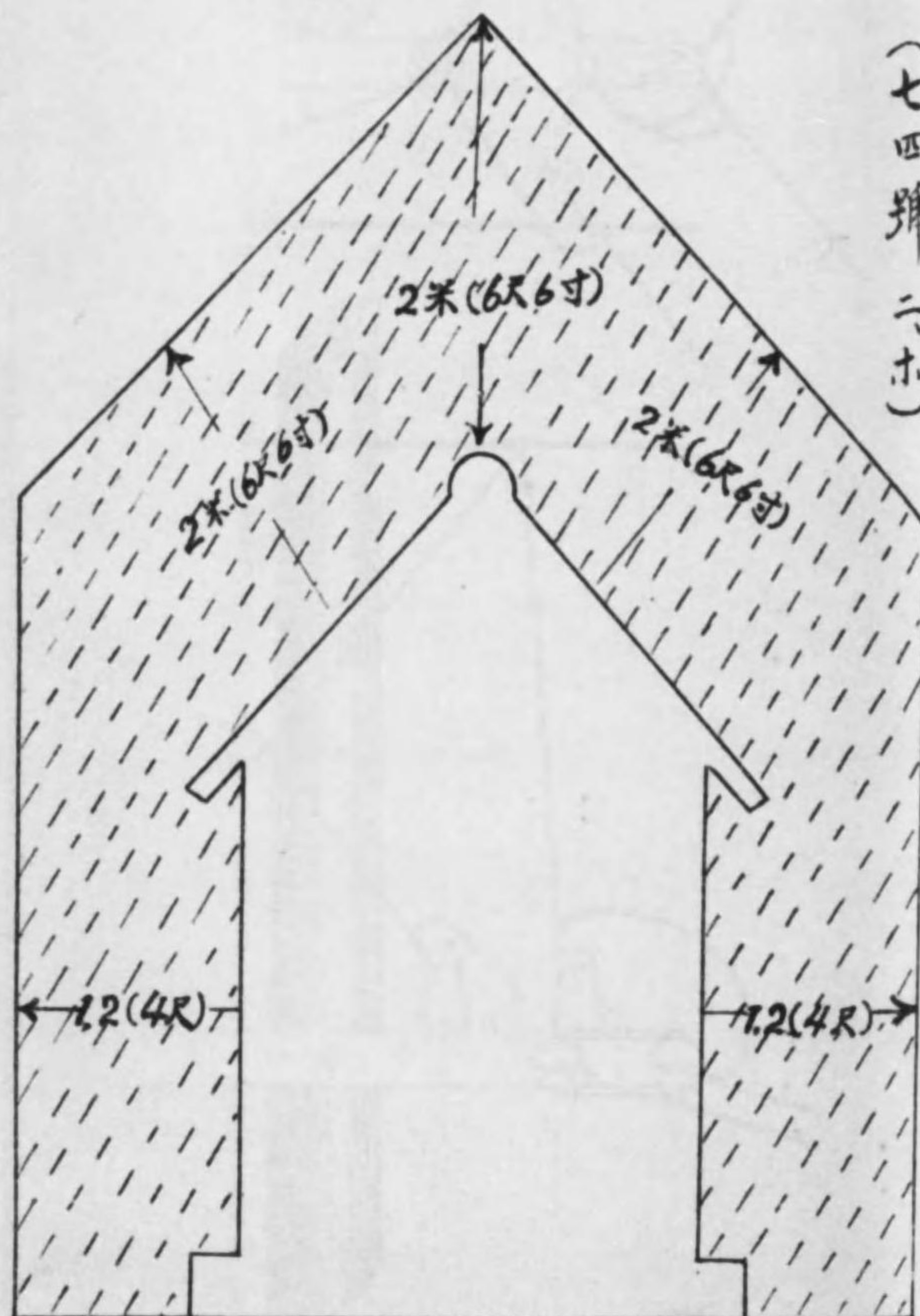
丁

乙

線桶蓋取付木換子位置法 線桶取付木換子位置法



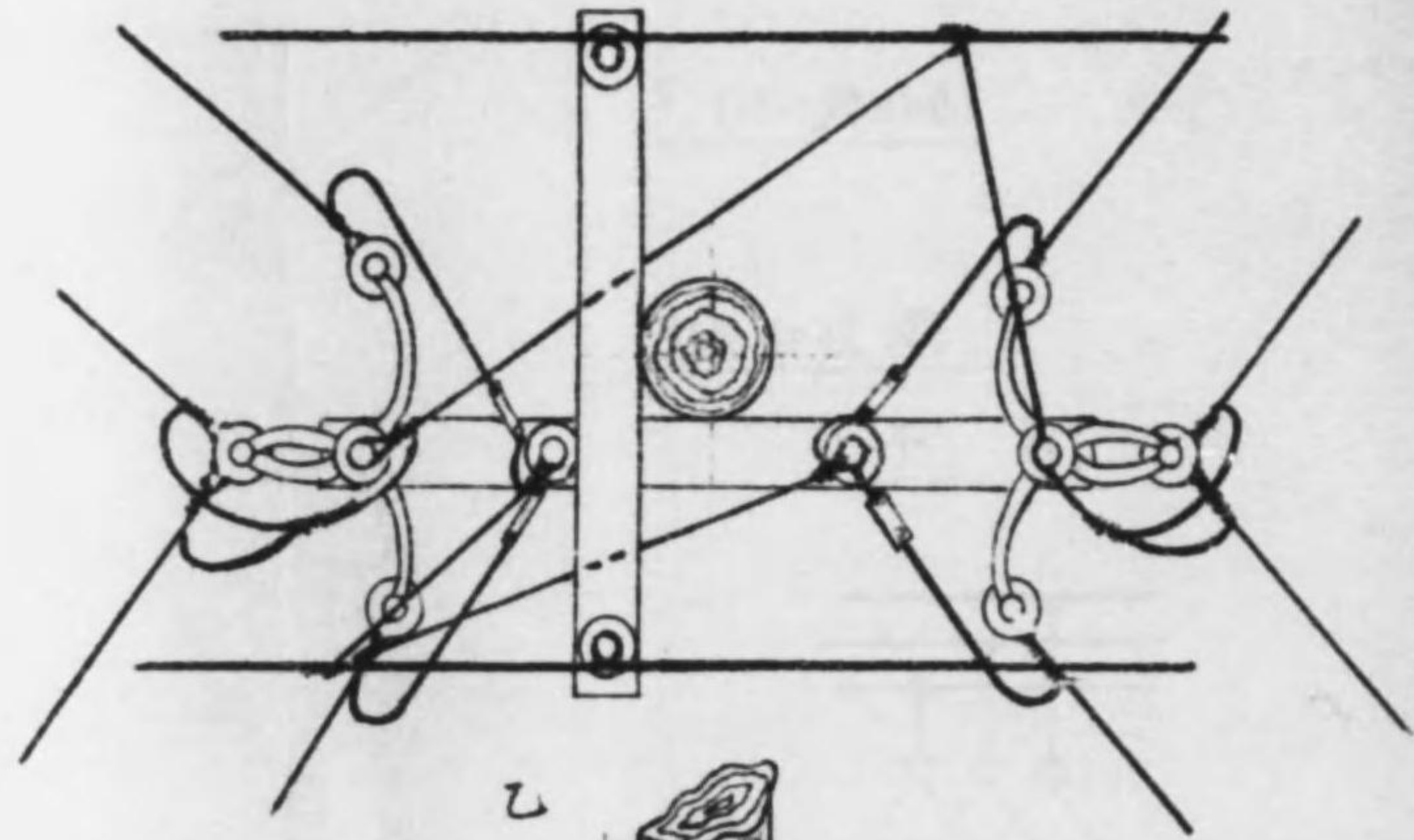
電線が陰影内に入るときは制限外



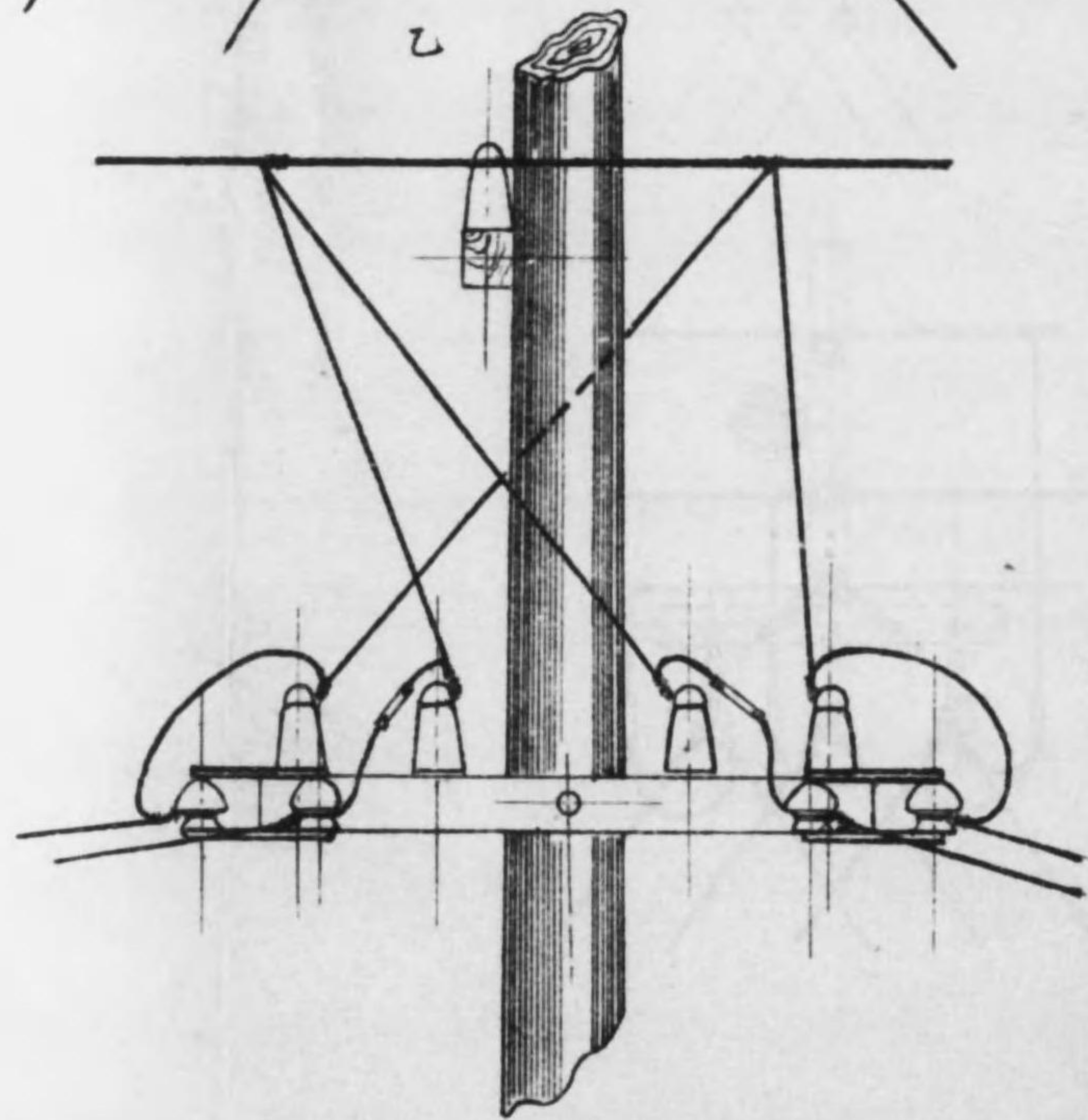
第一〇圖 (七四號 二ホ)

第一圖 (八-路)

甲



乙



八路車輪組之構造

